

発注者支援業務事例集

平成 19 年 3 月

全国営繕主管課長会議

発注者支援業務事例集

目次

この事例集について	・・・・・・・・・・	1
1. 都道府県実施例	・・・・・・・・・・	11
2. 公益法人実施例	・・・・・・・・・・	41
3. 都道府県提案	・・・・・・・・・・	84
4. 発注者支援メニュー表	・・・・・・・・・・	97
5. 発注者支援制度の紹介	・・・・・・・・・・	128

この事例集について

事例の収集

下記（１）～（４）の事例につき、都道府県、及び所管の公益法人、国土交通省官庁営繕部所管の公益法人を対象に調査し、事例の収集を行った。

（１）都道府県における事例調査

各都道府県において、管内の市区町村の発注関係事務（設計、積算、入札・契約、工事監督、工事検査、成績評定等に関する事務）又は発注関係事務以外（基本構想・企画、予算要求、施設の保全・点検等に関する事務）を支援する目的で過去に行ったことのある業務事例を収集する。対象事例としては以下のものとする。

- ① 市区町村等の要請による発注関係事務等についての直接的な支援*1
- ② その他特に当該機関独自の取組で特筆すべき間接的な支援*2

直接的な支援*1：別表の支援業務又は支援基準について、単に助言する程度ではなく、発注関係事務等の全部又は一部に直接携わるものをいう。

間接的な支援*2：別表の支援業務又は新基準について、資料提供、相談・助言、会議開催、説明会・講習会の開催、研修の実施、講演・講義等の手段により、間接的に支援することをいう。

（２）所管公益法人等における事例調査

所管公益法人等が、公共建築工事の発注者を支援する目的で過去に行ったことのある業務事例を収集する。対象事例としては以下のものとする。

- ① 市区町村の委託による発注関係事務等についての直接的な支援業務
- ② その他特に当該法人等の業務で特筆すべき間接的な支援業務

（３）都道府県における支援方策の提案募集

各都道府県において、管内の市区町村の発注関係事務等を支援する有効と思われる方策について提案を収集する。提案対象としては以下のものとする。

- ① 市区町村の要請による発注関係事務等についての直接的な支援
- ② その他特に管内市区町村に対する支援で有効と思われる間接的な支援

（４）所管公益法人等における支援メニュー調査

所管公益法人等において、市区町村の発注関係事務等について支援可能なメニューを調査する。調査対象としては以下のものとする。

- ① 市区町村の委託による発注関係事務等についての直接的な支援業務
- ② その他特に当該法人等の支援業務で有効と思われる間接的な支援業務

事例の整理

ア. 支援実績事例

上記分類のうち、(1)と(2)は過去の実績なのでこれを1)支援実績事例として整理する。

イ. 支援提案事例

上記分類のうち、(3)と(4)については、提案であり、未実施なので、2)支援提案事例として整理する。

① 直接的支援

上記分類のうち、①は特定の相手、特定のプロジェクト・特定の適用基準への支援であるので、これを①直接的支援として整理する。

② 間接的支援

上記分類のうち、②は業務に使用する基準・標準、業務実施上のルール・制度等に関する包括的支援であり、講習会、説明会、相談窓口などのメディアを介して実施するものなので、これを②間接的支援として整理する。

支援内容

支援内容は別表により、a.~k.及び、m.総合的・全般的支援、に分類する。

事例の傾向

支援主体別にみると、都道府県による支援は大部分が間接的支援であり、公益法人による支援業務は、大部分が直接的支援である。

このため、事例を、

1. 都道府県実施例
2. 公益法人等実施例
3. 都道府県提案

の順で示すこととする。

また、各公益法人等の支援可能なメニューを一覧表に示す。

別表：発注者支援業務の分類

区分	業務分類	業務項目		
		支援業務	支援基準	
発注関係事務	a.設計関係	設計者選定手続	設計者選定基準	
		プロポーザル方式の運営		
		設計成果物の審査	設計基準	
		設計 VE の実施		
		設計業務成績評定	設計業務成績評定要領	
	b.積算関係	工事予定価格の作成	積算基準	
		特殊工法等歩掛作成		
	c.工事入札・契約関係	工事請負業者選定手続	工事請負業者選定基準	
		総合評価落札方式の運営		
		有識者委員会の運営		
	d.工事関係	監督業務	監督業務実施要領	
		検査業務	検査業務実施要領	
		契約後 VE の実施		
		工事成績評定	工事成績評定要領	
	発注関係事務 以外	e.企画関係	中長期施設整備計画作成	
			基本構想作成	
基本計画作成				
f.予算要求関係		営繕計画書作成	要求単価	
g.施設評価関係		事業評価の実施		
		事業評価委員会の運営		
		顧客満足度調査		
h.保全関係		保全システムの構築		
		保全マニュアルの作成		
		保全積算関係		
		定期点検関係		
		施設運用関係		
j.入札・契約制度運営		入札監視委員会の運営		
k.新たな事業手法		PFI 関係		
		設計施工一括方式関係		
	ESCO 関係			

〔事例件数〕

対象	業務分類	支援区分	件数	番号
都道府県 実施例	a 設計関係	1 直接的支援	3	1～3
		2 間接的支援	12	4～15
	b 積算関係	1 直接的支援	0	—
		2 間接的支援	15	16～30
	c 入札・契約関係	1 直接的支援	0	—
		2 間接的支援	1	31
	d 工事関係	1 直接的支援	1	32
		2 間接的支援	5	33～37
m 総合的・全般的支援	1 直接的支援	0	—	
	2 間接的支援	16	39～54	
公益法人 実施例	a 設計関係	1 直接的支援	17	55～71
		2 間接的支援	2	72～73
	b 積算関係	1 直接的支援	5	74～78
		2 間接的支援	0	—
	c 入札・契約関係	1 直接的支援	2	79～80
		2 間接的支援	0	—
	d 工事関係	1 直接的支援	16	81～96
		2 間接的支援	2	97～98
	e 企画関係	1 直接的支援	8	99～106
		2 間接的支援	0	—
	f 予算要求関係	1 直接的支援	1	107
		2 間接的支援	0	—
	h 保全関係	1 直接的支援	9	108～116
		2 間接的支援	1	117
k 新たな事業手法	1 直接的支援	3	118～120	
	2 間接的支援	0	—	
m 総合的・全般的支援	1 直接的支援	9	121～129	
	2 間接的支援	4	130～133	
都道府県 提案	a 設計関係	1 直接的支援	1	134
		2 間接的支援	3	135～137
	b 積算関係	1 直接的支援	1	138
		2 間接的支援	1	139
	c 入札・契約関係	1 直接的支援	0	—
		2 間接的支援	1	140
	d 工事関係	1 直接的支援	2	141～142
		2 間接的支援	4	143～146
m 総合的・全般的支援	1 直接的支援	0	—	
	2 間接的支援	7	148～154	

1. 都道府県実施例

業務分類	番号	実施/提案者	支援内容	支援区分	頁
a 設計関係	1	北海道	プロポ審査委員	1 直接的支援	12
	2	富山県	コンペ審査委員	1 直接的支援	12
	3	岡山県	プロポ運営助言、審査委員	1 直接的支援	13
	4	福島県	設計審査、工事検査	2 間接的支援	13
	5	栃木県	県内設計基準類の統一	2 間接的支援	14
	6	群馬県	実施設計委託料算出	2 間接的支援	14
	7	埼玉県	設計者選定委員会運営	2 間接的支援	15
	8	岐阜県	プロポ運営助言	2 間接的支援	15
	9	静岡県	プロポ審査委員	2 間接的支援	16
	10	岡山県	設計・監理委託料算定基準提供	2 間接的支援	16
	11	島根県	設計審査（対象補助事業）	2 間接的支援	17
	12	佐賀県	設計者選定補助	2 間接的支援	17
	13	長崎県	プロポ情報提供	2 間接的支援	18
	14	大分県	プロポ情報提供	2 間接的支援	18
	15	香川県	設計・監理委託料算出等相談	2 間接的支援	19
b 積算関係	16	北海道	工事標準単価、積算要領配布	2 間接的支援	20
	17	岩手県	積算単価表説明会、委託料積算標準提供	2 間接的支援	20
	18	宮城県	積算単価説明会、相談等	2 間接的支援	21
	19	福島県	積算基準、共通仕様書講習会	2 間接的支援	21
	20	埼玉県	設計単価、見積方法、積算基準等資料提供	2 間接的支援	22
	21	東京都	積算標準・同解説説明会	2 間接的支援	22
	22	神奈川県	積算基準等資料提供会議	2 間接的支援	23
	23	富山県	積算基準等資料提供	2 間接的支援	23
	24	福井県	標準単価提供	2 間接的支援	24
	25	京都府	積算基準等説明会（営繕連絡協議会）	2 間接的支援	24
	26	岡山県	積算基準等資料、工事標準単価提供	2 間接的支援	25
	27	島根県	工事標準単価表配布	2 間接的支援	25
	28	広島県	積算資料提供、担当課長会議、技術的助言	2 間接的支援	26
	29	長崎県	積算基準等資料提供	2 間接的支援	26
	30	大分県	積算基準等説明会	2 間接的支援	27
c 入札・契約関係	31	福島県	研修会（県公共工事契約業務連絡協議会）	2 間接的支援	28
d 工事関係	32	千葉県	工事検査	1 直接的支援	29
	33	埼玉県	防水・塗装工法研修会	2 間接的支援	29
	34	埼玉県	工事監督実務要覧説明会	2 間接的支援	30
	35	富山県	工事検査研修会	2 間接的支援	30
	36	島根県	工事検査（対象補助事業）	2 間接的支援	31
	37	長崎県	工事監督・検査基準提供	2 間接的支援	31
k 新たな事業手法	38	大阪府	E S C O 関連事業への支援	1 直接的支援	32
m 総合的・ 一般的 支援	39	北海道	連絡会議、研修、現地調査積算基準等配布	2 間接的支援	33
	40	青森県	県・市営繕主務課長会議	2 間接的支援	33
	41	福島県	連絡会議、講習会、現場見学会、情報提供	2 間接的支援	34
	42	茨城県	営繕主務者会議、研修会、現場見学会	2 間接的支援	34
	43	東京都	建築協議会	2 間接的支援	35
	44	新潟県	営繕研修会	2 間接的支援	35
	45	石川県	公共建築行政連絡会議	2 間接的支援	36
	46	静岡県	公共建築推進協議会、研修会	2 間接的支援	36
	47	愛知県	建設技術研修（耐震、CALIS、積算工事監理）	2 間接的支援	37
	48	大阪府	営繕主務者会議	2 間接的支援	37
	49	島根県	営繕技術者研修（各種基準類、業務基礎）	2 間接的支援	38

業務分類	番号	実施/提案者	支援内容	支援区分	頁
	50	岡山県	建築営繕主管課長会議	2 間接的支援	38
	51	徳島県	公共建築連絡協議会（情報提供、現場見学会）	2 間接的支援	39
	52	佐賀県	公共建築推進連絡協議会（情報提供）	2 間接的支援	39
	53	長崎県	各種基準類提供	2 間接的支援	40
	54	鹿児島県	建築技術職員研修会	2 間接的支援	40

2. 公益法人実施例

業務分類	番号	実施/提案者	支援内容	支援区分	頁	
a 設計関係	55	(財) 建築保全センター	設計支援	1 直接的支援	42	
	56	(財) 建築コスト管理システム研究所	設計VE	1 直接的支援	42	
	57	宮城県住宅供給公社	設計業務	1 直接的支援	43	
	58	(財) 岐阜県建設研究センター	プロポ運営	1 直接的支援	43	
	59	(財) 福井県建設技術公社	プロポ運営	1 直接的支援	44	
	60	(財) 福井県建設技術公社	設計監理	1 直接的支援	44	
	61	(財) 岡山県建設技術センター	プロポ運営	1 直接的支援	45	
	62	(財) 福岡県建設技術情報センター	プロポ運営	1 直接的支援	45	
	63	(財) 福岡県建設技術情報センター	設計、工事監理	1 直接的支援	46	
	64	宮城県住宅供給公社	設計、積算	1 直接的支援	46	
	65	群馬県住宅供給公社	プロポ運営、設計審査、積算	1 直接的支援	47	
	66	群馬県住宅供給公社	建設委員、プロポ運営、設計審査	1 直接的支援	47	
	67	静岡県建築住宅まちづくりセンター	設計関係	1 直接的支援	48	
	68	愛知県住宅供給公社	基本構想、設計、積算	1 直接的支援	48	
	69	(財) 宮崎県建設技術推進機構	設計審査、工事監理、検査	1 直接的支援	49	
	70	(財) 宮崎県建設技術推進機構	プロポ助言、設計審査、工事監理、検査	1 直接的支援	49	
	71	(財) 鹿児島県住宅・建築総合センター	設計審査、工事監理、検査	1 直接的支援	50	
	72	(財) 山形県建設技術センター	設計図・設計書等の審査	2 間接的支援	50	
	73	(財) 群馬県建設技術センター	設計審査	2 間接的支援	51	
	b 積算関係	74	(財) 建築コスト管理システム研究所	複合単価・歩掛等作成	1 直接的支援	52
		75	(財) 建築コスト管理システム研究所	積算基準作成	1 直接的支援	52
		76	(財) 宮城県建築住宅センター	積算、工事監督補助	1 直接的支援	53
		77	(財) 宮城県建築住宅センター	積算、工事監督補助	1 直接的支援	53
78		(財) 新潟県建設技術センター	予定価格作成	1 直接的支援	54	
c 入札・ 契約関係	79	(財) 福岡県建設技術情報センター	設計審査 (デザインビルド)	1 直接的支援	55	
	80	(財) 福岡県建設技術情報センター	総合評価審査	1 直接的支援	55	
d 工事関係	81	(財) 建築保全センター	工事監理補助	1 直接的支援	56	
	82	宮城県住宅供給公社	工事監理	1 直接的支援	56	
	83	宮城県住宅供給公社	工事監理	1 直接的支援	57	
	84	(財) 宮城県建築住宅センター	設計審査、積算、工事監理	1 直接的支援	57	
	85	(財) 茨城県建設技術公社	積算、工事監理補助	1 直接的支援	58	
	86	(財) 茨城県建設技術公社	工事監理・検査	1 直接的支援	58	
	87	(財) 群馬県建設技術センター	工事検査	1 直接的支援	59	
	88	埼玉県住宅供給公社	工事監理・検査補助	1 直接的支援	59	
	89	埼玉県住宅供給公社	工事検査補助	1 直接的支援	60	
	90	(財) 新潟県建設技術センター	工事監理	1 直接的支援	60	
	91	愛知県住宅供給公社	工事監理	1 直接的支援	61	
	92	(財) 福井県建設技術公社	工事監理	1 直接的支援	61	
	93	(財) 宮崎県建設技術推進機構	工事検査補助	1 直接的支援	62	
	94	(財) 宮城県建築住宅センター	積算単価見直し、工事監理	1 直接的支援	62	
	95	(財) 山形県建設技術センター	積算、工事監理	1 直接的支援	63	
	96	(財) 群馬県建設技術センター	積算、工事監理	1 直接的支援	63	
	97	(財) 宮城県建築住宅センター	石面除去工事住民説明 (設計・監理委託業務)	2 間接的支援	64	
	98	(財) 山形県建設技術センター	工事検査	2 間接的支援	64	
	e 企画関係	99	(社) 公共建築協会	基本構想、プロポ運営	1 直接的支援	65
		100	(財) 建築保全センター	基本構想 (施設長寿命化計画)	1 直接的支援	65
101		(財) 建築保全センター	基本構想 (長期修繕計画予備調査)	1 直接的支援	66	
102		(財) 福島県建設技術センター	基本構想、総合評価運営、設計審査	1 直接的支援	66	
103		長野県住宅供給公社	基本構想 (公営住宅基本計画)	1 直接的支援	67	

業務分類	番号	実施/提案者	支援内容	支援区分	頁
	104	長野県住宅供給公社	基本構想（住宅マスタープラン）	1 直接的支援	67
	105	（財）岐阜県建設研究センター	基本構想（小学校）	1 直接的支援	68
	106	愛知県住宅供給公社	基本構想（住宅ストック活用計画）	1 直接的支援	68
f 予算要求関係	107	（財）建築保全センター	維持管理費歩掛作成	1 直接的支援	69
h 保全関係	108	（財）建築保全センター	保全情報システム運営	1 直接的支援	70
	109	（財）建築保全センター	個別保全システム構築	1 直接的支援	70
	110	（財）建築保全センター	保全マニュアル作成（病院）	1 直接的支援	71
	111	（財）建築保全センター	保全業務仕様書作成、積算支援	1 直接的支援	71
	112	（財）建築保全センター	特殊建築物等定期調査	1 直接的支援	72
	113	（財）建築保全センター	耐震診断、耐震改修計画案作成	1 直接的支援	72
	114	（財）建築保全センター	外壁劣化調査、中期修繕計画作成	1 直接的支援	73
	115	（財）建築保全センター	伝統的木造建築物耐震・劣化調査	1 直接的支援	73
	116	（財）鹿児島県住宅・建築総合センター	所管施設劣化調査、中長期保全計画作成	1 直接的支援	74
	117	（財）建築保全センター	保全関係図書発行、講習会、研修、情報提供	2 間接的支援	74
k 新たな事業手法	118	宮城県住宅供給公社	設計業務	1 直接的支援	75
	119	長野県住宅供給公社	設計施工一括方式	1 直接的支援	75
	120	長野県住宅供給公社	公営住宅買取・賃貸	1 直接的支援	76
m 総合的・全般的支援	121	（財）山形県建設技術センター	設計、積算、工事監理	1 直接的支援	77
	122	（財）山形県建設技術センター	街並み協定とりまとめ業務	1 直接的支援	77
	123	（財）山形県建設技術センター	基本・実施設計時の助言、相談	1 直接的支援	78
	124	（財）福島県建設技術センター	設計、積算、工事監理	1 直接的支援	78
	125	埼玉県住宅供給公社	設計、積算、工事監理	1 直接的支援	79
	126	長野県住宅供給公社	プロポ運営、設計審査、工事監理	1 直接的支援	79
	127	愛知県住宅供給公社	設計、積算、業者選定、工事監理、検査	1 直接的支援	80
	128	広島県住宅供給公社	設計、積算、業者選定、工事監理、検査	1 直接的支援	80
	129	沖縄県住宅供給公社	設計、積算、業者選定、工事監理、検査	1 直接的支援	81
	130	（財）建築保全センター	建築仕上リフォーム研修、改修施工管理技術者登録	2 間接的支援	81
	131	（社）岡山県設備設計事務所協会	新製品等技術研修会（建築設備）	2 間接的支援	82
	132	（社）岡山県設備設計事務所協会	公共建築工事標準仕様書講習会	2 間接的支援	82
	133	（社）岡山県設備設計事務所協会	指定管理者選定委員会外部委員	2 間接的支援	83

3. 都道府県提案

業務分類	番号	実施/提案者	支援内容	支援区分	頁
a 設計関係	134	千葉県	設計審査	1 直接的支援	85
	135	宮城県	プロボ運営補助	2 間接的支援	85
	136	福島県	設計VE講習会	2 間接的支援	86
	137	福井県	県内設計基準類の統一	2 間接的支援	86
b 積算関係	138	岐阜県	工事単価提供	1 直接的支援	87
	139	群馬県	公営住宅積算基準・単価表説明	2 間接的支援	87
c 入札・契約関係	140	福島県	入札時・契約後VE講習会	2 間接的支援	88
d 工事関係	141	埼玉県	工事検査	1 直接的支援	89
	142	千葉県	工事検査	1 直接的支援	89
	143	奈良県	工事監理受託者チェックリスト作成、検査職員派遣	2 間接的支援	90
	144	山口県	工事成績評定要領の普及	2 間接的支援	90
	145	沖縄県	工事实績データベース、工事内容評価	2 間接的支援	91
	146	沖縄県	工事検査立会受入研修	2 間接的支援	91
k 新たな事業手法	147	大阪府	ESCO関連事業への支援	1 直接的支援	92
m 総合的・ 全般的 支援	148	北海道	連絡会議、研修、現地視察	2 間接的支援	93
	149	栃木県	公益法人の活用提案、業務掘り起こし	2 間接的支援	93
	150	東京都	発注者支援コールセンター（相談窓口）開設	2 間接的支援	94
	151	東京都	営繕情報提供システム（メール、WEB、掲示板等）	2 間接的支援	94
	152	新潟県	営繕技術基準加除式ハンドブック、分野別講習会	2 間接的支援	95
	153	静岡県公共建築推進協議会	県公共推進協議会の活用	2 間接的支援	95
	154	沖縄県	発注関係事務説明会・講習会	2 間接的支援	96

4. 発注者支援メニュー表

実 施 者	支援区分	項
(社) 公共建築協会	直接的支援	98
	間接的支援	99
(財) 建築保全センター	直接的支援	100
	間接的支援	101
(財) 建築コスト管理システム研究所	直接的支援	102
(財) 山形県建設技術センター	直接的支援	103
(財) 宮城県建築住宅センター	直接的支援	104
	間接的支援	105
(財) 福島県建設技術センター	直接的支援	106
	間接的支援	107
(財) 茨城県建設技術公社	直接的支援	108
(財) 栃木県建設総合技術支援センター	直接的支援	109
	間接的支援	110
(財) 群馬県建設技術センター	直接的支援	111
群馬県住宅供給公社	直接的支援	112
埼玉県住宅供給公社	直接的支援	113
長野県住宅供給公社	直接的支援	114
(財) 岐阜県建設研究センター	直接的支援	115
愛知県住宅供給公社	直接的支援	116
(財) 福井県建設技術公社	直接的支援	117
(財) 三重県建設技術センター	直接的支援	118
	間接的支援	119
(財) 岡山県建設技術センター	直接的支援	120
(社) 岡山県建設設計事務所協会	直接的支援	121
広島県住宅供給公社	直接的支援	122
(財) 福岡県建設技術情報センター	直接的支援	123
	間接的支援	124
(財) 宮崎県建設技術推進機構	直接的支援	125
	間接的支援	126
沖縄住宅供給公社	直接的支援	127

1. 都道府県実施例

設計関係		0. 事例番号	1
1. 支援機関	北海道	2. 支援先	士別市
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	設計者選定手続
7. 業務細目	プロポーザル審査委員として参加	8. 支援期間	H16/11/15～H17/3/31
9. 業務名称	朝日町立糸魚小学校改築工事基本設計業務に係るプロポーザル審査委員会		
10. 業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ・審査委員長の互選 ・技術提案説明書の決定 ・プロポーザル提案者ヒアリングの実施 ・技術提案書の審査及び特定 		
11. 業務内容	事前にプロポーザル方式による設計者選定について導入指導を行い、町からプロポーザル審査委員の委嘱を受けた上で、設計者選定に係る委員会へ出席し、技術提案書の審査等を行った。		
12. 支援効果	プロポーザル方式による設計者選定に関する考え方、具体の進め方などノウハウについて支援し、委員として審査を行い設計者選定を終えた。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	2
1. 支援機関	富山県	2. 支援先	要望のある市町村
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	設計コンペの運営	8. 支援期間	要請があった時
9. 業務名称	設計コンペ審査業務		
10. 業務概要	設計コンペの審査委員として審査に参加		
11. 業務内容	同上		
12. 支援効果	建築系学科を持つ大学がない本県において、学識経験者に代る委員として参加している		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	3
1. 支援機関	岡山県	2. 支援先	赤磐市
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	設計者選定手続
7. 業務細目	プロポーザル審査委員として参加	8. 支援期間	H17/12/27～H18/7/7
9. 業務名称	赤磐市立中央図書館設計業務に係るプロポーザル審査委員会		
10. 業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ・審査委員長の互選 ・技術提案説明書の決定 ・プロポーザル提案者ヒアリングの実施 ・技術提案書の審査及び特定 		
11. 業務内容	事前にプロポーザル方式による設計者選定について導入指導を行い、市からプロポーザル審査委員の委嘱を受けた上で、設計者選定に係る委員会へ出席し、技術提案書の審査等を行った。		
12. 支援効果	プロポーザル方式による設計者選定に関する考え方、具体の進め方などノウハウについて支援し、委員として審査を行い設計者選定を終えた。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	4
1. 支援機関	福島県	2. 支援先	県内市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	設計成果品の審査・検査業務	8. 支援期間	適宜
9. 業務名称	建築物補助事業受託事務		
10. 業務概要	町村の建築物に対して、県補助金を交付するに当たっての技術支援。		
11. 業務内容	設計成果品の審査・工事の成果確認。		
12. 支援効果	適正な業務の執行と建築物の水準の確保が図られている。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	5
1. 支援機関	栃木県	2. 支援先	管内全市町
3. 支援区分	間接的な支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計、積算、入札・契約、工事関係（全般）	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目	発注関係事務全般	8. 支援期間	年度毎
9. 業務名称	栃木県公共建築連絡協議会		
10. 業務概要	営繕行政の円滑な執行及び公共建築の質の向上に資すると共に、会員相互の連絡調整を図る。		
11. 業務内容	<p>県の制定した下記の積算基準等の情報を提供し、協議会内で内容を検討した上で、全ての市町が利用できるような雛形を作成し配布している。また、基準類の改定にあわせ、その内容も改定するとともに、随時基準の適用方針等に関する相談を受けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計委託料の算定に関する基準、・工事監理委託料の算定に関する基準 ・設計業務委託期間の算定に関する基準、・積算基準、・標準工期の算定基準 ・耐震診断委託料の算定に関する基準、・特記仕様書 <p>専門部会において営繕に関する調査研究を行い、また、公共建築の現場研修や機関誌の発行など情報交換を行っている。</p>		
12. 支援効果	<p>県内の市町が利用する基準類を統一することにより、県が市町に対して指導・助言するに際して、非常にスムーズな対応が図れる。</p> <p>また、会計検査等、市町の施行する事業に対し県が責任をもってバックアップすることが可能となる。</p>		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	6
1. 支援機関	群馬県	2. 支援先	松井田町
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	設計委託業務	8. 支援期間	2005/8/
9. 業務名称	平成17年度千客万来支援事業 坂本宿の快適トイレ設置設計委託業務		
10. 業務概要	<p>設備概要</p> <p>構造:木造</p> <p>階数:平屋</p> <p>対象面積:22.5㎡</p> <p>用途:公衆便所</p> <p>総工事費:13,009,500円</p>		
11. 業務内容	上記建築工事の委託業務について、「群馬県県土整備局 設計等業務委託算出基準」に基づいた実施設計委託料の算出を支援した。		
12. 支援効果	実施設計委託料を参考に松井田町において、入札を行いスムーズに委託業者を選定することができた。		
13. 特記事項	設計等業務委託料算出基準については、県内の市には配布しているが、町村については配布していないため、町村より調査依頼が多々ある。しかし、今後町村合併において、依頼件数が減ると思われる。		

		0. 事例番号	7
1. 支援機関	埼玉県(営繕課)	2. 支援先	県内2市1町3村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	プロポーザル方式の運営	8. 支援期間	H2/12/20～H8/8/28
9. 業務名称	埼玉県設計候補者選定事業		
10. 業務概要	埼玉県住宅都市部(現都市整備部)が設計競技方式で設計者を選定する為に設置した選定委員会が、県内市町村からの依頼を受けて設計者を選定し、その結果を当該市町村に報告する。		
11. 業務内容	選定のためにかかる費用(委託料または参加報酬)は依頼市町村が用意し、事業実施にあたって選定委員会および県が支援、協力を行う。		
12. 支援効果	市町村のレベルアップに貢献した。		
13. 特記事項	発注課である営繕課が選定委員会の事務局となっていたため、本来業務と市町村支援の両立が困難だった。		

		0. 事例番号	8
1. 支援機関	岐阜県	2. 支援先	岐阜市
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	例:発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	プロポーザル方法の運営
7. 業務細目		8. 支援期間	
9. 業務名称	プロポーザルの手法について		
10. 業務概要	プロポーザルの手法について、岐阜県の実施した事例に基づき相談・助言を行った。		
11. 業務内容	市が病院の改築計画に伴い、設計手法の一つとしてプロポーザルを検討するにあたり、岐阜県が過去に実施したプロポーザルの実例を参考として、担当者の相談に応じて助言を行った。		
12. 支援効果	今後、市が行おうとしている病院改築計画における設計手法の選択の参考となること、又同様な手法をとった場合の参考となる。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	9
1. 支援機関	静岡県	2. 支援先	〇〇市
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	プロポーザル方式の運営
7. 業務細目	設計者選定	8. 支援期間	H18.1.13
9. 業務名称	(仮称)〇〇市総合福祉会館設計業務		
10. 業務概要	〇〇市総合福祉会館基本設計業務委託に伴う設計者選考委員会の委員就任。 〇〇市総合福祉会館 地上3階建、床面積4,815㎡。		
11. 業務内容	〇〇市から、基本設計委託業者を指名型プロポーザル方式により選定するため、選考委員会の委員就任の要請があり受託した。 平成18年1月13日選考委員会に出席。		
12. 支援効果	〇〇市から、設計業者が決定した旨の報告があった。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	10
1. 支援機関	岡山県	2. 支援先	管内全市
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目	設計基準	8. 支援期間	H18/9～
9. 業務名称	設計基準類に関する情報提供		
10. 業務概要	県の制定した下記の算定基準等の情報を提供している。 ・設計委託料の算定に関する基準、・工事監理委託料の算定に関する基準 ・設計業務委託期間の算定に関する基準、・積算基準、・標準工期の算定基準		
11. 業務内容	業務概要に示す、県の基準類に関する情報を提供し、全ての市町村が利用できるよう作成し配布している。 また、基準類の改訂にあわせ、その内容も改訂するとともに、随時基準の適用方針等に関する相談を受けている。		
12. 支援効果	県が市に対して技術的支援をするに際して、非常にスムーズな対応が図れる。 また、会計検査等、市の施行する事業に対し県がバックアップすることが可能となる。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	11
1. 支援機関	島根県	2. 支援先	管内の全市町村
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	設計成果物の審査	8. 支援期間	年に30回程度
9. 業務名称	農林水産部及び健康福祉部の補助事業に係る設計審査		
10. 業務概要	(1)農林水産部の補助金を受ける市町村又は事業者の建築工事に係る補助事業について、設計審査を行う。 (2)健康福祉部の補助金を受ける事業者の建築工事に係る補助事業について、設計審査を行う。		
11. 業務内容	(1)設計内容が一定の品質を確保し、補助金事業に合致するものであるかどうかを審査する。 (2)設計金額が適正であり、補助金事業に合致するものであるかどうかを審査する。		
12. 支援効果	基本的には、補助金を交付する県側の事務の支援であるが、建築技術者のいない市町村の設計委託については、間接的に設計審査を支援していることとなり、建築物の品質確保については会計検査等の対応に貢献している。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	12
1. 支援機関	佐賀県	2. 支援先	富士町
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	設計者選定手続	8. 支援期間	H17年6月～H17年9月末
9. 業務名称	富士町生涯学習センター建設工事設計者選定基準等支援業務		
10. 業務概要	生涯学習事業と文化活動の充実を図り、また、文化財を展示、保存し地域財産として後世に伝えるため、それらの複合的な施設の建設を行うこととなり、設計競技による設計者の選定を行なった。 用途:ホール付き公民館、構造:RC造 延床面積:2,260㎡		
11. 業務内容	施設を建設するにあたり、設計者の選定方法について助言を行なうとともに、選定要領作成の協力、委員会の委員の推薦等も併せて行なった。		
12. 支援効果	不慣れな事務作業の効率化が図られるとともに、スケジュールどおりの施行が行なわれた。 また、その設計を実施するのに十分な技術力を有する設計者が選定され、公共建築工事の品質の確保が図られる。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	13
1. 支援機関	長崎県	2. 支援先	〇〇市
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	プロポーザル方式への助言	8. 支援期間	H17
9. 業務名称	〇〇市〇〇センターの設計に係るプロポーザル方式検討への支援業務		
10. 業務概要	(背景) 県内(〇〇市以外)の設計事務所に関する情報が不足 (目的) プロポーザル方式検討への支援 (対象) 〇〇市 (対象業務) 〇〇センターの設計に係るプロポーザル方式の検討		
11. 業務内容	〇〇市が〇〇センターの設計者選定にプロポーザル方式を検討していたが、その判断材料の一つである、〇〇市以外の県内及び県外の設計者に関する情報が不足していたため、情報を提供することで、プロポーザル方式の検討を支援した。		
12. 支援効果	本県が提供した情報を判断材料の一つとして、〇〇市がプロポーザル方式を検討することができた。		
13. 特記事項	提供した情報を元に〇〇市内部で検討した結果、プロポーザル方式は見送ることになった。		

		0. 事例番号	14
1. 支援機関	大分県	2. 支援先	〇〇町及び〇〇法人
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	プロポーザル方式の運営	8. 支援期間	H16
9. 業務名称	特になし		
10. 業務概要	市町村等からの依頼に基づき随時プロポーザル方式等に関する情報提供を行う		
11. 業務内容	要綱、指名業者、審査委員の選定等		
12. 支援効果	各自治体においてプロポーザル方式の採用はまれであるため、県が持っている各種事例を随時提供できることは市町村にとって必要なことであると考えられる。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	15
1. 支援機関	香川県	2. 支援先	要請のあった市町
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目	設計・監理委託料等の相談	8. 支援期間	通年
9. 業務名称	設計・監理委託料等の相談業務		
10. 業務概要	要請のあった市町に対して、設計・監理委託料の算出等について、相談業務を行っている。		
11. 業務内容	市町からの要請により、参考までに香川県の設計委託料算定基準に基づいて算出するとともに、基準を持たない市町に対して算出基準策定のための助言を行っている。また、各種仕様書等を参考資料として配布するなど、市町への間接的支援を行っている。		
12. 支援効果	相談業務を行うことにより、県と市町との相互協力関係が生まれ、事業の円滑な推進が図られるとともに、市町職員のレベルアップにも繋がっている。		
13. 特記事項	特になし。		

積算関係		0. 事例番号	16
1. 支援機関	北海道	2. 支援先	道内全市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算関係	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目	積算基準	8. 支援期間	通年
9. 業務名称	単価積算資料の配布		
10. 業務概要	道内市町村を対象とした単価表、積算要領の配布。		
11. 業務内容	北海道営繕工事積算標準単価表、同積算要領の配布(4月)		
12. 支援効果	市町村における北海道営繕工事積算標準単価表、同積算要領の採用(採用率43.9%・平成17年8月発注者支援アンケートによる)		
13. 特記事項	積算関係のほかプロポーザル実施要綱、委託関係様式、契約関係様式、写真撮影要領、検査実施基準などの資料提供。		

		0. 事例番号	17
1. 支援機関	岩手県	2. 支援先	要請のあった市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算関係	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目	積算基準・委託料積算基準	8. 支援期間	毎年度
9. 業務名称	公共建築工事の積算単価表及び委託料積算標準支援業務		
10. 業務概要	営繕工事において、独自の積算単価表及び設計・工事監理料積算基準を作成していない市町村に、県で作成した単価表を当該年度貸与し、また、委託料積算標準を提供する。		
11. 業務内容	業務概要に同じ		
12. 支援効果	市町村における単価表及び委託料積算基準等の作成作業がなくなり、業務量が削減される。		
13. 特記事項	単価表の貸与に当たっては、毎年説明会を開催し、営繕業務における情報等を提供している。		

		0. 事例番号	18
1. 支援機関	宮城県	2. 支援先	管内全市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	工事積算単価	8. 支援期間	H17/4/1～H18/3/31
9. 業務名称	工事積算単価の間接的支援		
10. 業務概要	県で設定した営繕工事積算単価について、県内市町村の営繕担当者で経験の少ないなどの理由により、資料提供、相談・助言、説明会等を行う。		
11. 業務内容	1. 資料の提供 2. 内容についての説明会の実施 3. 個別案件等についての相談・助言		
12. 支援効果	提供した資料についても説明会を開催したので、適切な単価による積算の補助になった。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	19
1. 支援機関	福島県	2. 支援先	希望のあった市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算関係	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目	積算基準・共通仕様書説明会	8. 支援期間	改正時に1回
9. 業務名称	積算基準・共通仕様書説明会		
10. 業務概要	福島県土木部による積算基準及び共通仕様書の全面改正を行った際、内容を周知するため改正内容について説明している。		
11. 業務内容	積算基準及び共通仕様書の改正内容を説明。		
12. 支援効果	講習会により適正な基準の運用が図られる。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	20
1. 支援機関	埼玉県(設備課)	2. 支援先	要請のあった市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算関係	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目	積算基準	8. 支援期間	定期的に年1回
9. 業務名称	資料提供		
10. 業務概要	市町村の要請による資料提供		
11. 業務内容	設計単価、見積方法、積算基準等資料提供		
12. 支援効果	県に準じた発注価格の設定		
13. 特記事項	なし		

		0. 事例番号	21
1. 支援機関	東京都	2. 支援先	管内全区、全市
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算関係	6. 業務項目	積算基準
7. 業務細目	単価表説明会	8. 支援期間	定期、年一回
9. 業務名称	東京都財務局建築(各職種)工事積算標準・同解説の説明会		
10. 業務概要	都下の区市町村が発注する工事においては、東京都財務局の積算単価表を準用している。 そのため、年に一度第一四半期に当年度の単価表についての説明を行う。		
11. 業務内容	23区及び26市の代表の招きにより、各職の積算担当者が各々の会場へ赴き、当該年度の単価表改正点や、取扱い事項などについて説明と質疑を行う。		
12. 支援効果	適切な積算業務への寄与		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	22
1. 支援機関	神奈川県	2. 支援先	県内市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算関係	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目	積算基準等	8. 支援期間	
9. 業務名称			
10. 業務概要	標準単価表等の資料提供を行うほか、基準類他に関する情報提供を目的とした会議を年間2回程度、開催している。		
11. 業務内容			
12. 支援効果			
13. 特記事項			

		0. 事例番号	23
1. 支援機関	富山県	2. 支援先	県内全市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算関係	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目	積算基準	8. 支援期間	1回～4回／年
9. 業務名称	積算基準等資料提供		
10. 業務概要	工事価格積算基準、設計監理委託料積算基準、工事単価表の提供		
11. 業務内容	各市町村がそれぞれの積算基準及び工事単価表を作成する際に参考としてもらうために県の基準等を提供 工事価格積算基準及び設計監理委託料積算基準の提供:1回／年 工事単価の提供:2回～4回／年		
12. 支援効果	各市町村では、提供された資料等に基づき、それぞれの基準、単価等を定めているよう		
13. 特記事項			

積算関係		0. 事例番号	24
1. 支援機関	福井県	2. 支援先	県内各市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算関係	6. 業務項目	設計標準単価の作成
7. 業務細目	設計標準単価・予算価格の作成業務	8. 支援期間	毎年度
9. 業務名称	設計標準単価作成業務		
10. 業務概要	設計標準単価等を県内市町村に提供		
11. 業務内容	毎年度、県の設計標準単価等を作成し県内市町村に提供 市には配布、町村には管内土木事務所において閲覧をさせている。 提供しているのは、 県営繕工事標準単価表(建築・電気設備・機械設備) 市場単価表(建築・電気設備・機械設備) 建築新営工事予算価格表		
12. 支援効果	県内市町村営繕業務の省力化および不均衡の是正		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	24
1. 支援機関	京都府	2. 支援先	京都府営繕連絡協議会加入市町
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算関係	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目	積算基準	8. 支援期間	通年
9. 業務名称	京都府積算関係資料の提供		
10. 業務概要	京都府内の各地方公共団体の公共建築業務担当部課相互の協力により、公共建築に関する技術の交流と理解を図り、もって、営繕行政の向上に寄与することを目的として平成元年に発足した。		
11. 業務内容	京都府が作成した施工単価や積算基準また、設計等委託料の算定基準を要望があった市町に提供している。		
12. 支援効果	府下の市町が府の施工単価・積算基準を利用することで、省力化及び適切な積算が行われることに資する。		
13. 特記事項	年1回単価説明会を開催。		

		0. 事例番号	25
1. 支援機関	岡山県	2. 支援先	管内全市
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算関係	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目	積算基準	8. 支援期間	H18/7/1~
9. 業務名称	積算基準、単価表等提供		
10. 業務概要	管内市の担当者を集めて、単価表等の説明会を実施している。		
11. 業務内容	次のような単価・基準類について提供している。 ・岡山県建築工事標準単価表、 ・岡山県電気設備・機械設備工事標準単価表 ・岡山県公共建築工事積算基準、 ・岡山県公共建築工事積算の手引き		
12. 支援効果	具体的な効果測定(アンケート等)は実施していないが、市における適正な積算業務に役立っている。		
13. 特記事項	なし		

		0. 事例番号	26
1. 支援機関	島根県	2. 支援先	管内の全市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算関係	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目	島根県営繕工事標準単価	8. 支援期間	年に1回程度
9. 業務名称	島根県営繕工事標準単価表の配布		
10. 業務概要	県が発注する営繕工事に使用する標準単価表を全市町村に配布する。		
11. 業務内容	県の標準単価表を配布し、市町村が発注する工事費の積算に利用		
12. 支援効果	各市町村の単価作成業務を軽減。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	27
1. 支援機関	広島県	2. 支援先	各市町
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算関係 ほか	6. 業務項目	工事予定価格の作成 ほか
7. 業務細目	積算基準 ほか	8. 支援期間	毎年
9. 業務名称	「営繕工事積算資料」の提供・担当課長会議の開催・技術的助言等		
10. 業務概要	広島県「営繕工事積算資料」の提供 担当課長会議の開催 ほか 技術的助言		
11. 業務内容	年一度、「広島県営繕工事積算資料」を提供するとともに、担当課長会議を開催し、情報提供を行っている。また、年間を通じて技術的な助言を行っており、年間50件程度の相談に対応している。		
12. 支援効果	価格の適正化, 品質の確保等		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	28
1. 支援機関	長崎県	2. 支援先	管内全市町
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	積算業務	8. 支援期間	毎年6月
9. 業務名称	各市町積算業務支援業務		
10. 業務概要	(背景) 建築系技術者が少ない、又はいない市町もあり、営繕業務についての知識が十分でない。 (目的) 各市町が行う積算業務を支援すること (対象) 管内各市町 (対象業務) 各市町が行う積算業務		
11. 業務内容	各市町が行う積算業務を支援するため、本県で作成した下記の資料を提供している。 ①長崎県公共建築工事積算基準 ②長崎県公共建築工事共通費積算基準 ③長崎県公共建築工事共通費積算基準の運用(市へのみ提供) ④建築工事単価表・電気設備工事単価表・機械設備工事単価表 (電気設備工事単価表・機械設備工事単価表は市へのみ提供) ※建築工事単価表については、説明会も開催		
12. 支援効果			
13. 特記事項			

		0. 事例番号	29
1. 支援機関	大分県	2. 支援先	管内全市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算関係	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目	積算基準	8. 支援期間	毎年5月
9. 業務名称	単価表等説明会		
10. 業務概要	管内市町村の担当者を集めて、単価表等の説明会を実施している。		
11. 業務内容	<p>次のような単価・基準類についての説明を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築工事標準単価表 ・設備工事標準単価表 ・建築・設備工事標準単価の運用 ・公共建築工事積算基準 ・公共建築工事委託関係算定基準 		
12. 支援効果	具体的な効果測定(アンケート等)は実施していないが、市町村における積算業務の円滑化に役立っていると考ええる。		
13. 特記事項	なし		

入札・契約関係		0. 事例番号	30
1. 支援機関	福島県	2. 支援先	県内市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事入札・契約関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	入札・契約関係等の情報提供	8. 支援期間	H元/6～
9. 業務名称	福島県公共工事契約業務連絡協議会		
10. 業務概要	公共工事に関する契約業務の合理化を図るため、発注機関相互の連絡調整等を行うとともに必要な調査研究等を行い、もって公共工事に関する契約業務の適正な執行に寄与する。		
11. 業務内容	入札・契約制度をめぐる最近の情勢や先進事例等について、講師を招き研修会を開催している。		
12. 支援効果	県内市町村に対して、入札・契約制度に関する法制定等の速やかな周知が図られている		
13. 特記事項			

工事関係		0. 事例番号	32
1. 支援機関	千葉県	2. 支援先	睦沢町／九十九里町
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事関係	6. 業務項目	検査業務
7. 業務細目	完成検査を実施	8. 支援期間	2005/9/2／2005/3/10
9. 業務名称	広域堆肥センター建築工事に係わる検査業務／豊海北部地区クリーンプラント建築及び付帯工事		
10. 業務概要	<p>・睦沢町が建築した広域堆肥センターの完成検査を実施し、施工状況の確認・評定を行ったもの。</p> <p>・九十九里町が建築した豊海北部地区クリーンセンターの完成検査を実施し、施工状況の確認・評定を行ったもの。</p>		
11. 業務内容	建築及び設備に係わる完成検査を実施し、施工状況の確認・評定を行ったもの。		
12. 支援効果	<p>睦沢町においては建築及び設備関係の専門技術者がいないため、県の建築及び設備専門職員が検査することにより品質の向上が図られるとともに、第三者による検査確認により透明性が図られたと考えられる。</p> <p>九十九里町においては建築及び設備関係の専門技術者がいないため、県の建築及び設備専門職員が検査することにより品質の向上が図られるとともに、第三者による検査確認により透明性が図られたと考えられる。</p>		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	33
1. 支援機関	埼玉県(技術管理課)	2. 支援先	管内全市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	監督業務	8. 支援期間	H17/8/26
9. 業務名称	防水工法及び塗装工法に関する研修会		
10. 業務概要	<p>民間建築工事では、様々な新技術・新工法等を活用し、徹底したコスト縮減を行っている。</p> <p>このため、県や市町村の営繕技術者に対し、新技術・新工法に関する専門知識を養う場を設置する。</p>		
11. 業務内容	<p>1 最新の塗装工法について 講師：日本塗装工業会</p> <p>2 最新の環境対応型防水工法について 講師：関東防水管理事業協同組合</p>		
12. 支援効果	<p>県内市町村(開催時 85)のうち、54市町村の営繕担当者が出席し、アンケート結果から約7割の出席者から研修内容が「好評であった」との評価を受けた。</p>		
13. 特記事項	併せて、公共工事品質確保法について、関東地方整備局の担当官に講師として御出席いただいた。		

		0. 事例番号	34
1. 支援機関	埼玉県(技術管理課)	2. 支援先	管内全市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事関係	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目	監督業務	8. 支援期間	H18/3/10(予定)
9. 業務名称	埼玉県建築工事实務要覧改訂事前説明会		
10. 業務概要	実務要覧に掲載している基準類の改定内容について、周知を図るため説明会を開催する。		
11. 業務内容	監督要綱、材料検査実施要領、工事写真写真撮影要領、検査技術基準の改正内容の説明。		
12. 支援効果			
13. 特記事項			

		0. 事例番号	35
1. 支援機関	富山県	2. 支援先	県内全市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	検査業務	8. 支援期間	2回/年
9. 業務名称	工事検査研修会		
10. 業務概要	市町村職員を対象とする工事検査研修		
11. 業務内容	市町村職員を対象に大規模工事と小規模工事について、春と秋の2回、実地による工事検査研修を実施		
12. 支援効果	建築関係職員がいない市町村の事務職員等も参加している。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	36
1. 支援機関	島根県	2. 支援先	管内の全市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	検査業務	8. 支援期間	年に30回程度
9. 業務名称	農林水産部及び健康福祉部の補助事業に係る完了確認事務		
10. 業務概要	(1)農林水産部の補助金を受ける市町村又は事業者の建築工事に係る補助事業について、工事完了確認を行う。 (2)健康福祉部の補助金を受ける事業者の建築工事に係る補助事業について、工事完了確認を行う。		
11. 業務内容	(1)工事が設計図書どおりであり、一定の品質を確保し、補助金事業に合致するものであるかどうかを確認する。 (2)工事監理書類等について整理されているかどうか確認する。		
12. 支援効果	基本的には、補助金を交付する県側の事務の支援であるが、建築技術者のいない市町村の完了検査については、間接的に完了検査を支援していることとなり、建築物の品質確保については会計検査等の対応に貢献している。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	37
1. 支援機関	長崎県	2. 支援先	管内全市町
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	監督業務・検査業務	8. 支援期間	改訂時随時
9. 業務名称	各市町監督業務・検査業務支援業務		
10. 業務概要	(背景)建築系技術者が少ない、又はいない市町もあり、営繕業務についての知識が十分でない。 (目的)各市町が行う監督業務・検査業務を支援すること (対象)管内各市町 (対象業務)各市町が行う監督業務・検査業務		
11. 業務内容	各市町が行う監督・検査業務を支援するため、本県で作成した下記の資料を提供している。 ①監督業務実施要領及び関係書類 ②検査業務実施要領及び関係書類		
12. 支援効果			
13. 特記事項			

新たな事業手法		0. 事例番号	38
1. 支援機関	大阪府	2. 支援先	管内全市町村・要請のある市町村
3. 支援区分	直接的支援・間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	新たな事業手法	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目	例: 工事請負業者選定基準	8. 支援期間	定期的に1回・随時
9. 業務名称	ESCO関連事業への各市町村への支援		
10. 業務概要	大阪府の有するESCO事業のノウハウを府内市町村等に発信し、積極的に事業の導入を支援することにより、ESCO事業の普及啓発を図る。		
11. 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・府内市町村に呼びかけ、定期的にESCO事業に関する情報交換会議を実施 ・ESCO事業を導入しようとする府内市町村に対して、府職員の検討委員会等への派遣を実施 ・府内市町村及び要請のある市町村等への相談対応、資料提供 		
12. 支援効果	大阪府内の市町村においてESCO事業への関心が高まり、事業導入を実施又は検討する市が増加している。		
13. 特記事項			

総合的・全般的支援		0. 事例番号	39
1. 支援機関	北海道	2. 支援先	道内市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	総合的・全般的支援	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目	全般	8. 支援期間	通年
9. 業務名称	全道営繕行政推進連絡会議・建築技術研修等の開催		
10. 業務概要	道内市町村を対象とした定期的な全道営繕行政推進連絡会議、同幹事会、建築技術研修、公共建築物等現地調査の実施。		
11. 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・全道営繕行政推進連絡会議(10月)、同幹事会(9月) ・建築技術研修(2月) ・公共建築物等現地調査(10月、3月) 		
12. 支援効果	<ul style="list-style-type: none"> ・全道営繕行政推進連絡会議(市町村142名)、同幹事会(市10名) ・建築技術研修(市町村86名) ・公共建築物等現地調査(10月・市町村28名、3月・市町村20名) 		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	40
1. 支援機関	青森県	2. 支援先	県内10市
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	全般
5. 業務分類	全般	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目	全般	8. 支援期間	定期的に年2回
9. 業務名称	青森県・市営繕主務課長会議		
10. 業務概要	<p>(目的)</p> <p>営繕に関する諸問題を協議研究し、事業の円滑な執行に資すると共に営繕関係技術者の技術水準の向上を図ること。</p>		
11. 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の開催による、営繕業務に関する情報提供及び諸問題に対する情報交換。 ・その他要請のあった市町村に対する情報提供。(適宜) <p>(ただし、提供した情報を市の業務において適用するかどうかは任意)</p>		
12. 支援効果	<ul style="list-style-type: none"> ・情報や問題意識の共有。 ・県と市の横のつながりが形成される。 		
13. 課題	<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、要請のあった市町村に対し情報提供や相談に応じている。 ・業務支援を検討する場合は、市町村等で民間に委託しているものについて民間業者と競合する部分の検討・整理が必要。 		

		0. 事例番号	41
1. 支援機関	福島県	2. 支援先	県内市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	建築関係全般	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	情報提供	8. 支援期間	本会議年1回程度、方部会適宜
9. 業務名称	福島県公共建築・住宅連絡会議		
10. 業務概要	県と市町村の建築関係職員を会員とし、各出先機関毎に方部会を開催し、年1回以上本会議を行う。		
11. 業務内容	講習会・現場見学会・先進自治体の情報提供。		
12. 支援効果	公共建築の質的水準の向上と円滑な業務に役立っている。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	42
1. 支援機関	茨城県	2. 支援先	県内市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	営繕工事関係全般	6. 業務項目	全般
7. 業務細目	情報交換等	8. 支援期間	年2回程度
9. 業務名称	茨城県営繕主務者会議		
10. 業務概要	公共建築の営繕業務に関する諸問題を協議研究し、その業務の円滑な執行及び公共建築物の質の向上に資することを目的として、営繕工事関係業務全般について、情報交換を行っている。(H18年度、会員28市町村)		
11. 業務内容	毎年2回の定例会(総会、研修会)を実施。		
12. 支援効果	営繕業務に関わる情報の共有。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	43
1. 支援機関	東京都	2. 支援先	管内区・市代表
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	全般
5. 業務分類	全般	6. 業務項目	全般
7. 業務細目	全般	8. 支援期間	定期、月一回
9. 業務名称	東京都建築協議会における情報の提供等		
10. 業務概要	毎月一度、都庁内会議室で「東京都建築協議会」を開催している。		
11. 業務内容	都の営繕部門の課長級職員(技術職)で構成する、「東京都建築協議会」の席に、都下の区市代表の課長(技術職)の参加をいただき、営繕業務を取り巻く諸問題等について適時適切な情報を提供するとともに、議題・情報等の提供をいただき、会議を運営している。		
12. 支援効果	適時・適切な営繕行政に関わる情報の提供(交換)を通じて、発注者としての区市を支援している。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	44
1. 支援機関	新潟県	2. 支援先	県内市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	営繕全般	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目	営繕研修会	8. 支援期間	年度毎
9. 業務名称	営繕研修会の開催(支援業務)		
10. 業務概要	年1回、営繕行政に関し、その年のホットなテーマを掲げ、そのテーマについて研修会を開催している。なお、研修対象者は、国、県、市町村職員及び設計事務所等として開催している。		
11. 業務内容	同上		
12. 支援効果	営繕技術基準等の維持・向上や新人教育に繋がる。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	45
1. 支援機関	石川県	2. 支援先	全市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計、積算、工事入札・契約、工事関係	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目	設計、積算基準、監督・検査業務	8. 支援期間	H17.7.13
9. 業務名称	石川県公共建築行政連絡会議		
10. 業務概要	県内市町の公共建築の質の向上及び適正な価格での公共工事の発注のため、市町担当者に対し、適宜情報を提供している。毎年連絡会議を開催し、技術資料提供、情報提供並びに意見交換を実施している。		
11. 業務内容	具体的には、県で作成した共通仕様書、県単価等の提供を行うと共に、全国営繕主管課長会議並びに北陸地区主管課長会議の資料を説明提供している。同時にその時々に応じた営繕関係業務の問題を取り上げ、また、各市町が営繕業務を遂行するために問題となっている事項について意見交換を実施している。		
12. 支援効果	技術力の向上 技術力の平準化 適正な予定価格の作成		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	46
1. 支援機関	静岡県	2. 支援先	県内21市3町
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	全般
5. 業務分類		6. 業務項目	
7. 業務細目		8. 支援期間	H18.1.27
9. 業務名称	静岡県公共建築推進協議会		
10. 業務概要	静岡県公共建築推進協議会は静岡県及び県内21市3町で組織し、公共建築に関する諸問題の研修、情報交換を行っている。		
11. 業務内容	平成17年度第2回総会、研修会で品確法の説明、設計委託業務成績評定についての県の状況説明をした。また、市よりの提出議題「公共建築物の構造計算の審査について」について協議した。		
12. 支援効果	今後、公共建築推進協議会で、品確法に関する課題について、研修会等を行っていくことで意見の一致を見た。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	47
1. 支援機関	愛知県	2. 支援先	管内全市町村のうち希望者
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事関係・積算関係	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目	監督業務・工事予定価格の作成	8. 支援期間	H17/6/9～H17/6/10
9. 業務名称	平成17年度建設技術研修(建築基礎講座:公共建築)		
10. 業務概要	管内全市町村職員等のうち希望者を対象に愛知県建設部公共建築課職員及び外部講師により研修を名古屋市内において開催		
11. 業務内容	研修内容 ・公共建築の耐震対策 ・建築工事におけるCALS/EC、・建築積算の実務 ・建築工事の監理、・電気設備工事の監理 ・機械設備工事の監理		
12. 支援効果	受講者は、公共建築工事に関する基礎的な知識を身につけることができたと思われる。		
13. 課題	毎年実施しており、研修が形骸化しない様見直しをしている。		

		0. 事例番号	48
1. 支援機関	大阪府	2. 支援先	府内市町村等(43市町村・1協賛団体)
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	全般
5. 業務分類	全般	6. 業務項目	全般
7. 業務細目	情報提供 等	8. 支援期間	S51/12/13～
9. 業務名称	大阪府市町村営繕主務者会議		
10. 業務概要	府下の営繕業務担当課相互の、建築に関する情報交換を行うなど、営繕行政の向上に寄与することを目的としている。		
11. 業務内容	毎年1回(7月頃)に総会を行なう他、年1回、分科会(建築分科会・設備分科会)を行ない、意見交換を行なっている。また、職員の技術向上のため、年に2～3回現場見学会を開催している。 府は事務局として、会議全般の企画・運営・調整及び、営繕に関する情報提供を行っている。		
12. 支援効果	技術力の向上等が図れる。また、この会議によって府内の市町村同士が交流をもつ、通常の業務内でも互いに情報交換が行なわれるというのも大きな効果である。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	49
1. 支援機関	島根県	2. 支援先	管内の全市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	建築全般	6. 業務項目	支援基準・支援業務
7. 業務細目	建築技術者研修	8. 支援期間	年に1回程度
9. 業務名称	営繕技術者研修		
10. 業務概要	県内の全市町村の営繕担当職員を対象に、技術者育成を目的として研修を実施する。		
11. 業務内容	(1)国及び県の各種基準類の講習 (積算基準、共通費積算基準、設計委託料算定基準、新営予算単価など) (2)県が行っている営繕業務に関する情報提供 (県が実施している保全業務の概要説明、県工事の概要説明、建築基礎知識の講習など)		
12. 支援効果	技術者のいない市町村にあつては、なじみにくい予算設計から発注までの事務について基礎知識を習得させる。 技術者のいる市町村にあつては、若年層技術者の実務能力向上に寄与する。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	50
1. 支援機関	岡山県	2. 支援先	管内全市
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	その他一般	6. 業務項目	支援基準・支援業務
7. 業務細目		8. 支援期間	
9. 業務名称	岡山県建築営繕主管課長会議		
10. 業務概要	県内全市の営繕主管担当を対象に、営繕行政に関する情報提供・意見交換を行う。		
11. 業務内容	会議次第(参考) ・全国営繕主管課長会議の報告、・国土交通省からの情報提供 ・岡山県積算標準単価表について、・各市からの提出議題について ・その他質疑応答など		
12. 支援効果	情報交換の場となっている。		
13. 特記事項	・各市によって営繕体制に大きな差がある。 ・支援体制(マンパワー)の整備が不可欠である。		

		0. 事例番号	51
1. 支援機関	徳島県	2. 支援先	県内市町村等
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	情報提供他	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	情報提供他	8. 支援期間	年1回
9. 業務名称	徳島県公共建築連絡協議会		
10. 業務概要	県及び①県内で公共建築関係組織を持つ市町村、②県内市町村の職員で建築士の資格を持つ者で希望する者により組織し、資料提供、工事現場見学などの情報交換を行っている。		
11. 業務内容	年1回開催し、国の動きなどの資料提供や県の施策などの情報提供及び工事現場等見学会を行っている。		
12. 支援効果	国の動きの情報取得や県の施策の周知・普及及び工事現場等見学会の実施により施策の理解や技術の向上と市町村間での情報交換の活発化が図れる。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	52
1. 支援機関	佐賀県	2. 支援先	管内市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計・積算・工事関係	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目		8. 支援期間	年2回
9. 業務名称	管内市町村への情報提供業務		
10. 業務概要	県内の公共建築に関する営繕業務について、相互の連絡調整を図り、営繕業務の円滑、かつ能率的な推進を図る。 会議名称:佐賀県公共建築推進連絡協議会		
11. 業務内容	○九州・沖縄ブロック営繕主管課長会議会議の報告、○九州・沖縄ブロック営繕主務者会議の報告 上記、会議資料を用いながら最新情報を提供する。 ○標準単価表、市場単価表、○建築設計・工事監理等委託料算定基準、要領等 ○建築工事積算基準等の説明を行なう。 ○管内市町村の先進的な取り組み事例を発表する場としても活用している。		
12. 支援効果	国の動向など最新の情報を共有することにより、県内の公共建築工事の品質確保が図られる。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	53
1. 支援機関	長崎県	2. 支援先	管内全市町
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	
5. 業務分類	全般	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目		8. 支援期間	
9. 業務名称	各市町営繕業務支援業務		
10. 業務概要	<p>(背景) 建築系技術者が少ない、又はいない市町もあり、営繕業務についての知識が十分でない。</p> <p>(目的) 各市町が行う営繕業務を支援すること。</p> <p>(対象) 管内各市町</p> <p>(対象業務) 各市町が行う営繕業務全般</p>		
11. 業務内容	<p>県で作成した下記の資料を提供し、各市町が行う営繕業務全般を支援している。</p> <p><積算関係> ①長崎県公共建築工事積算基準、②長崎県公共建築工事共通費積算基準、③長崎県公共建築工事共通費積算基準の運用(市へのみ提供)、④建築工事単価表・電気設備工事単価表・機械設備工事単価表(電気設備工事単価表・機械設備工事単価表は市へのみ提供)</p> <p><工事関係> ⑤監督業務実施要領、⑥検査業務実施要領</p> <p><予算要求関係> ⑦新営工事概算工事費算出単価表</p> <p><保全関係> ⑧長崎県公共建築保全マニュアル</p>		
12. 支援効果			
13. 特記事項			

		0. 事例番号	54
1. 支援機関	鹿児島県	2. 支援先	市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算関係	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目	研修会の開催	8. 支援期間	年1回
9. 業務名称	建築技術職員研修会		
10. 業務概要	<p>県内の建築・住宅行政に携わる技術職員の専門的な知識及び日常の職務遂行の上で必要な技術基準や建築法規等の応用知識を習得させるとともに、技術職員としての心構えや職務に関する自覚と意識の確立を図ることを目的とする。</p>		
11. 業務内容	上記目的を遂行するため、研修会を実施する。		
12. 支援効果	建築技術者として良質な人材を確保できる。		
13. 特記事項			

2. 公益法人実施例

設計関係		0. 事例番号	55
1. 支援機関	(財)建築保全センター	2. 支援先	〇〇省〇〇苑管理事務所
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	設計業務
7. 業務細目	特殊工作物設計支援	8. 支援期間	H16/11/4~H17/3/31
9. 業務名称	〇〇苑〇〇花壇上屋新営工事調査業務		
10. 業務概要	<p>〇〇苑で毎年開催している〇〇花壇展において展示用を使用している上屋の老朽化に伴う建て替えを行うための調査及び設計業務である。本業務の範囲は、〇〇省から引き継がれた伝統的な上屋を復元するための意匠・構造調査、及び調査結果を反映させた新規上屋施設の意匠・構造に関する基本設計、実施設計の支援を行う。</p> <p>また、新規上屋製作のための特記仕様書等を作成する。</p>		
11. 業務内容	<p>(1)一般業務</p> <p>①意匠・構造調査 ◎現況上屋構造調査、◎現況上屋意匠調査、◎〇〇花壇展示文献調査、◎〇〇神社上屋調査</p> <p>②基本設計支援 ◎上屋構造基本設計支援、◎上屋意匠基本設計支援、◎実施設計支援、◎上屋製作の特記仕様書作成 ◎上屋構造実施設計支援、◎上屋意匠実施設計支援、◎上屋製作工事参考見積書作成</p> <p>(2)追加業務 ◎補修等長期使用計画作成、◎使用構造材検討(調達期間等)、◎使用意匠材検討</p>		
12. 支援効果	<p>花壇上屋という特殊な工作物の材料選定、工構法、製作について〇〇省内において〇〇苑管理事務所は業務報告書に基づいて十分の説明を行うことができ、また理解を得られた。業務終了後、発注に向けての相談に対応し、予算的にもほぼ見通しがつき、新年度早々に工事入札の運びになっている。</p> <p>18年度に工事監理支援にむけて打合せを行っている。</p>		
13. 特記事項	<p>当該工作物は、小規模、仮設ということであるが、大規模、常設となると建築士事務所登録等が必要となるなど、現状では当センターでは取り扱えない。</p>		

		0. 事例番号	56
1. 支援機関	(財)建築コスト管理システム研究所	2. 支援先	岩手県
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	設計VEの実施	8. 支援期間	H13年度 委託業務
9. 業務名称	盛岡駅西口複合施設VE業務		
10. 業務概要	<p>岩手県が別途委託した盛岡駅西口複合施設設計業務について、設計VEを実施する。</p>		
11. 業務内容	<p>本業務は、岩手県が発注した盛岡駅西口複合施設設計業務について、実施設計前半段階のVEを行うものである。VEは、「公共建築VE その進め方と実例 編集発行:(財)建築コスト管理システム研究所」に基づき、対象施設の配置、平面、立面、断面、構造計画、仮設計画、施工について、ライフサイクルを含めたコストと機能の観点から分析・評価・提案を行うものである。なお、検討にあたっては、管理技術者(コスト研が担当)を主査とし、VE技術、建築設計、構造、電気設備、機械設備、積算、施工の各専門の担当者によるVEワークショップを実施。</p>		
12. 支援効果	<p>第三者として、公正で専門的な立場からVEを行うことにより、建物の品質を確保しつつ、コストの縮減とともに事業における説明責任の一層の向上を図ることができた。</p>		
13. 特記事項	<p>設計VEの委託として、本業務のほかに、平成9年度「国立公衆衛生院」(関東地整)、平成10年度「京都国立博物館百年記念館」(近畿地整)、平成12年度「旭川地方合同庁舎」(北海道開発局)、「松江地方合同庁舎」(中国地整)、平成15年度「高松地方合同庁舎A棟」(四国地整)、平成16年度「新議員会館基本計画VE」(本省官庁営繕部)を受けている。</p>		

		0. 事例番号	57
1. 支援機関	宮城県住宅供給公社	2. 支援先	東松島市・鳴瀬町
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	設計基準・積算基準
7. 業務細目	設計成果物の審査・工事予定価格の作成	8. 支援期間	H17. 8. 1~H17. 8. 19/H16. 8. 24~H16. 9. 30
9. 業務名称	平成17年度東松島市小野駅前公営住宅建設工事単価入替業務/平成16年度鳴瀬町公営住宅建設設計業務その2(14棟21戸)		
10. 業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ・木造平屋・2階建 7棟12戸の公営住宅の設計業務 ・木造平屋2階建て 14棟21戸 公営住宅設計業務 		
11. 業務内容	<p>委託の対象とする設計は建築士法(昭和25年法第202号)第2条第5項によるものとする</p> <p>1. 実施設計修正業務 1)実施設計図の修正、2)仕様書の修正、3)工事</p> <p>建築士法(昭和25年法律第202号)第25条の規定に基づく、下記基本設計及び実施設計業務</p>		
12. 支援効果	事務手続き及び処理関係の軽減		
13. 特記事項	<p>平成16年度鳴瀬町公営住宅建設設計業務その1(7棟9戸)</p> <p>平成16年度鳴瀬町災害公営住宅設計委託業務(支援先:鳴瀬町)</p> <p>河南町公営住宅建設設計業務(支援先:河南町)</p> <p>も同様</p>		

		0. 事例番号	58
1. 支援機関	(財)岐阜県建設研究センター	2. 支援先	関ヶ原町
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	プロポーザル方式の運用
7. 業務細目	設計者選定	8. 支援期間	H15/7/1~H16/12/22
9. 業務名称	関ヶ原町新庁舎建設設計業者選定業務		
10. 業務概要	<p>関ヶ原町から新庁舎建設は町のビッグプロジェクトであり、プロポーザル方式により設計者を選定したいが、審査委員の選定や運営のノウハウが無いので、審査委員の候補者の推薦や運営の支援をセンターに求められた。</p> <p>関ヶ原町教育委員会から町立南小学校の全面的な改築についても同様の依頼があった。</p>		
11. 業務内容	<p>プロポーザルを行う主な目的を町に確認し、最適な審査委員を推薦。大学教授2名を含めた7名による審査委員会を設置して、町の希望により県内6者による指名プロポーザルを実施した。審査委員会は、計3回開催。第3回目に公開によるヒアリングを実施したのち、選考審議を行い当選案及び次点案を選定した。</p> <p>南小学校の場合、大学教授3名を含めた8名による審査委員会を設置して、県内6者による指名型プロポーザルを実施した。審査委員会は、計3回開催。第3回目に公開によるヒアリングを実施したのち、選考審議を行い当選案及び次点案を選定した</p>		
12. 支援効果	<p>町の担当部署に技術者がいなく、特に建築に関する設計者選定の知識と経験が無く、特に町民が注目した公開ヒアリングを行うなど、困難かつ高度な判断が必要であったため、センターに全面的な信頼を寄せられる中で業務を実施し、結果としてそれに答えることができた。</p> <p>南小学校は、平成15年度に実施した新庁舎の設計候補者選定業務の実績を評価されて、町の代表的な小学校の改築計画の設計者選定の業務を受託した。プロポーザル実施中に町長が交代する状況の中、候補者を選定できたことを町からも高く評価された。</p>		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	59
1. 支援機関	(財)福井県建設技術公社	2. 支援先	福井県おおい町
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	プロポーザル方式の運営	8. 支援期間	H15/6/2～H15/9/30
9. 業務名称	大飯町保健・医療・福祉総合施設整備に伴うプロポーザル業務		
10. 業務概要	施設整備の設計者をプロポーザル方式により選定するための技術補助業務であるが、町には建築関係職員が配置されておらず、またプロポーザルに関するノウハウも持っていないことから事務局としての業務を受託。 建物概要:RC造2階建 延べ8,000㎡ 建物用途:診療所、グループホーム、老人保健施設、保健センター 事業費:30億円程度		
11. 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・審査委員の選定、・審査委員会設置要綱作成 ・プロポーザル実施要項作成、・技術提案書様式作成 ・実施要項に関する質問の回答書作成 ・プロポーザル実施報告書作成 ・その他、事務局としての審査会開催、提案書の事前審査、ヒアリング資料作成等 		
12. 支援効果	建設技術公社が、プロポーザル方式に関するノウハウをほとんど持たず、建築職員が配置されていない町村に対する業務の支援を行うことは「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第15条の趣旨からも有効と考える。		
13. 特記事項	清水町保健センター建設事業プロポーザル業務(支援先:福井県福井市(旧清水町)) 町立三国病院建設事業プロポーザル業務(支援先:福井県境坂井市(旧三国町))も同様		

		0. 事例番号	60
1. 支援機関	(財)福井県建設技術公社	2. 支援先	公立小浜病院
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	設計成果物の審査	8. 支援期間	H15/1/17～H15/3/20
9. 業務名称	公立小浜病院高度医療施設整備第1期工事 実施設計監理		
10. 業務概要	医師公舎 SRC造 10階建て 延4,200㎡ 看護師宿舎・学生寮 RC造 6階建て 延3,000㎡ 精神病棟 RC造 3階建て 延3,500㎡		
11. 業務内容	選定された委託事業者との設計内容検討、設計成果物の審査及び工事設計書の単価入れ。		
12. 支援効果	建設技術公社が、建築職員が配置されていない町村に対する業務の支援を行うことは「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第15条の趣旨からも有効と考える。		
13. 特記事項	公立小浜病院高度医療施設整備第2期工事 実施設計監理(支援先:公立小浜病院) 大飯町保健・医療・福祉総合施設第1期実施設計監理業務(支援先:福井県おおい町) 大飯町保健・医療・福祉総合施設第2期実施設計監理業務(支援先:福井県おおい町) 町立三国病院実施設計監理(支援先:福井県坂井市(旧三国町)) その他実施設計監理 も同様		

		0. 事例番号	61
1. 支援機関	(財)岡山県建設技術センター	2. 支援先	岡山県信用保証協会
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	設計者選定基準	8. 支援期間	H17/10/18~H17/11/30
9. 業務名称	岡山県信用保証協会倉敷支所新築工事設計委託業務発注のためのコンサル業務		
10. 業務概要	岡山県信用保証協会倉敷支所建設に当たり、適正な委託業者選定をしたい。このため委託業者を公平性、透明性を確保しながら選定する方法を模索。優れた提案、技術力を採用したい。プロポーザル方式で選定することに決定。設計委託業者選定のためのコンサル業務。		
11. 業務内容	(1)設計委託業務発注のための資料提供。 (2)プロポーザル方式による設計者選定のための提出要請書等の作成。 (3)設計者を特定するための基準の決定。 (4)プロポーザルの評価及び設計者の決定の補助。 (5)委託業者決定後の事務指導。 (6)その他必要と認める業務。		
12. 支援効果	(1)建築技術者のいない保証協会なども委託業務の発注に公平性、透明性が確保出来る。 (2)適正な委託業務先を選定出来る。 (3)岡山県信用保証協会倉敷支所建設委員会に対して的確な報告が出来る。		
13. 特記事項	引き続き設計協議、成果物の検収、工事の発注、工事監理の指導業務等業務委託が期待出来る。		

		0. 事例番号	62
1. 支援機関	(財)福岡県建設技術情報センター	2. 支援先	〇〇高等学校組合
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	プロポーザル事務局支援	8. 支援期間	H18/2/1~H18/8/31
9. 業務名称	〇〇高等学校改築事業に伴うプロポーザル事務局支援等業務		
10. 業務概要	設計者選定を設計提案協議(プロポーザル)方式にて行う際の事務局業務。		
11. 業務内容	全体業務の方針・スケジュール作成、設計条件の検討・作成、選考委員会設置要領作成、設計提案協議実施要領作成、選考委員会の運営・議事録作成等		
12. 支援効果	設計・工事の発注機会が少ない発注者においても、適正な手法で優秀な設計者を選定することができた。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	63
1. 支援機関	(財)福岡県建設技術情報センター	2. 支援先	〇〇町
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係、工事関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	総括管理業務	8. 支援期間	H17/4/5～H19/3/23
9. 業務名称	〇〇中学校校舎等改築工事総括管理業務		
10. 業務概要	実施設計及び工事監理の総括的な管理		
11. 業務内容	1. 設計総括管理:設計に関する助言、設計図書等審査、国庫補助(負担)等の申請に必要な書類作成等 2. 現場総括管理:定例会議出席、工事監理業務の掌握、工事検査の補助、工事実施内容(資材、工程、設計変更等)の町への報告・助言		
12. 支援効果	建築技術者が不在の町においても、適正な設計・工事が実施できた。		
13. 特記事項	前年度に基本設計受託		

		0. 事例番号	64
1. 支援機関	宮城県住宅供給公社	2. 支援先	〇〇町
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係・積算関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	設計成果物の審査・工事予定価格の作成	8. 支援期間	H17. 6. 27～H17. 7. 15
9. 業務名称	平成17年度〇〇町プール解体工事積算委託業務		
10. 業務概要	〇〇プール解体工事積算業務		
11. 業務内容	1. プール解体工事の基本設計及び実施設計業務 2. 単価及び内訳書の作成		
12. 支援効果	事務手続き及び処理関係の軽減		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	65
1. 支援機関	群馬県住宅供給公社	2. 支援先	松井田町
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係、積算関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	設計者選定手続き、プロポーザル方式運営、設計成果物の審査、監督業務	8. 支援期間	H16/4～H18/3
9. 業務名称	松井田町立九十九小学校危険校舎改築工事		
10. 業務概要	<p>■支援した背景</p> <p>松井田町教育委員会では、建築の技術者がいないため、自ら発注関係事務(初期事業計画から建設まで)を適切に実施することが困難であるとのことから、公平・中立であり一定の技術力及びノウハウを保有する、当公社へ当該事業の支援依頼があった。</p>		
11. 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル方式の運営(委員会設置要綱、設計者選定要領作成等) ・設計の内容チェック ・工事費内訳書の単価入れ 		
12. 支援効果	<p>・技術者のいない市町村でも技術的人員を配置することなく現状の人員で事業計画を円滑に進めることができた。また、建物の建設においても、木造の軸組等を工夫し、比較的安価な構造用集成材(住宅用として使用されるもの)を使用するなど、建設費をおさえた建物を建設することが出来た。</p>		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	66
1. 支援機関	群馬県住宅供給公社	2. 支援先	榛東村
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	支援業務、支援基準
7. 業務細目	設計者選定手続き、設計者選定基準、プロポーザル方式運営、設計成果物の審査	8. 支援期間	H16/7～H18/9/29
9. 業務名称	榛東村役場新庁舎建設基本設計監督監修業務委託		
10. 業務概要	<p>■支援した背景</p> <p>榛東村では、建築の技術者がいないため、自ら発注関係事務(初期事業計画から建設まで)を適切に実施することが困難であるとのことから、公平・中立であり一定の技術力及びノウハウを保有する、当公社へ当該事業の支援依頼があった。</p>		
11. 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・建設委員として提案、助言 ・プロポーザル方式の運営(委員会設置要綱、設計者選定要領作成等) ・基本設計成果物の内容チェック 		
12. 支援効果	<p>・技術者のいない市町村でも技術的人員を配置することなく現状の人員で事業計画を円滑に進めることができた。</p>		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	67
1. 支援機関	(財)静岡県建築住宅まちづくりセンター	2. 支援先	〇〇市
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	設計成果物審査
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	相談・助言
7. 業務細目		8. 支援期間	H17.2
9. 業務名称			
10. 業務概要	〇〇市が発注した設計業務委託の成果物の審査に関する助言を行った。		
11. 業務内容	建築、電気及び機械の設計図書、提出成果物の点検及び技術的判断を要する事項に対する助言を行った。		
12. 支援効果	設計委託業務を適正に検収できた。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	68
1. 支援機関	愛知県住宅供給公社	2. 支援先	〇〇町
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計・積算関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	設計成果物の審査・予定価格の作成	8. 支援期間	14/10/2～15/3/10
9. 業務名称	〇〇団地特定公共賃貸住宅実施設計業務		
10. 業務概要	町の中心的位置にある〇〇社宅用地を有効に活用し、定住促進を図ることで、町の活性化に資するため、特定公共賃貸住宅12戸の整備を計画し、基本構想の段階から当公社が全面的に技術支援し、実施設計を行った。		
11. 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇団地 鉄筋コンクリート造 4階建 特定公共賃貸住宅 12戸 の実施設計 一式 ・積算業務(工事予定価格の作成) 委託業務実施に際しては、一部の業務を民間コンサルに再委託して実施した 		
12. 支援効果	基本構想の段階から当公社が全面的に技術支援しており、技術者の不足している町に代わって直接コンサルを指導し、町の求める工事内容の設計ができた		
13. 特記事項	同種業務(実施設計及び予定価格作成)に旧〇〇村の〇〇住宅実施設計業務(木造平屋建住宅3戸)がある。		

		0. 事例番号	69
1. 支援機関	財団法人宮崎県建設技術推進機構	2. 支援先	五ヶ瀬町
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係・工事関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	設計成果物の審査、監督・検査業務支援	8. 支援期間	H15.10～H17.2
9. 業務名称	経営構造対策事業農畜産物処理加工施設支援業務		
10. 業務概要	<p>支援の背景、目的 : 専門技術職員が不足している五ヶ瀬町について、設計・監理業務を補完支援することにより、工事の品質確保に寄与する。</p> <p>対象施設 : 農産物加工施設(ワイン醸造場)</p> <p>対象業務の概要 : 建物用途 醸造場 構造・規模 S造2F 延べ面積 1,350㎡</p>		
11. 業務内容	施設建設に伴う設計照査・工事監理(中間・出来高・完成検査含む)支援業務。		
12. 支援効果	適切・的確な工事監理支援等により、総合的に品質確保の確認が成され、町民に安心して利用してもらえる施設が完成した。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	70
1. 支援機関	財団法人宮崎県建設技術推進機構	2. 支援先	須木村
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係・工事関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	設計成果物の審査、監督・検査業務支援	8. 支援期間	H15.6～H16.8
9. 業務名称	須木村総合ふるさとセンター新築工事設計照査・工事監理支援業務		
10. 業務概要	<p>支援の背景、目的 : 専門技術職員が不足している須木村に対して、設計・監理業務を補完支援することにより、工事の品質確保に寄与する。</p> <p>対象施設 : 公民館・福祉施設</p> <p>対象業務の概要 : 建物用途 公民館・福祉施設 構造・規模 S造2F 延べ面積 2,960㎡</p>		
11. 業務内容	総合ふるさとセンター建設の設計に伴い、コンサル選定によるプロポーザル手続きのアドバイス、設計照査、工事監理(中間・出来高・完成検査含む)支援業務		
12. 支援効果	適切・的確な工事監理支援等により、総合的に品質確保の確認が成され、村民に安心して利用してもらえる施設が完成した。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	71
1. 支援機関	(財)鹿児島県住宅・建築総合センター	2. 支援先	旧東市来町
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計・工事関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	設計成果物の審査・監督業務	8. 支援期間	H16/6/28～H17/9/15
9. 業務名称	東市来町生涯学習センター設計積算業務等審査及び設備監理業務		
10. 業務概要	<p>目的 東市来町が生涯学習センターを新築するうえで、設備の技術職員が不在のため、成果物である設計書の審査や工事監理を支援するものである。</p> <p>対象施設 生涯学習センター(文化ホール, 研修室, 会議室, 体験室等) 延べ面積 4,511㎡ 階数 3階</p>		
11. 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書の照査業務 ・設計書の照査業務 ・工事監理 ・各種検査業務 ・設計変更等業務 		
12. 支援効果	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書の内容を十分に反映した設備の工事監理が行われた。 ・各設備機能等に関する性能が専門技術者により確認された。 ・設計以外にも種々の提案を行い具体化することが出来た。 		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	72
1. 支援機関	(財)山形県建設技術センター	2. 支援先	(財)山形県農業公社
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	設計成果物審査
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	相談・助言
7. 業務細目	設計図・設計書等の審査	8. 支援期間	H17.10～11月
9. 業務名称	エコもがみ地区畜産担い手育成総合整備事業 建築工事等設計審査		
10. 業務概要	(財)山形県農業公社が発注した設計業務委託の成果物の審査に関する助言。		
11. 業務内容	成果物のうち設計図、設計書(積算根拠資料を含む)及び仕様書について内容をチェックし、図面・設計書等のとりまとめ方の不備を指摘すると共に、維持管理等を含めた材料の選定などを助言した。		
12. 支援効果	建築関係職員がいない公社が発注する建築工事として、適正な内容に整備することができた。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	73
1. 支援機関	(財)群馬県建設技術センター	2. 支援先	群馬県多野郡上野村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	設計成果物審査の助言
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	相談・助言
7. 業務細目	建設相談事業実施要領	8. 支援期間	H16,12,17
9. 業務名称	建設相談(三岐温泉センター建設工事)		
10. 業務概要	上野村が発注した設計業務委託の成果物の審査に関する助言を行った。		
11. 業務内容	成果物のうち設計書、図面及び仕様書について内容をチェックし、細部にわたる不備を指摘すると共に、ユニバーサルデザインの配慮などを助言した。		
12. 支援効果	村が発注する公共建築工事として適正な内容に整えることができた。		
13. 特記事項	建設相談事業は、市町村が公共事業として実施する建設事業の計画又は工事に関する市町村からの相談に関して助言を行うものであり、市町村支援の観点から原則として無償で行っている。 主な内容は次のとおり。 ・計画段階における執行及び技術に関すること		

積算関係		0. 事例番号	74
1. 支援機関	(財)建築コスト管理システム研究所	2. 支援先	横浜市
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	特殊工法等歩掛り作成	8. 支援期間	H11,12,13年度 委託業務
9. 業務名称	営繕積算システム(RIBC)の個別歩掛り等作成業務		
10. 業務概要	横浜市の営繕工事設計単価に用いる複合単価及び個別歩掛り等を作成する。		
11. 業務内容	横浜市における建築工事、電気設備工事及び機械設備工事に関する複合単価及び個別歩掛り資料を作成する。なお、複合単価については、営繕積算システム(RIBC)の複合単価作成機能の利用が図られるように作成する。 (業務成果物) (1)各複合単価表		
12. 支援効果	営繕積算システム(RIBC)は建築積算業務の効率化及び合理化を図るための支援ツールとして開発されたものであり、その利用にあたって、年度ごとに単価、歩掛り等のメンテナンスを適切に行うことにより、発注者における積算業務の円滑な実施が図られる。		
13. 特記事項	類似の業務を、川崎市、千葉県、三重県、(独)労働者健康福祉機構(旧労働福祉事業団を含む)、日本下水道事業団、阪神高速道路公団、警視庁より受託。		

		0. 事例番号	75
1. 支援機関	(財)建築コスト管理システム研究所	2. 支援先	日本下水道事業団
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算関係	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目	積算基準	8. 支援期間	H13年度 委託業務
9. 業務名称	改修工事積算要領作成業務		
10. 業務概要	改修工事の積算要領及び数量積算基準の作成並びに改修工事標準歩掛りの基礎となる資料を作成する。		
11. 業務内容	改修工事積算要領、改修工事数量積算基準及び改修工事標準歩掛り資料を作成するもので、作成にあたっては、実際の改修工事について設計図、関係書類の整理、分析等の検証を行い、その結果等を踏まえて検討を行った。以下に、主な業務内容を示す。 (主な業務内容) ・実際に発注した改修工事の数量計算書		
12. 支援効果	下水道施設の建築改修工事に適用できる積算手法が確立されていないため、改修工事積算手法を体系的に整備し、積算の合理化、適正化を図る。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	76
1. 支援機関	(財)宮城県建築住宅センター	2. 支援先	県内各市町村
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算・工事監理関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	積算業務及び監督補助業務	8. 支援期間	平成16年度～平成18年度
9. 業務名称	シルバーハウジング〇〇住宅建設工事 積算・監理業務		
10. 業務概要	<p>支援背景 : 建築設計(電気・機械設備を含む)に関して専門的な知識と豊富な経験をもった技術者が少ない為</p> <p>目的 : 公的資金の公平かつ客観的適正な執行を目的として、設計内容及び施工業者の施工を審査、確認、見直し等を行うため。</p> <p>対象施設 : シルバー住宅 RC造平屋建て 6棟 24戸 共用棟(管理棟) RC造平屋建て 1棟</p> <p>業務概要 : 設計内容の審査及び工事価格の算出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算業務 工事価格の算出及び調整、国庫補助申請資料の作成、 ・監督補助 発注者の設計意図の伝達、関係諸官庁との調整、各種法令に基づく現場監理 		
11. 業務内容	<p>(積算業務関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法規制の審査、確認 建築基準法仕様関係規定、公営住宅法、都市計法、消防法その他条例 ・適正工事価格の検討 公的資金活用による費用対効果の検討及び公営住宅標準工事費との比較、検討 ・補助事業関係書類の作成 補助対象項目の審査及び申請額の算出 <p>(監督補助業務関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境対策に配慮した施工指導 補助対象項目の審査及び申請額の算出 ・発注者の設計意図の実現 設計意図の施工者への伝達、要求品質の技術的実現 等 ・工事書類の作成要領指導 発注者検査、会計検査、諸機関検査 等 		
12. 支援効果	<ul style="list-style-type: none"> ・3箇年事業の設計仕様、工事額、施工監理を総合的に支援することで、適正かつ統一的な品質の確保ができた。 ・設計仕様及び積算価格の作成に公共的技術審査を盛り込むことが出来た。 ・過去の会計検査事例経験等を設計や工事監理に反映出来た。 ・公営住宅維持管理のノウハウを支援業務の中で反映することが出来た。 		
13. 特記事項	<p>今後の公共への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術者の少ない発注機関の事業には、公共的見地を持った技術機関が事業発案時期から関与する事で、効率的な事業を開始できる。 ・公共事業の透明性、公平性を確保する上で公共的機関の審査体制が必要。 ・建築・電気・機械その他工種の専門技術者を持った機関が総合的に事業を支援することが必要。 		

		0. 事例番号	77
1. 支援機関	(財)宮城県建築住宅センター	2. 支援先	県内各市町村
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算・工事監理関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	積算業務及び監督補助業務	8. 支援期間	H13～H18
9. 業務名称	〇〇水道施設整備事業積算・工事監理等業務		
10. 業務概要	<p>支援背景 : 建築設計(電気・機械設備を含む)に関して専門的な知識と豊富な経験を持った技術職員が少ないため</p> <p>目的 : 公平かつ客観的な立場で、施工業者が契約書に基づいて良好な施工品質を確保するため。</p> <p>対象施設 : 上水配水施設新設及び改修 施設管理システムの新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄水場新築機械工事一式。(配管布設、ろ過器及び計装工事等) ・φ250mm ダクタイル鋳鉄管布設工(L= 531.759m) <p>業務概要 : 設計内容の審査及び工事予定価格の算出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係諸官庁(道路管理者等)関連工事との調整及び協議立ち合い。 ・変更設計図書の作成。(変更協議書、変更理由書、変更数量書、変更金額、変更図面等) ・交付金申請及び国等への完了報告立ち合い。(会計検査立ち合い含む。) 		
11. 業務内容	<p>設計審査 : 工法・機器性能・積算数量の審査</p> <p>工事価格の作成 : 複合単価作成、見積審査、経費計算、工事内訳書作成</p> <p>設計協議 : 設計内容について国の補助対象の協議</p>		
12. 支援効果	<ul style="list-style-type: none"> ・設計事務所が多年度に渡る地域全体の施設計画設計を終了していたが、発注事業者の担当者移動などにより全体構想の継続が困難であり、事業全体を把握したり、工事価格を算出したりすることが難しい状況であった。 ・当センターが本事業の支援を行うことにより、公共事業としての価格審査や工法の選定を行うことができ、また、補助金交付者である国へ設計内容の説明や根拠の明示、或いは会計検査対応も十分行われた。 ・本事業に附随する既存建物等の改修工事等についても、工法や公費の扱いについて支援を行うことができた。 ・監督補助業務において発注者側と施工者側の意志意向を尊重しながら、両者合意のうえ、工事目的物を契約工期内に完成するよう、業務支援を行った。 ・工事完成後に補助金交付者である国へ設計内容の説明や根拠の明示、必要書類の作成や立ち合い説明を行い会計検査の受検対策等についても、監督支援業務を行った。 		
13. 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・均質で良質な施工品質確保の観点や会計検査等に対応するうえで、全体施設計画を策定する初期段階連続的に支援業務を行うことで、より効果的な技術支援が可能になると思われまます。 		

		0. 事例番号	78
1. 支援機関	(財)新潟県建設技術センター	2. 支援先	刈羽村
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	工事予定価格の作成	8. 支援期間	H17/4/14~H17/10/31
9. 業務名称	刈羽村農村環境改善センター耐震補強工事		
10. 業務概要	RC造地上2階PH1階、延べ床面積1191m ² の耐震補強工事及び新潟県中越大震災による損傷箇所の改修工事		
11. 業務内容	発注用の予定価格のもととなる工事費内訳書の作成。		
12. 支援効果	刈羽村において、建築技術者は居らず、当センターが工事費内訳書を作成することで、適正な予定価格を作成することができた。		
13. 特記事項	新潟県より、積算に使用する資料の提供を受けている。		

入札・契約関係		0. 事例番号	79
1. 支援機関	(財)福岡県建設技術情報センター	2. 支援先	〇〇市
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事入札・契約関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	工事請負者選定手続	8. 支援期間	H17/12/15～H17/12/28
9. 業務名称	〇〇市野球場照明設置設計付き工事入札に関する審査業務		
10. 業務概要	野球場照明設置工事の設計付き工事入札の支援。		
11. 業務内容	入札の仕様書の作成、提出された設計図書が仕様書に即しているか確認(必要により提出者ヒアリング)、審査委員会の支援等		
12. 支援効果	市が発案した手法であるが、市が不得手な部分の業務を支援したことにより当初の目的(低コストで最大限の効果)が達成された。		
13. 特記事項	工事監理業務も受託。		

		0. 事例番号	80
1. 支援機関	(財)福岡県建設技術情報センター	2. 支援先	〇〇清掃施設組合
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事入札・契約関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	工事請負業者選定手続	8. 支援期間	H17/12/15～H18/2/28
9. 業務名称	宝満環境センター新規熱回収施設建設工事の技術提案審査に係る建築関係技術支援業務		
10. 業務概要	焼却施設(発電施設含む)の施工業者選定における総合評価関係の業務委託。		
11. 業務内容	評価項目書の作成、評価方法の作成、評価関係資料の作成、評価委員会記録の作成等		
12. 支援効果	適正に競争性が確保され、価格と技術力等総合的に工事の内容に相応しい施工者が選定できた。		
13. 特記事項			

工事関係		0. 事例番号	81
1. 支援機関	(財)建築保全センター	2. 支援先	〇〇省〇〇局(地方機関)
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事関係	6. 業務項目	監督業務
7. 業務細目	工事監理支援	8. 支援期間	H12/11/30~H13/1/10
9. 業務名称	旧〇〇研修所煉瓦塀補強工事		
10. 業務概要	〇〇局が所轄する東京都〇〇区の旧〇〇邸煉瓦塀は、長い年月の間、風化作用により劣化が進んでいる。この塀の補強工事について監督業務支援を行った。当該の煉瓦塀は、文化的価値が高く、適正な基礎補強工事が求められた。〇〇局を支援し、工事業者との打合せ、〇〇区教育委員会と打合せを行い、工事が円滑に実施されるように図った。		
11. 業務内容	①工事着手前に補強工事設計図書を検討。 ②〇〇局係官との補強工事設計図書についての協議。 ③設計図書、工事工程表を基に〇〇局係官および工事業者との協議。 ④工事の手順、埋設物への配慮、養生計画について検討。 ⑤〇〇区教育委員会担当者に立ち会い日程等を調整し、準備資料の準備。 ⑥教育委員会立ち会いに対する対応。 ⑦工事期間中の監督業務支援。 ⑧工事完了時の点検。 ⑨その他。		
12. 支援効果	歴史的価値ある煉瓦塀の補強に工事において、工事内容の検討、教育委員会等への必要とされる手続き支援等、建築保全センターの支援により煉瓦塀補強工事が円滑に実施された。		
13. 特記事項	文化財保護法等に関する知識を要する。		

		0. 事例番号	82
1. 支援機関	宮城県住宅供給公社	2. 支援先	〇〇市/〇〇町
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事関係	6. 業務項目	
7. 業務細目	監督業務	8. 支援期間	H17. 9. 30~H18. 3. 15/H16. 10. 25~H17. 3. 10
9. 業務名称	平成17年度〇〇市〇〇公営住宅建設工事監理業務/平成16年度〇〇町公営住宅工事監理業務委託(8棟10戸)		
10. 業務概要	木造平屋・2階建て 8棟13戸 公営住宅建設工事の工事監理業務 木造平屋・2階建て 8棟10戸 公営住宅建設工事の工事監理業務		
11. 業務内容	1. 工事監理に関する業務 (1)設計内容を把握し請負者等に正確に伝えるための業務 (2)施工図等を設計図書に照らして検討する業務 (3)工事の確認及び報告		
12. 支援効果	事務手続き及び処理関係の軽減		
13. 特記事項	平成16年度〇〇町災害公営住宅工事監理業務委託(10棟14戸)(支援先:〇〇町) 〇〇町公営住宅建設工事監理業務(支援先:〇〇町)		

		0. 事例番号	83
1. 支援機関	(財)宮城県建築住宅センター	2. 支援先	県内各市町村
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算、工事監理関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	積算業務及び監督補助業務	8. 支援期間	平成16年度
9. 業務名称	町立中学校プール工事監理委託業務		
10. 業務概要	<p>支援背景：建築技術(電気・機械設備を含む)に関して専門的知識と豊富な経験を持った技術職が少ないため</p> <p>目的：公共建築工事の品質確保</p> <p>対象施設：FRP製プール 25m 6コース 更衣室 RC造平屋 1棟 61.28m²</p> <p>業務概要：設計の積算内容の見直し及び工事監督補助業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算業務 工事価格の算出及び調整、国庫補助申請資料の作成 ・監督補助業務 発注者及び施工者の技術支援、関係諸官庁との調整、各種法令に基づく監督 		
11. 業務内容	<p>(積算業務関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計内容の審査 建築基準法及び条例等の基準に基づいた設計内容確認、設計仕様の妥当性等 ・国庫補助対象の協議 積算基準、採用単価、見積り査定率、経費率の説明等 <p>(監督補助業務関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事監理 工程管理、施工計画の検討、施工図・材料確認等 ・設計変更業務 変更内容の検討、内訳書作成、見積り査定 ・変更に対する国庫補助対象の協議 変更内容の説明、内訳書の説明 ・国庫補助対象分の完了検査立会 補助申請内容と補助対象物との整合性を説明 ・会計検査立会 補助申請内容と補助対象物との整合性を説明 		
12. 支援効果	<ul style="list-style-type: none"> ・積算数量及び積算価格に公共的技術審査を盛り込むことが出来た ・過去の会計検査経験等を活かし、国関係の聞き取りに立会いスムーズな補助申請を行えた ・豊富な類似物件の工事監理に基づき工程管理を行い、工期内に工事を完了させることが出来た ・公共建築工事標準仕様書の内容反映及び発注者の意志の伝達がなされた ・増築工事であるため、学校との工程調整、安全計画・騒音対策に配慮した工事が行われた ・産業廃棄物の処理について、収集運搬・リサイクルの指導、マニフェスト管理、関係法令の厳守が行われた ・作業員の安全確保、新規入場者教育、KY活動、安全活動が十分に行われた ・会計検査立会により技術的な質疑応答に対応した 		
13. 特記事項	当業務では設計審査から業務を請け負った。別例として、設計審査は発注者が行い、単価入替業務から請け負う形式もあったが、適切な工法・材料を選定する為には、設計審査段階からの総合的に調整を行なうことが望ましいと思われる		

		0. 事例番号	84
1. 支援機関	宮城県住宅供給公社	2. 支援先	〇〇市
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	監督業務	8. 支援期間	H18/8/24～H19/1/15
9. 業務名称	平成18年度〇〇市〇〇公営住宅建設工事監理業務		
10. 業務概要	木造平屋・2階建 5棟7戸の公営住宅の工事監理		
11. 業務内容	<p>1. 工事監理に関する業務</p> <p>(1)設計内容を把握し請負者等に正確に伝えるための業務</p> <p>(2)施工図等を設計図書に照らして検討する業務</p> <p>(3)工事の確認及び報告</p>		
12. 支援効果	事務手続き及び処理関係の軽減		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	85
1. 支援機関	(財)茨城県建設技術公社	2. 支援先	石岡市
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	工事検査補助業務	8. 支援期間	H15/12/26～H16/3/31
9. 業務名称	工事検査補助業務		
10. 業務概要	建設工事の検査業務を発注者からの派遣依頼のもと、検査員補助として検査を実施する。		
11. 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中間検査及び完成検査の技術的検査を行う。 ・検査の範囲は、設計図書と出来形構造物との相違、工事竣工関係書類等の検査。 ・会計検査などの完成後の受検の立ち会いはおこなわないが、検査時の問い合わせ等についてはそれに対応する。 		
12. 支援効果	・専門技術者のいない発注者にとっては、検査支援は品質確保等の観点から非常に効果がある。		
13. 特記事項	・検査業務だけでは品質の確保は十分でなく、監督業務(工事監理業務)の支援も必要と思われる。		

		0. 事例番号	86
1. 支援機関	(財)茨城県建設技術公社	2. 支援先	管内市町村
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	監督業務、検査業務	8. 支援期間	
9. 業務名称	監督業務(工事監理業務)、検査業務		
10. 業務概要	建設工事の工事監理業務、検査業務		
11. 業務内容	・建設工事のトータル的な工事監理業務及び各種検査業務(各工程における検査、中間検査、完成検査等)		
12. 支援効果	・工事監理～検査業務を一環して支援することにより、より良い品質確保が得られる。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	87
1. 支援機関	(財)群馬県建設技術センター	2. 支援先	群馬県碓氷郡松井田町
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事関係	6. 業務項目	検査業務
7. 業務細目	建築工事設計積算等業務受託規程	8. 支援期間	H18/1/27~H18/2/20
9. 業務名称	松井田町立九十九小学校危険校舎改築工事検査業務		
10. 業務概要	校舎改築工事における工事完了検査の支援を行った。		
11. 業務内容	工事完了検査において、当センターの建築技術職員が町職員である検査員に対して技術的な支援を行った。		
12. 支援効果	1 建築技術職員の在籍しない市町村においては建築工事の完了検査を行うことが困難であるが、当センターの建築技術職員が当該市町村の職員である検査員の補助を行うことにより、建築技術職員による完了検査と同様の効果があった。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	88
1. 支援機関	埼玉県住宅供給公社	2. 支援先	宮代町
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	監督・検査実施要領	8. 支援期間	H16/3/1~H17/1/31
9. 業務名称	新庁舎建設工事監理業務委託(設備等)		
10. 業務概要	背景:町での設備技術職員不足により、委託要請を受けた。 対象施設:宮代町役場庁舎 木造2階建(一部RC造) 構造:木造2階建(一部RC造) 延床面積:4,385㎡		
11. 業務内容	1.工事監督員補佐業務を行った。 2..工事検査員補佐業務を行った。 3.設備工事監理業務を行った。		
12. 支援効果	町の契約約款、県建築工事实務要覧を遵守し、適切な監督・検査補佐業務が行えた。また、設計変更事務、適正な工事書類作成の充足が図れた。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	89
1. 支援機関	埼玉県住宅供給公社	2. 支援先	大里町(現熊谷市)
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	検査実施要領	8. 支援期間	H17/4/1~H17/7/31
9. 業務名称	大里生涯学習センター整備工事検査業務		
10. 業務概要	背景:町での技術職員不足により、委託要請を受けた。 対象施設:小ホール併設児童図書館 構造:SRC造2階建(一部S造) 延床面積:2,300㎡		
11. 業務内容	1.工事検査員補佐業務を行った。		
12. 支援効果	町の契約約款、県建築工事实務要覧を遵守し、適切な監督・検査補佐業務が行えた。また、適正な工事書類作成の充足が図れた。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	90
1. 支援機関	(財)新潟県建設技術センター	2. 支援先	中条町
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	監督業務	8. 支援期間	H16/6/1~H17/1/26
9. 業務名称	中条町駅前駐輪場建設工事設計書作成施工監理業務		
10. 業務概要	S造平屋 自転車駐輪場の新築		
11. 業務内容	工事の監理。		
12. 支援効果	国土交通省大臣官房営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書」に基づく適正な工事監理が行われた。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	91
1. 支援機関	愛知県住宅供給公社	2. 支援先	〇〇町／旧〇〇村
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	監督業務	8. 支援期間	15/6/10～16/2/25・16/7/1～17/1/14
9. 業務名称	〇〇団地特定公共賃貸住宅建設工事監理／〇〇村営住宅建設工事監理業務		
10. 業務概要	前年度の実施設計業務に引き続いて、建設工事の工事監理業務受託の要請があった		
11. 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート造 4階建 延べ床面積 1,032㎡ 特定公共賃貸住宅 12戸 地下式合併浄化槽施設 の工事監理 一式 ・木造平屋建 1棟 延べ床面積 244㎡ 公営住宅 3戸(連続建) の工事監理 一式 		
12. 支援効果	〇〇町や旧〇〇村から直接工事監理業務を受託することにより、施工計画や品質管理について発注者に代わって直接施工業者に指示できるため、工事の品質が確保された		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	92
1. 支援機関	(財)福井県建設技術公社	2. 支援先	公立小浜病院
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	監督業務	8. 支援期間	H15/8/20～H16/10/14
9. 業務名称	公立小浜病院高度医療施設整備第1期工事監理		
10. 業務概要	医師公舎 SRC造 10階建て 延4,200㎡ 看護師宿舎・学生寮 RC造 6階建て 延3,000㎡ 精神病棟 RC造 3階建て 延3,500㎡		
11. 業務内容	工事監理業務 工事検査員の補佐業務		
12. 支援効果	建設技術公社が、建築職員が配置されていない町村に対する業務の支援を行うことは「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第15条の趣旨からも有効と考える。		
13. 特記事項	大飯町保健・医療・福祉総合施設第1期工事監理業務(支援先:福井県おおい町) 町立三国病院工事監理(支援先:福井県坂井市(旧三国町)) その他工事監理業務も同様		

		0. 事例番号	95
1. 支援機関	(財)山形県建設技術センター	2. 支援先	山形県村山総合庁舎
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算関係・工事関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	工事費積算・工事監理	8. 支援期間	2005/4/4～2006/3/20
9. 業務名称	平成16年度都市公園整備事業中山公園野球場便益施設改修工事		
10. 業務概要	県野球場の老朽化により低下した施設の機能回復を図り、利用者の要求する機能に改善する為の改修工事 主な工事内容はトイレ改修、更衣室改修及びアスベスト除去の3点		
11. 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ改修:トイレブースと衛生器具の交換、トイレ内装材の張替え及び床タイル張替えの積算、工事監理業務 ・更衣室改修:内装材塗料の塗替え及びロッカーの入替等の積算、工事業務監理 ・アスベスト外壁保護材除去:改修工事に伴うアスベストの除去及び施設内において露出しているアスベスト除去の積算、工事監理業務 		
12. 支援効果	野球場施設を管理する都市計画課において、建築関係職員がいないことより、積算業務及び工事監理を支援。 この支援により期間内に適切に施設を改修することができ、また、当時話題となっていたアスベストの除去に関しても、施設管理者・利用者への周知及び理解をいただきながら安全に工事を進めることができ、利便性を確保した改修工事とすることができた		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	96
1. 支援機関	(財)群馬県建設技術センター	2. 支援先	群馬県北群馬郡榛東村
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算関係／工事関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	工事予定価格の作成／監督業務	8. 支援期間	H17/1/11～H18/2/28
9. 業務名称	平成16年度相馬原演習場周辺茅野公園設置助成事業建築工事設計積算及び施工管理業務委託		
10. 業務概要	公園設置事業のうち建築工事(トイレ・四阿等)の技術的分野の支援を行った。		
11. 業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 予定価格の根拠となる設計書の作成(主に単価入れ作業) 2 村職員である監督員の工事監理に対して技術的な支援を行った。 		
12. 支援効果	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築技術職員の在籍しない市町村においては、設計書への単価入れや単価作成などは困難であるが、当センターの建築技術職員が指定された積算基準に基づき業務を行うため適正な内容が確保できる。また、公益法人として市町村の立場に立って単価入れ等を行うため、設計金額等の秘密が守れた。 2 工事監理においては、当センターの建築技術職員が当該市町村の職員である監督員の補助を行うことにより、建築技術職員による工事監理と同様の効果が 		
13. 特記事項	通常は、設計積算業務と施工管理業務はそれぞれ区分して受託しているが、本件では両方を一連の業務として受託している。		

		0. 事例番号	97
1. 支援機関	(財)宮城県建築住宅センター	2. 支援先	県内各市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算・工事監理関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	積算業務及び監督補助業務	8. 支援期間	平成17年度
9. 業務名称	町有建物(ヘルセンター)解体に伴う積算・工事監理業務委託		
10. 業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ・建物解体工事 鉄骨造2階建て 延べ面積:2360.0 m²(電気設備撤去工事・アスベスト除去工事) 1. 上記工事における積算を行い適正工事金額を提示した。 2. 発注後の監督補助業務 ・アスベスト除去工事が含まれている為住民対策に重点を置き施工業者の指導監理を行った 		
11. 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 1. 適正工事金額の提示 ・公共単価(県工事積算単価、各刊行物等)と各社見積もりを比較検討し適正工事金額を算出の上、必要書類を作成した。 2. 発注後の監督補助業務 ・アスベスト除去はマスコミ等で話題となっている折、近隣住民への周知及び理解を得る為に、いかに日常生活に支障が無く且つ安全に工事が進められるかを、具体的なわかりやすい資料を提供し、説明会開催において近隣住民の不安を解消すべき努力を行った。 		
12. 支援効果	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会開催及び工事の安全性の周知に依り住民各位の町に対する信頼度を深める事となり、今後の町企画事業への賛同を得られやすくなった。 ・施工計画書の作成等に依り、法令の遵守・適切な産廃処理方法の確認・アスベスト除去の技術的手順等の確認が行われた ・使用材料及び工法の選択において、発注者並びに施工業者の調整を行う事で適正且つ公平な技術採用が行えた。 		
13. 課題	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業の透明性、公平性を確保する上で社会的動向をも勘案しながら適切な助言及び技術的指導を提供出来る機関が必要である。 ・公共的見地及び建築、電気、機械その他の専門技術に精通した機関が総合的に事業発案時から支援する事で、効率的且つ地域にやさしい事業が開始出来る。 		

		0. 事例番号	98
1. 支援機関	(財)山形県建設技術センター	2. 支援先	(財)山形県農業公社
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事関係	6. 業務項目	検査業務
7. 業務細目	工事検査	8. 支援期間	H18/3
9. 業務名称	エコもがみ地区畜産担い手育成総合整備事業 建築工事等完成検査業務		
10. 業務概要	(財)山形県農業公社が発注した建築工事等の完成検査業務。		
11. 業務内容	工事完成検査において、当センターの建築技術職員が、発注者である農業公社の職員にかわり、完成検査業務を行った。		
12. 支援効果	建築関係職員がいない農業公社においては、建築工事等の完成検査を行うことが困難であり、当センターの建築技術職員が検査を行うことにより、建築物の機能性・出来形・品質等の確認を行うことができ、適切な検査業務を行えた。		
13. 特記事項			

企画関係		0. 事例番号	99
1. 支援機関	(社)公共建築協会	2. 支援先	福生市
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務及び発注関係事務以外
5. 業務分類	企画関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	設計者選定手続及び基本構想	8. 支援期間	H16/4/1～H16/10/28
9. 業務名称	福生市新庁舎建設基本計画策定業務		
10. 業務概要	市作成の「新庁舎建設企画書」に基づき、新庁舎基本構想を立案する。この「新庁舎基本構想」等により設計者選定手続等の業務を行なう。なお、これ等の検討に当っては市民参加(市民公募)を基本とする。		
11. 業務内容	1. 新庁舎基本構想 「新庁舎建設企画書」に基づき、現敷地内にて建て替えること、仮設庁舎は設けないことを基本方針として、限られた敷地の有効利用を基本として市民に開かれた庁舎の基本構想を作成する。 基本構想業務としては、法的検討、敷地利用計画、建物規模、整備に関するスケジュール及び概算等並びに議会委員会への説明用補助資料の作成。なお、これ等作成に当って市民参加の「市民検討委員会」の運営の補助を行なう。 2. 設計者選定 プロポーザルによる設計者選定に関する手続書類の作成及び市が設置したプロポーザルによる「設計者選定委員会」の運営等の補助業務を行なうとともに経過記録等をまとめる。		
12. 支援効果	① 市方針である新たな公共建築整備のあり方として市民と行政の協働による新庁舎づくりが可能となった。 ② 基本構想(案)検討時の議会説明及び市民との対話等が順調に進められた。 ③ 設計者選定の作業が順調に進められ又、公開による審査についても対応が出来た。		
13. 特記事項	当該施設整備費の中に「基地防音対策補助事業(防衛施設庁)」が含まれていることから建築物の構造に一定の制約がある。		

		0. 事例番号	100
1. 支援機関	(財)建築保全センター	2. 支援先	〇〇県ほか
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	企画関係	6. 業務項目	中長期整備計画作成
7. 業務細目	施設長寿命化計画	8. 支援期間	〇〇県:H13～14
9. 業務名称	〇〇県県有施設長寿命化基本方針策定業務(H13)、〇〇県県有施設長寿命化実施計画策定業務(H14)		
10. 業務概要	〇〇県の県有施設は、高度経済成長期に数多く整備され、建設後30年ほど経過して、劣化が著しくなる時期を迎えている。これらの劣化した施設は改築工事および大規模な改修工事が短期間に集中し、厳しい財政状況の中で大きな財政負担となることが予想される。また、地球環境保護の観点から建設廃棄物の発生量抑制が要請されており、既存施設を取壊して新設するという「スクラップ・アンド・ビルド」の考え方から、脱却していく必要がある。 このような状況の下で、財政負担と環境負荷の低減を目的として、今後の施設整備のあり方として「ストックマネジメント」の導入による長寿命化の基本方針について検討したものである。		
11. 業務内容	長寿命化基本方針策定業務(H13) 既存施設の長寿命化を図りながら有効活用を進めるには、業務の仕組みと組織体制について整備する必要がある。主要な取組み項目は、次のとおりであり、基本方針として位置付けることができる。 (1) スtockマネジメント技術の導入、(2) 長寿命化を考慮した基準類の策定、(3) 建設および改修段階における長寿命化技術の導入、(4) ライフサイクルコスト分析手法の導入、(5) 保全情報システムの構築、(6) 保全組織の構築 長寿命化実施計画策定業務(H14) 既存施設の長寿命化を推進するため、上記各項の進め方について解説するとともに、具体の施設のケーススタディにより、適用手法と適用効果について例示した。		
12. 支援効果	本検討に基づいて、仕組みと体制についてのフレームを着実に整備してきており、データ蓄積の拡充に伴い成果について情報発信されることを期待している。		
13. 特記事項	〇〇県は、平成17年度に本格運用を開始した保全情報システム(地方公共団体が共同利用)を活用している。		

		0. 事例番号	101
1. 支援機関	(財)建築保全センター	2. 支援先	(独)〇〇 技術センター
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	企画関係	6. 業務項目	中長期整備計画作成
7. 業務細目	中長期保全計画作成支援	8. 支援期間	H17/6/27~17/9/30
9. 業務名称	〇〇技術センター長期修繕計画業務(予備調査)ほか		
10. 業務概要	<p>(独)〇〇 技術センターの長期修繕計画のための予備調査を行う。予備調査の主な目的は、下記とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設および施設機能の現状把握 2. 早急な対応が必要な項目の提案 3. 詳細調査の計画立案の情報収集 <p>長期修繕計画は、既存建築物の建築・設備に関する劣化度の調査、執務環境の調査、耐震性の検討、関連法令の適合性検討などを行い、既存建築物の保有性能と耐久性の向上、並びに使用エネルギーや必要管理費用の低減を目的とする。</p>		
11. 業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設計図書、施工図に関する調査項目 ①建築意匠関係の図書調査、②構造関係の図書調査、③機械設備系の図書調査、④電気設備系の図書調査 2. 現地目視調査項目 ①建築に関する目視調査、②設備に関する目視調査、③外構に関する目視調査、 3. 問診調査に関する調査項目 ①建築に関する問診、②設備に関する問診 4. 管理データに関する調査項目(事故履歴を含む) <ul style="list-style-type: none"> ①保全・改修履歴に関する調査、②エネルギー消費に関する調査、③点検記録に関する調査 5. 建物の機能診断(予備調査) ①省エネ診断評価、②室内環境診断評価、③情報化診断評価、④耐震性診断評価 6. 調査結果の報告 ①予備調査結果の報告、②緊急修繕項目の提案、③詳細調査項目の提案 		
12. 支援効果	<p>現在、詳細調査について内容及び実施期間について〇〇技術センターと協議中であり、平成18年前期までに長期修繕計画を策定する予定である。また、予備調査において研修棟の空調関係機器の早急な対応が必要であることが判明し、発注仕様書内容へのアドバイスを実施し、円滑な発注が行われている。</p>		
13. 特記事項	<p>現況・劣化調査を伴う。予備調査において目視で判断できるもので緊急性のあるものを指摘し、早急の改善を提案することも重要である。</p>		

		0. 事例番号	102
1. 支援機関	(財)福島県建設技術センター	2. 支援先	柳津町・玉川村
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	企画関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	ストック総合活用計画	8. 支援期間	H16/6/30~H17/3/25
9. 業務名称	公営住宅ストック総合活用計画		
10. 業務概要	<p>既設公営住宅ストックの有効活用を図るため、建替え・改修等の整備内容、計画修繕を含む維持管理について提案する。また、市町村振興計画などの上位計画と整合を図りながら、住宅マスタープランの一部として位置づける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柳津町町営住宅ストック総合活用計画 3団地119戸 ・玉川村村営住宅ストック総合活用計画 9団地186戸 		
11. 業務内容	<p>平成17年から平成28年までの10年間を計画期間とする。 公営住宅の需要推計、入居者アンケートの意識調査、住棟建設年度を判定材料として、団地毎に活用計画を作成し全体計画をまとめる。</p>		
12. 支援効果	<p>建築関係の専門技術者が不足している町村においては、建設事業の設計・積算、工事監督等をセンターが受託して技術的支援と町村監督職員の業務負担を軽減している。また、住宅施策であるストック活用計画策定においても、同様に技術的支援を行い円滑な業務の推進が図られている。</p>		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	103
1. 支援機関	長野県住宅供給公社	2. 支援先	北御牧村
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	企画関係	6. 業務項目	基本計画作成
7. 業務細目		8. 支援期間	H14/11/25～H15/1/9
9. 業務名称	羽毛山団地基本計画補佐業務		
10. 業務概要	公営住宅の基本計画作成業務支援		
11. 業務内容	村営住宅の建替に伴う基本計画の作成業務		
12. 支援効果	<p>公営住宅法及び公営住宅制度に精通している公社職員が支援することにより、市町村職員の経験不足を補い、的確な業務が執行できる</p> <p>建築技術職員が在籍していない自治体の公営住宅建設業務の円滑化が図れる</p>		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	104
1. 支援機関	長野県住宅供給公社	2. 支援先	塩尻市
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	企画関係	6. 業務項目	住宅マスタープランの策定
7. 業務細目	基本計画作成	8. 支援期間	H17/11/25～H18/3/31
9. 業務名称	塩尻市住宅マスタープラン策定業務		
10. 業務概要	住宅マスタープランの作成		
11. 業務内容	計画作成		
12. 支援効果	<p>公社は、国や県の住宅政策及び県内の住宅事情に精通しているので安心して任せられる</p>		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	105
1. 支援機関	(財)岐阜県建設研究センター	2. 支援先	国府町
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	企画関係	6. 業務項目	基本構想の作成
7. 業務細目	基本構想策定	8. 支援期間	H16/6/4～H16/11/30
9. 業務名称	国府小学校建設基本構想策定業務		
10. 業務概要	当初、町から小学校改築のための設計者選定業務を受託する予定であったが、市町村合併により町での建設が見込めなくなり、合併後の建設の可能性が高くなったことから、現町の中に基本構想をまとめることとなり、その策定の支援を求められ、小学校改築の基本構想を策定した。		
11. 業務内容	町でPTAや地域住民など関係者による建設検討委員会が組織され、その座長に大学教授をセンターが推薦。基本構想は、教職員、教育委員会、児童、保護者、地域住民など広くアンケートを行い、その結果を分析し、最適な小学校のプランを検討委員会に諮りながら基本構想を策定した。		
12. 支援効果	検討委員会を計6回開催し、広く関係者の意見を聞くと共にアンケート調査を実施しながら、学校関係者が望む小学校像を示しながら構想をまとめたことで、町の希望に答えた基本構想を策定できた。新市に対して旧町の総意を込めた構想の提案が出来たと考えている。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	106
1. 支援機関	愛知県住宅供給公社	2. 支援先	〇〇町／〇〇市
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	企画関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	ストック総合活用計画	8. 支援期間	14/7/23～15/3/9・14/7/13～15/3/20
9. 業務名称	〇〇町営住宅ストック総合活用計画策定業務／〇〇市営住宅ストック総合活用計画策定業務		
10. 業務概要	H12年度～H13年度の2ヵ年に渡り愛知県から県営住宅約6万戸のストック総合活用計画策定業務を受託した実績を踏まえ、〇〇町営住宅及び〇〇市営住宅のストック総合活用計画の策定を行った。		
11. 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇町営住宅 11団地128戸のストック総合活用計画の策定 建替予定団地(モデルケース)の基本構想の策定 ・〇〇市営住宅 5団地396戸のストック総合活用計画の策定 建替予定団地(西島団地)の基本計画の策定 業務実施に際しては、一部の業務を民間コンサルタントに再委託して実施した		
12. 支援効果	公社は、県営住宅のストック総合活用計画を策定した実績を生かし、町営住宅及び市営住宅のストックの現状把握や具体的活用方法の選定等に関し、客観的な立場から指導的な役割を果たせた。		
13. 特記事項			

予算要求関係		0. 事例番号	107
1. 支援機関	(財)建築保全センター	2. 支援先	〇〇合同庁舎
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	予算要求関係	6. 業務項目	維持管理費
7. 業務細目	維持管理費要求資料作成支援	8. 支援期間	H17.11~H17.12.17
9. 業務名称	〇〇合同庁舎施設維持管理保全要領作成業務		
10. 業務概要	・施設管理業務の業務資料調査及び積算基準の歩掛りの検討		
11. 業務内容	・施設維持管理全般 1. 積算基準内の見積り部分についての検討・調整 2. メーカー見積り内容による業務項目の検討・調整 3. 既仕様書との調整 4. 積算基準歩掛りとの調整		
12. 支援効果	・部分的見積りの対応について、歩掛り化し、見積りの必要をなくした。		
13. 特記事項	・随意契約から一般競争入札に切り替えるための業務対応である。		

保全関係		0. 事例番号	108
1. 支援機関	(財)建築保全センター	2. 支援先	全都道府県、政令市ほか
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	保全関係	6. 業務項目	保全システムの構築・運用
7. 業務細目	保全情報システム	8. 支援期間	
9. 業務名称	保全情報システム(BIMMS)		
10. 業務概要	平成16年度に構築した「保全情報システム」を運用管理し、地方公共団体に対しサービスを提供している。地方公共団体は、所有する建築物等の保全実施状況等の情報を管理することにより、長寿命化やストックの有効活用を図るなど、STMの実践が可能となる。		
11. 業務内容	<p>保全情報システムについて</p> <p>1. サービス提供方法について インターネットを通じて提供するサービスであり、全国全ての公共団体の利用が可能。</p> <p>2. 安全管理について データは保全情報センターに集約し、一元的に管理を行う。</p> <p>3. 提供機能について i. 基本情報管理機能：土地、建物の基本情報及び施設保全に関する参考資料等の各施設で利用できる共通情報の登録、更新及び検索・集計を行う。</p> <p>ii. 施設管理機能：施設管理担当者の日常業務の支援として、スケジュール、不具合、トラブル・メンテナンス情報の管理・表示等を行う。</p> <p>iii. 保全計画管理機能：施設の単体又は全体を対象とした保全計画の策定や管理を支援し、保全業務の適正化や保全予算の平準化を図る。</p> <p>iv. 複数施設総合評価・分析：登録データの抽出・分析を行い、ベンチマーク、耐用年数及び標準仕様等の作成を支援する。</p> <p>3. 登録データの活用について 登録データを活用した各種分析・レポート等の業務支援を行う。</p>		
12. 支援効果	全国の地方自治体などが保有する公共施設に関わる建物管理情報と営繕情報を効率よく集約・一元的に管理することによって、既存ストックの有効活用、適正管理、保全計画の策定等に関する意思決定を支援する。全国レベルでの保全情報を有効活用することで、より高度な保全業務の展開が可能となる。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	109
1. 支援機関	(財)建築保全センター	2. 支援先	〇〇
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	保全関係	6. 業務項目	保全システムの構築・運用
7. 業務細目	個別保全システム	8. 支援期間	H16
9. 業務名称	〇〇の施設管理(FM)支援システムの構築業務		
10. 業務概要	施設管理に関するパッケージソフトをカスタマイズすることにより、施設管理支援システムを構築する。施設建設情報を登録するとともに、運用管理段階の情報を順次入力蓄積してこれらを一元管理することで、今後の施設の適正管理、保全計画の策定などに関する意思決定の支援を行うものであり、これに必要な情報の登録、更新、検索の機能や登録された情報を抽出、分析の支援を行う機能を有するものとする。 システムの構成は、既存ネットワークを利用したサーバ・クライアント方式とする。ソフトウェアの納入、インストール(サーバ側)、ユーザ登録、試験及び関係書類の作成、並びに本システムの稼働に必要な環境構築、初期設定、データ入力、研修、システムの本運用移行までを行う。		
11. 業務内容	<p>システムの機能</p> <p>(1) 施設台帳機能、(2) 機器台帳機能、(3) 工事履歴、(4) 電子書庫</p> <p>(5) 連絡先リスト、(6) スケジュール管理、(7) エネルギー管理、(8) 履歴管理</p> <p>(9) 保全計画管理</p>		
12. 支援効果	17年度にデータ登録を開始したばかりであり、現時点でのシステムの直接的な効果はデータが逸散しないうちに蓄積されていることが挙げられる。今後、複数年のデータが蓄積されてくると、維持保全のマネジメントのための有用な分析が可能になると考えられる。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	110
1. 支援機関	(財)建築保全センター	2. 支援先	(独)〇〇機構
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	保全関係	6. 業務項目	保全マニュアルの作成
7. 業務細目	施設保全マニュアルの作成	8. 支援期間	随時(H10~)
9. 業務名称	〇〇病院保全マニュアル作成		
10. 業務概要	各〇〇病院を適切に保全する必要から保全マニュアルを作成する。		
11. 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇病院の(増改築)建替え工事の完成時に、当該病院の看護学校、宿舎等の「保全の手引き」「保全台帳(機器)」「長期保全計画書」を作成し、機構及び病院に引き渡す。 ・平成10年「施設整備計画のための基礎調査」 各病院の「老朽度」「狭隘率」「利用動線」「駐車場」「耐震性能」の項目で評価。 ・平成7年 各〇〇病院の耐震調査 ・平成12年 各〇〇病院の外壁調査 ・平成16、17年 保全実施方策検討業務 		
12. 支援効果	病院経営上、維持管理費、改修費の縮減も関心が高く、当センターとしても事務職の方にもわかりやすい提案に努めている。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	111
1. 支援機関	(財)建築保全センター	2. 支援先	(財)〇〇県産業振興センター、〇〇館(国)
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	保全関係	6. 業務項目	保全業務仕様・積算
7. 業務細目	保全業務仕様書作成・積算支援	8. 支援期間	H16
9. 業務名称	<small>(1)〇〇県産業交流館設備関係維持管理経費積算基準委託業務 (2)〇〇館建物の総合維持管理に関する仕様書及び予定価格の作成支援</small>		
10. 業務概要	<p>(1)維持管理業務の実態を把握し、現状への整合を図るための仕様書の作成及び維持管理費の算出業務</p> <p>(2)平成17年度維持管理予定価格の作成支援及び仕様書の修正ならびに追加仕様の作成</p>		
11. 業務内容	<p>(1)電気・機械設備の運転監視・日常点検、定期点検の仕様書、経費算出</p> <p>(2)維持管理に関する業務の仕様書の調整及び経費の算出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転監視・日常点検、定期点検、 ・電気・機械設備の定期点検 ・特殊設備(昇降設備、ゴンドラ等)、 ・環境衛生管理、消耗品 ・警備業務 その他(追加) ・外壁清掃、遠隔監視、 ・排水管洗浄 		
12. 支援効果	<p>(1) ・業務内容及び点検機器類の数量の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な予算化 ・次年度より労務単価の入れ替えのみに省力化(電算化) <p>(2) ・予算要求根拠資料及び具体的な金額の提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務範囲の業務内容の明確化 		
13. 特記事項	<p>(1)建設時の維持管理対象範囲及び設備数量との食い違いが修正された。</p> <p>(2)当施設の管理は総務部が担当で技術者がいないため、施設管理の技術的なことがわからないので、常々当センターの支援が必要となっている施設である。</p>		

		0. 事例番号	112
1. 支援機関	(財)建築保全センター	2. 支援先	(独)〇〇機構〇〇病院
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	保全関係	6. 業務項目	点検・診断関係
7. 業務細目	特殊建築物等定期調査	8. 支援期間	H16ほか
9. 業務名称	平成16年度特殊建築物定期調査及び報告書作成		
10. 業務概要	建築基準法第12条第1項及び第3項による定期報告を必要とする建築物及び建築設備の定期調査及び報告業務		
11. 業務内容	特殊建築物等定期調査業務基準(国土交通省住宅局建築指導課監修)及び同建築設備定期調査業務基準に基づく現地調査を行い、報告書を作成し、特定行政庁への提出手続きまでを行う。		
12. 支援効果	特殊建築物等の定期調査について、第三者(設計者、施工者等の関係者以外)の立場で行うことができる。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	113
1. 支援機関	(財)建築保全センター	2. 支援先	(独)〇〇センターほか
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	保全関係	6. 業務項目	点検・診断関係
7. 業務細目	耐震診断・改修計画	8. 支援期間	H16ほか
9. 業務名称	(独)〇〇センター東京事務所耐震診断業務ほか		
10. 業務概要	(独)〇〇センター東京事務所は昭和46、47年に竣工した。当該建物の耐震性能を「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説(平8年版:建設大臣官房官庁営繕部監修)」と「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版:建設大臣官房官庁営繕部監修)」に従って総合評価し、耐震改修計画案を策定する。		
11. 業務内容	1. 耐震診断 1) 構造体調査 ①外観・劣化調査(建物履歴、不同沈下、外観) ②建物形状、部材断面調査(図面照合) 2) 施設の位置・配置の診断 ①敷地周辺の状況確認 3) 建築非構造部材の診断 ①建屋内部調査検討 ②外構その他調査検討 2. 建築設備の診断 ①電気設備に関する調査検討 ②機械設備に関する調査検討 3. 耐震性能の総合評価 4. 耐震改修計画案の策定・報告書の作成		
12. 支援効果	耐震改修計画案に基づく工事計画が作成され、予想される大地震への対策が講じられた。		
13. 特記事項	設計図書との現況照合、コンクリートコア抜きによる材料の劣化状況調査が必要である。		

		0. 事例番号	114
1. 支援機関	(財)建築保全センター	2. 支援先	〇〇(国)、日本〇〇促進協会
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	保全関係	6. 業務項目	点検・診断関係
7. 業務細目	現況・劣化調査	8. 支援期間	H16年度
9. 業務名称	(1)〇〇堂外部建具ほか調査 (2)〇〇総合センター劣化診断、中期修繕計画		
10. 業務概要	(1)外壁において鋼製建具の錆や石張り目地部分からの漏水、エフロなどが発生している。また、窓建具の機能向上も要求されてことなどから、外壁の現状を調査分析し、その結果により対処方法を提案する。 (2)平成15年10月に独立行政法人組織への編成変えに伴い、以後5年間の中期修繕計画を作成する。		
11. 業務内容	(1)ア. 外部建具(全数)現状調査 イ. 外壁石張り(衆参各3箇所程度)現状調査 ウ. 改修方法(ステンレス、ブロンズ、スチール各1案、アルミ3案以上及び石張り漏水部)の検討(図面提出)、具体的な改修工法・工期の提案及び概算費用の算出 (2)ア. 建築物及び設備の劣化度を調査し修繕項目を洗い出す。 イ. 平成15年10月～平成20		
12. 支援効果	(1)工期も工事費も膨大なものであり、特に、工期については、土日祝の作業となり、1日毎のセキュリティも要求され、困難を極める。この成果品は、実施決定及び予算請求のための資料として活用される。 (2)独立行政法人立上げのための全体運用計画の一部の検討資料として活用される。		
13. 特記事項	(1)2機関合同での発注 (2)独立行政法人への体制替えが目前に迫っていた。 中長期保全計画作成業務や改修計画検討業務を伴うものもある。		

		0. 事例番号	115
1. 支援機関	(財)建築保全センター	2. 支援先	〇〇庁、〇〇庁京都事務所
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	保全関係	6. 業務項目	点検・診断関係
7. 業務細目	保存活用調査	8. 支援期間	H12年度～
9. 業務名称	数件の伝統的木造建築物耐震劣化詳細調査業務		
10. 業務概要	伝統的木造建築物についての耐震安全性・劣化程度をを把握するため構造体の耐震診断及び仕上材を含む非構造部材の劣化度調査診断を総合的に実施し、かつ、施設設備の劣化程度の把握を行い、施設保全のための資料を作成する。		
11. 業務内容	1. 非構造部材の劣化調査診断 2. 構造部材の劣化調査 3. 地盤調査 4. 構造体の耐震診断 5. 建築設備現状把握調査		
12. 支援効果	古い歴史的木造建築物なので、痛みが激しい部分が、かなり見られる。早く手を加えないと、手遅れになることも考えられる。発注者はこれらの業務の報告を基に、重要度・緊急度の高いものから予算要求・工事施工を決定することになる。		
13. 特記事項	歴史的木造建築物が対象である。		

		0. 事例番号	116
1. 支援機関	(財)鹿児島県住宅・建築総合センター	2. 支援先	鹿児島市
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	保全関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	施設運用関係	8. 支援期間	H17/8/16～H18/3/10
9. 業務名称	公共建築物ストックマネジメントに係る基礎的調査業務委託		
10. 業務概要	①鹿児島市有施設(234棟)の基礎調査 ②維持修繕費等の将来予測と計画修繕の効果の検証 ③サンプル建築物の中長期保全計画の策定 ④特定部位の推定耐用年数の算出		
11. 業務内容	①鹿児島市有施設(234棟)の基礎調査を行い、施設概要や部位・部材ごとの劣化状況を確認する。 ②市有施設の修繕費の現況と将来予測を把握すると共に計画修繕による効果(コスト縮減・長寿命化)の検証を行う。 ③サンプル建築物の中長期保全計画を策定し、大規模修繕のサイクル検討及び事業費試算を行う。 ④特定部位(シート防水・外壁塗装・盤・空調機 等)について、施設の立地環境等に応じた推定耐用年数を算出し、修繕周期の目安とする。		
12. 支援効果	①234棟という多大な建築物の調査に係る人的不足を補うことができた。 ②文献及び他自治体の事例等を参考に鹿児島市の立地環境特性に応じた分析ができた。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	117
1. 支援機関	(財)建築保全センター	2. 支援先	全ての関係機関
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	保全関係	6. 業務項目	図書・講習
7. 業務細目	図書発行・講習会・研修	8. 支援期間	
9. 業務名称	図書発行、講習会・研修実施		
10. 業務概要	<ul style="list-style-type: none"> 発行図書の例:建築保全業務共通仕様書、同積算基準、建築物のライフサイクルコスト、建築物の点検マニュアル・同解説、公共建築改修工事標準仕様書、建築改修工事監理指針 等 講習会:上記図書の発行に伴う各講習会 研修:建築保全研修 等 		
11. 業務内容	<p>上記業務の実施に当たり、以下の内容も行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 講習会で質問表の配布・回答 アンケートの実施、 ホームページで発行図書、講習会等の案内 ホームページでQ&Aの掲載、 関係団体との協力 		
12. 支援効果	<ul style="list-style-type: none"> 多数の関係者に、保全に関する情報を適時、適切に伝達することができる。 保全業務の発注等に活用でき、効率的かつ的確な保全業務の実施が可能となる。 		
13. 特記事項			

新たな事業手法		0. 事例番号	118
1. 支援機関	宮城県住宅供給公社	2. 支援先	〇〇町
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務及び事務以外
5. 業務分類	新たな事業手法	6. 業務項目	
7. 業務細目	設計施工一括方式関係	8. 支援期間	H17. 10. 8~H18. 3. 16
9. 業務名称	平成17年度〇〇町〇〇公営住宅建設工事		
10. 業務概要	軽量鉄骨系プレハブ住宅 平屋・2階建て 6棟10戸 公営住宅建設分譲		
11. 業務内容	建築士法(昭和25年法律第202号)第25条の規定に基づく、下記基本設計及び実施設計業務 ①建築総合基本設計及び実施設計 ②建築構造基本設計及び実施設計 ③電気設備基本設計及び実施設計 ④機械設備基本設計及び実施設計 建築工事 一式、屋外附帯設備工事 一式		
12. 支援効果	事務手続き及び処理関係の軽減		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	119
1. 支援機関	長野県住宅供給公社	2. 支援先	茅野市
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	新たな事業手法	6. 業務項目	設計施工一括方式
7. 業務細目	買取公営住宅の譲渡者	8. 支援期間	H14/9/27~H17/11/30
9. 業務名称	茅野市ひばりヶ丘団地内市営住宅等の建設		
10. 業務概要	市営住宅ひばりヶ丘団地建替事業を公社からの買取公営住宅で行った		
11. 業務内容	設計施工一括方式		
12. 支援効果	建替事業で市職員の行う業務を公社が行うので、一時的に必要とされる職員の増員を行わずに済む 公営住宅法及び公営住宅制度に精通している公社職員が支援することで、市町村職員の経験不足を補い、的確な業務が執行できる		
13. 特記事項	公的機関である住宅供給公社が支援することで、公共工事としての中立性、公平性が担保される 他の市町村では、プロポーザル方式を採用した買取特定公共賃貸住宅も実施している		

		0. 事例番号	120
1. 支援機関	長野県住宅供給公社	2. 支援先	上松町
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	新たな事業手法	6. 業務項目	PFI関係
7. 業務細目		8. 支援期間	H14/12/16～H29/7/16
9. 業務名称	上松町 市町村賃貸住宅業務		
10. 業務概要	町営住宅の買上げ支援		
11. 業務内容	町内にある中古の共同住宅を公社が取得、改修を行い、上松町に賃貸し、15年間の賃貸期間完了後に町に譲渡		
12. 支援効果	公的団体の公社による、建築技術と資金の支援が受けられる 建築技術職員が在籍していない自治体の公営住宅建設業務の円滑化が図れる		
13. 特記事項			

総合的・全般的支援		0. 事例番号	121
1. 支援機関	(財)山形県建設技術センター	2. 支援先	遊佐町商工観光課
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計・積算・工事監理関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	設計・積算・監理	8. 支援期間	2005/6/2～2005/10/31
9. 業務名称	平成17年度滝の小屋公衆トイレ再整備工事		
10. 業務概要	遊佐町が管理している避難小屋である滝の小屋の公衆トイレ再整備工事の設計・積算・工事監理業務。 (滝の小屋は公園道路終点より徒歩20分程度の場所で、鳥海山頂までは4時間の位置にある。山頂までの最短距離のルートであり、初夏から秋にかけ、特に人気の高いコースにある避難小屋である。利用者も多いことより、既存の汲み取りトイレをより衛生的なシステムとしてほしいと多くの要望がある状況にあり、早期に再整備が求められていた。)		
11. 業務内容	構造:木造平屋建て、規模:20㎡、汚水処理方式:バイオトイレ(コンポストトイレ) 近年の登山ブームにより、より衛生的なシステムのトイレ設置の要望が多くあった。再整備の計画をするにあたり、立地条件の詳細な調査を行い、採用可能なシステム提案からの概略設計より受託し、設計・積算・工事監理までの業務の支援を行った。		
12. 支援効果	建築関係職員がいない町の商工観光課において、概略設計から工事監理まで一貫して支援することができた。また山岳地帯のトイレという条件で、極力環境に負荷をかけない工法と、トータルランニングコストを加味した工法を提案することができ、関係者への説明においても技術的な観点から説明を行い、理解を得ることができた。また、資材運搬についてはヘリコプターを使用することより、ヘリポート選定の助言及び概算工事費の算出を概略設計時に行い、適切なトイレ再整備の支援ができた。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	122
1. 支援機関	(財)山形県建設技術センター	2. 支援先	山形県村山総合支庁・天童市
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	まちなみづくり支援関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	まちなみ協定・事前審査	8. 支援期間	2003/10/3～
9. 業務名称	地方特定道路整備事業(街路)(主)山形老野森線:天童古城西まちなみ委員会支援業務		
10. 業務概要	改良の対象となっている道路(山形老野森線)は、羽州街道の一部であり歴史的な面影を色濃く残す建築物や神社仏閣が数多く存在している、本市屈指の歴史的景観地区である。豊かな都市景観を形成していくために、都市の個性を大切にしたまちなみづくりが重要である。改良にあたり地域住民関係者とワークショップやまちなみ勉強会を実施し、共通の認識に立って、天童古城西にふさわしいまちなみを整備するための支援業務。		
11. 業務内容	地元住民・建築士の代表者との検討会やまちなみ先進地視察、まち歩きを行い、まちなみ協定の整備を行った。また、この協定にもとづき、道路拡幅に伴う住宅建替え等を行う住民の方には、事前審査会に出席していただき、天童古城西にふさわしいまちなみ景観となるように計画に対して指導・助言を行っている。事前審査は個別の具体的事案になることからまちなみ委員会を組織し、有識者の意見を反映させるように取り組み、全体的な調整を行っています。関係者の連絡調整や資料作成、審査の準備、現地調査などの支援業務であり、また景観に対する認識を高めるために、地域住民とともに景観勉強会、先進地視察、まち歩きワークショップなどの支援も行っています。		
12. 支援効果	建築関係職員がいない県・市の都市計画課の支援として、協定のとりまとめ・事前審査の準備・景観勉強会及び先進地事例視察等を実施するにあたり事務局として委員会を支援。勉強会・先進地事例視察にも多くの住民の方に参加していただき、景観に対する意識も高まり、住宅の建替え・塀の設置等においても、まちなみ協定を遵守していただき、天童古城西にふさわしいまちなみの整備が進められています。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	123
1. 支援機関	(財)山形県建設技術センター	2. 支援先	山形県国民健康保険団体連合会
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	基本・実施設計支援関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	基本・実施設計時の助言、相談	8. 支援期間	2007/1～
9. 業務名称	山形県国民健康保険団体連合会事務所新築工事		
10. 業務概要	山形県国民健康保険団体連合会事務所新築工事において、専門的な立場より、発注者に対して助言を行う業務。		
11. 業務内容	山形県国民健康保険団体連合会事務所新築工事における、基本設計・実施設計業務発注にあたり、設計業務委託料算出に対して、助言を行う。また、設計事務所より提案されるプラン等について、専門的な立場より、発注者に対して助言を行う業務。		
12. 支援効果	山形県国民健康保険団体連合会は、県内35市町村と3国保組合の38保険者からなる国民健康保険法からなる公法人である。建築関係職員がいない連合会において、中立的立場である当センターが、設計業務の打ち合わせ時に、発注者に対して助言を行うことにより、設計業務が順調に進められております。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	124
1. 支援機関	(財)福島県建設技術センター	2. 支援先	県及び県内市町村
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計・積算、工事監理	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	設計・積算、工事監理	8. 支援期間	H16/6/30～H17/3/25
9. 業務名称	業務内容参照		
10. 業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村公営住宅建設をはじめとする市町村の公共建築物について、計画立案の相談から、基本設計、実施設計、工事監理や維持管理に至るまでの建築一般について照会があり、業務の技術的支援を行っている。 ・道路照明等の土木施設に付帯する設備の積算、工事監理に関する業務支援も行っている。 		
11. 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅整備事業(松陽台団地)設計業務委託、同工事監理業務委託(北塩原村) ・双葉総合公園野球場建築工事設計業務委託、同工事監理委託(双葉町) ・陣屋線街路照明設備工事監理業務委託(伊達市) ・桜ヶ丘住宅定期報告作成業務委託(猪苗代町) ・富岡町複合文化施設建設工事監理支援業務委託 		
12. 支援効果	建築関係の専門技術者が不足している市町村においては、建設事業の設計・積算、工事監督等をセンターが受託して技術的支援と町村監督職員の業務負担を軽減している。また、相談業務等においても、同様に技術的支援を行い円滑な業務の推進が図られている。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	125
1. 支援機関	埼玉県住宅供給公社	2. 支援先	岡部町(現深谷市)
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	耐震診断・設計・工事監理	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	委託業務実務要覧	8. 支援期間	H16/12/28～H17/10/31
9. 業務名称	岡部町立岡部小学校大規模改修工事設計・工事監理業務		
10. 業務概要	背景:公社営業により、町の監督員に建築・設備技術職がいなかったため委託された。 対象施設:小学校 構造:RC造3階建 延床面積:1,900.39㎡		
11. 業務内容	1.耐震診断業務・改修工事設計・積算 2.工事監理		
12. 支援効果	実務要覧に従い、適切な設計・監理業務を行えた。また、適正な工事書類・監査書類等作成の充足が図れた。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	126
1. 支援機関	長野県住宅供給公社	2. 支援先	中川村
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計、積算、工事関係	6. 業務項目	プロポの運営、監督業務
7. 業務細目		8. 支援期間	H16/8/20～H17/3/31
9. 業務名称	中川村若者定住促進住宅設計監理業務		
10. 業務概要	若者定住促進住宅の設計、工事監督業務の受託		
11. 業務内容	若者定住促進住宅のプロポーザル方式の運営、設計成果物の審査、工事監督業務の受託		
12. 支援効果	公的団体の公社職員により、村に在籍していない建築技術職員の代行が可能である 公営住宅法及び公営住宅制度に精通している公社職員が支援することにより、市町村職員の経験不足を補い、的確な業務が執行できる 建築技術職員が在籍していない自治体の公営住宅建設業務の円滑化が図れる		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	127
1. 支援機関	愛知県住宅供給公社	2. 支援先	旧〇〇町
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計・入札・契約・工事関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目		8. 支援期間	H13/3~H15/3
9. 業務名称	「〇〇住宅」建設工事		
10. 業務概要	市街地の中にあつた総合病院跡地に、定住を促進し、中心市街地の活性化を図るため、シルバーハウジング18戸及び特定公共賃貸住宅54戸の合計72戸の住宅と高齢者生活相談所、集会所、店舗(生活利便施設)等を整備した鉄骨鉄筋コンクリート造 8階建(一部7階建) 延べ床面積 9,655㎡		
11. 業務内容	旧〇〇町からの依頼に基づき、設計から工事発注、工事監理、検査等全ての発注関係事務を公社にて実施し、建物完成後、譲渡契約を締結し、旧〇〇町に譲渡した。		
12. 支援効果	基本設計は町で実施し、公社が「公募型性能発注方式(公募型提案競技)」により安全対策、工期短縮等の施工上の提案及び環境改善への寄与、景観との調和等に関する技術提案を受け、設計施工一括方式で建設することにより、ゆとりある空間の確保、太陽光発電や雨水を利用し環境に配慮した省エネ対応住宅等の民間のノウハウを生かし、低廉で高水準な公営住宅及び共同施設の供給が可能となった。		
13. 特記事項	類似の業務(設計から検査まで)に旧〇〇村の「〇〇住宅」建設工事(特定公共賃貸住宅:RC-2 757㎡、支援期間:H14/4~H16.3)がある。		

		0. 事例番号	128
1. 支援機関	広島県住宅供給公社	2. 支援先	各市町
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	全般	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	入札・契約	8. 支援期間	随時
9. 業務名称	市町営住宅の建設にあつての発注関係事務		
10. 業務概要	県内の各市町において、市・町営住宅を建設する際の発注関係事務一式。		
11. 業務内容	市町村合併前は過疎町村の公営住宅等の建設事業を受託していた。		
12. 支援効果	価格の適正化、品質の確保等		
13. 特記事項	以前は一定の支援効果があつたが、現在は、各市町の合併が終了し営繕担当課を創設するなど、専門職員による発注体制が整い(人口割合で95%以上)、今後の支援ニーズはほとんどないものと考えられる。		

		0. 事例番号	129
1. 支援機関	沖縄県住宅供給公社	2. 支援先	竹富町
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計、積算、入札・契約、工事関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	設計者選定手続、工事予定価格作成、工事請負業者選定手続、工事監督・検査業務	8. 支援期間	H15.8.4～H16.2.27(H15事業) H15.12.25～H17.5.16(H15国債) H17.7.26～H18.2.28(H16事業)
9. 業務名称	竹富町営住宅建築設計監理委託業務、竹富町営住宅建設工事事務委託業務		
10. 業務概要	(1)支援した背景 竹富町の豊かな自然を求めて、近年、Iターン、Uターンによる人口増加が見られる反面、過疎化による学校存続も重要課題となっており、これらの解消策として公的な住宅の需要が高まってきている中、町役場では、これまで年間2戸程度の公営住宅の建設を行ってきたが、技術職員の不足から、建設促進の支援を求めてきた。		
11. 業務内容	上記7. 業務細目に記載した業務に基づき、建築設計から工事監理業務、また、建設工事に伴う建築工事の発注、行政的手続きの補助までを含めた事務委託業務を行った。		
12. 支援効果	それまで、年間2戸程度の町営住宅建設事業が、約3年で24戸の事業を完成させ、事業効果の早期実現が可能となった。また、1戸あたり10%程度の経費削減を達成することができた。		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	130
1. 支援機関	(財)建築保全センター	2. 支援先	全ての関係機関
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事業者選定・工事監督	6. 業務項目	技術者育成
7. 業務細目	研修実施・技術者登録	8. 支援期間	
9. 業務名称	建築リフォーム研修、建築仕上げ改修施工管理技術者		
10. 業務概要	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省後援のもと、建築仕上げ工事に携わる専門技術者の育成を目的として、「建築仕上げリフォーム技術研修」を実施。 研修修了者には、登録試験を実施し、審査の上、「建築仕上げ改修施工管理技術者」合格者を登録認定。 登録名簿は、毎年度、国および地方公共団体等の関係機関ならびに関係団体へ送付。 		
11. 業務内容	研修は、平成17年度、全国5都市で開催し、平成16年度末現在の登録総数は、5,405名となっている。		
12. 支援効果	<ul style="list-style-type: none"> 改修工事における業者選定の際に、専門技術者の有無、技術者数等を参考にすることができる。 改修工事における監督業務の際に、担当技術者の評価の参考にすることができる。 		
13. 特記事項			

		0. 事例番号	131
1. 支援機関	(社)岡山県設備設計事務所協会	2. 支援先	不特定(市町村その他設備技術者を対象)
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	講習会・研修会開催業務関係
5. 業務分類	研修会運営	6. 業務項目	
7. 業務細目	研修会開催業務	8. 支援期間	H17.9.28(水)12:30~16:35
9. 業務名称	新製品等技術研修会		
10. 業務概要	建築設備に求められる環境、省資源、省エネルギー、或いは高度情報化など社会的ニーズに的確に対応するため、技術革新に取り組む企業の新製品等について研修する。		
11. 業務内容	研修会は、当協会が時機にあったテーマの設定、製品企業の選択などをおこない、設備関連の公共団体、コンサルタント、施工者などへ参加の案内をする。		
12. 支援効果	研修会は年に2回程度を計画し、設備関係の技術者が新しい情報を得る機会を提供するもので、毎回質疑応答なども盛んで好評である。		
13. 特記事項	当協会は技術の向上、品質の確保など設備分野の情報を発信するため、「建築設備」サブタイトル(設計と監理)という会誌を発行し配布している。		

		0. 事例番号	132
1. 支援機関	(社)岡山県設備設計事務所協会	2. 支援先	(社)公共建築協会
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	講習会・研修会開催業務関係
5. 業務分類	講習会運営	6. 業務項目	協賛・受諾業務
7. 業務細目	講習会開催業務	8. 支援期間	H16/7/5(月)10:00~16:45
9. 業務名称	公共建築工事標準仕様書(電気設備・機械設備・各工事編)(平成16年版)講習会		
10. 業務概要	建築物の品質・性能の確保及び設計図書作成の省力化並びに施工の合理化をはかる目的として、平成15年に各省庁統一基準として制定された「公共建築工事標準仕様書」の「電気設備工事編」「機械設備工事編」の講習会を開催するものである。この講習会は当協会が、主催者の(社)公共建築協会・(財)建築保全センターと共催するものである。		
11. 業務内容	講習会開催にあたっての会場の確保、講習会案内、会費の徴収支出経理、その他講習会全般にわたる運営業務。		
12. 支援効果	講習会は県内の市町村職員、設備コンサルタント、設備工事を受注する施工者等多くの参加者があり、建物の設備に関する品質・性能の確保及び設計図書作成の省力化並びに施工の合理化を図る目的を十分に果たすことができた。		
13. 特記事項	同類の講習会として、電気設備・機械設備工事監理指針の講習会開催が4年に一度開催される。		

		0. 事例番号	133
1. 支援機関	(社)岡山県設備設計事務所協会	2. 支援先	倉敷市
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	指定管理者の候補者の選定
5. 業務分類	指定管理者の選定	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	指定管理者選定委員会	8. 支援期間	H17/7/26～H19/7/25
9. 業務名称	倉敷市指定管理者選定委員会		
10. 業務概要	<p>地方自治法の改正により、公の施設の管理運営を、民間企業その他団体が行うことができることとなった。倉敷市では当面数施設について、指定管理者制度を導入することとし、指定管理者選定委員会を設置した。この委員会の専門の外部委員として、建築設備士の資格を有する4名の委員を委嘱された。委員の総人数は20数名である。</p>		
11. 業務内容	<p>指定管理者選定委員会の委員として、所掌事務の範囲内での専門的意見をのべる。</p>		
12. 支援効果	<p>現在業務を継続中のため評価はできないが、他の専門委員とともに建築設備士の技術を生かし、積極的に取り組んでいるところである。</p>		
13. 特記事項	<p>指定管理者選定委員会は非公開となっており、具体的内容は記載できない。</p>		

3. 都道府県提案

設計関係		0. 事例番号	134
1. 提案機関	千葉県	2. 支援先	要請のある市町村
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	設計成果物の審査	8. 支援期間	1ヶ月程度
9. 業務名称	建築及び設備の設計審査業務		
10. 提案概要	建築及び設備の技術者がいない市町村に対して、設計成果物の審査業務を実施する。		
11. 提案内容	公共建築物としての図面、仕様書等の作成が適正か。 各種法令・基準に沿った計算がなされているか。		
12. 支援効果	設計事務所等は担当者と蜜に打ち合わせをする様になると思われる。 打ち合わせにより、品質の確保、コスト削減等が考えられる。		
13. 課題	現状では職員が少ないので、職員増が必要と思われる。		

		0. 事例番号	135
1. 提案機関	宮城県	2. 支援先	管内全市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	設計者選定基準
7. 業務細目	プロポーザル方式の運営	8. 支援期間	H18/4/1～H19/3/31
9. 業務名称	設計プロポーザル方式の運営(補助)		
10. 提案概要	県内市町村で行う大規模建築物で、基本設計等においてプロポーザルを実施する際の、技術的助言を行う。		
11. 提案内容	1. プロポーザルにかかる、設計者の実績等の情報提供 2. プロポーザル運営に当たる上での指導、助言 3. 設計者選定にかかる技術的支援		
12. 支援効果	県として今まで実施してきたプロポーザルの実績と経験を、市町村に対して支援という形で提供し、積極的にプロポーザルを推進する。		
13. 課題			

		0. 事例番号	136
1. 提案機関	福島県	2. 支援先	希望する市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	設計関係	6. 業務項目	設計VE
7. 業務細目		8. 支援期間	H18以降
9. 業務名称	設計VE講習会		
10. 提案概要	設計VEに関する講習会を開催し、設計VEの考え方や設計VEを導入することにより効果を周知する。		
11. 提案内容	同上		
12. 支援効果	講習会を契機に市町村が設計VEを導入することにより、コスト縮減や職員の技術向上効果がある。		
13. 課題	説明者の選定が必要		

		0. 事例番号	137
1. 提案機関	福井県	2. 支援先	県内全市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係
5. 業務分類	設計業務	6. 業務項目	基準の作成
7. 業務細目		8. 支援期間	
9. 業務名称	基準書等の作成業務		
10. 提案概要	特記仕様書やCAD図面作成要領等の基準書類の公表および市町村への提供		
11. 提案内容	県内営繕連絡協議会などを通じ、県が作成した特記仕様書やCAD図面作成要領等の基準書類の市町村への提供を行っていく。		
12. 支援効果	県内で使用される公共営繕工事の基準書類を統一し、請負者の負担軽減と効率化を図る		
13. 課題	運用方法の周知		

積算関係		0. 事例番号	138
1. 提案機関	岐阜県	2. 支援先	管内全市町村
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算関係	6. 業務項目	単価表の作成
7. 業務細目		8. 支援期間	
9. 業務名称	営繕工事単価の共有		
10. 提案概要	県で作成した営繕工事単価を市町村に公開。 県で作成した営繕工事単価を参考に市町村に対して公開する。		
11. 提案内容	県内には、市町村独自の営繕単価表を作成しているところは2市のみであり、その他の市町村では、その都度、刊行物等で単価調査し設計書を作成しているのが実情である。そこで、県が毎年作成している営繕単価表を市町村に情報提供して、各市町村も単価として利用することが出来るようにする。		
12. 支援効果	各市町村の単価決定にあたっては、各担当職員がその都度、各刊行物の比較等により行っている。 そこで、県で作成している単価表を使用することにより、事務量の削減及び適正単価の使用が可能となる。		
13. 課題	建築工事の単価は従来非公開としており、一般公開を前提とし、体制を見直す必要がある。		

		0. 事例番号	139
1. 提案機関	群馬県	2. 支援先	管内全市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	積算関係	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目	積算基準	8. 支援期間	依頼がある場合
9. 業務名称	管内市町村公営住宅積算基準作成支援業務		
10. 提案概要	公営住宅積算基準・単価表の説明		
11. 提案内容	公営住宅工事発注にあたり積算単価について取り扱いを指示したり、工事積算基準についての説明をする		
12. 支援効果	支援することにより、入札・契約関係がスムーズに執行できる		
13. 課題			

入札・契約関係		0. 事例番号	140
1. 提案機関	福島県	2. 支援先	希望する市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事入札・契約関係	6. 業務項目	入札時、契約後VE
7. 業務細目		8. 支援期間	H18以降
9. 業務名称	入札時、契約後VE講習会		
10. 提案概要	入札時、契約後VEに関する講習会を開催し、その考え方や導入することによる効果を周知する。		
11. 提案内容	同上		
12. 支援効果	講習会を契機に市町村が入札時、契約後VEを導入することにより、コスト縮減や職員の技術向上効果がある。		
13. 課題	説明者の選定が必要		

工事関係		0. 事例番号	141
1. 提案機関	埼玉県(技術管理課)	2. 支援先	管内全市町村
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	検査業務	8. 支援期間	随時
9. 業務名称	工事検査員派遣業務		
10. 提案概要	市町村に対するアンケート結果(埼玉県内集計)を見ると、営繕関係の技術職がない自治体が34%、また、検査で困ったと回答した自治体が57%となっている。この中で、検査で困った理由の多くは、「技術的判断ができない」となっており、専門技術を有する検査員を派遣することに対するニーズはあると思われる。このため、恒久的な制度として、県職員を検査員として派遣する制度を構築する。		
11. 提案内容	公共建築工事の発注・契約後に必要な工事検査の検査員を派遣する。主な検査は、中間検査及び完了検査を想定するものとする。		
12. 支援効果	小規模な市町村においては、「営繕担当者が技術者いない。」また、いたとしても「複数いない」状況が多いと思われる。このため、常時、検査員を派遣できるようなシステムを構築することは、小規模自治体への大きな支援となるとと思われる。		
13. 課題	制度構築に当たっては、派遣基準の整備及び交通費負担(原則として、要請自治体の負担とする)などを検討する必要がある		

		0. 事例番号	142
1. 提案機関	千葉県	2. 支援先	要請のある市町村
3. 支援区分	直接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	検査業務	8. 支援期間	要請があった期間
9. 業務名称	建築及び設備の検査業務		
10. 提案概要	建築及び設備の技術者がいない市町村に対して、検査業務を実施する。		
11. 提案内容	図面、仕様書等の確認 試験結果の整理確認		
12. 支援効果	施工業者は設計図書を忠実に守り施工すると考えられる。専門職員の検査により品質の確保等が図れると考える。		
13. 課題	現状では職員が少ないので、職員増が必要と思われる。		

		0. 事例番号	143
1. 提案機関	奈良県	2. 支援先	管内全市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事関係	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	監督業務実施要領	8. 支援期間	HO/O/O~HO/O/O
9. 業務名称	工事監理業務委託における監督業務実施要領		
10. 提案概要	工事監理業務を委託する場合、その受託者が適切に工事監理を行うかどうか、品質確保に大きく影響する。一方、発注者において、受託者が適切に工事監理をしているかどうか判断するには、工事監理業務について十分な技術的能力を有する者がいなければならないが、市町村では、不足している。 については、発注者が行う工事監理受託者に対する指導・指示について支援する。		
11. 提案内容	技術的能力を有しない者でもチェック可能な監督業務実施要領に基づく工事監理受託者の業務チェックリストを作成する。 発注者の要請により、工事監理業務が適正に行われているか、国・都道府県が職員を派遣し検査・確認を行う。		
12. 支援効果	工事監理の適正な履行を確保することにより公共工事の品質が確保される。		
13. 課題	一概に工事監理業務の委託と言っても、その委託範囲が明確でないので、工事監理業務の内発注者がどのような形でどこまで関与するかを明確にしたうえで、業務委託範囲を明確にする必要があるが、発注者の能力により業務委託範囲がばらついているため、統一する必要がある。		

		0. 事例番号	144
1. 提案機関	山口県	2. 支援先	県内の市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事関係	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目	工事成績評定要領	8. 支援期間	必要に応じ
9. 業務名称	工事成績評定要領作成支援業務		
10. 提案概要	工事成績評定要領を定めることにより、県及び県内市町村が発注する営繕工事の工事成績評定が同等な基準となるようにする。		
11. 提案内容	県の工事成績評定要領について、具体的に成績評定方法等説明し、工事成績評定要領の策定を勧める。		
12. 支援効果	工事成績評定方法を同等に定めることにより、県内業者等へ統一的な評価が計られ発注関係事務が適切に実施され、今後発注する工事の指名等の参考資料になる。		
13. 課題	建築、電気、機械、各分野の技術者がいない市町村については成績評定が難しい。		

		0. 事例番号	145
1. 提案機関	沖縄県	2. 支援先	管内全市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事関係	6. 業務項目	監督業務
7. 業務細目		8. 支援期間	
9. 業務名称	建築工事における失敗、クレーム事例に係る情報収集及び提供		
10. 提案概要	建築工事における失敗、クレームの情報を各団体から収集し、データベース化することにより情報提供により、品質確保のための支援を行う。		
11. 提案内容	<p>これまでの建築工事における失敗、クレーム等の具体例を体系的に整理、データベース化することによって、設計・施工・維持管理の各段階で内容を適切にチェックする体制を整備する。</p> <p>県の行う説明会・講習会を通じて市町村職員、公益法人職員への情報提供及び共有化を図る。</p>		
12. 支援効果	同様の失敗を未然に防止し、クレーム等の減少に効果がある。		
13. 課題	失敗やクレームの情報収集方法をどのように構築するかが課題である。		

		0. 事例番号	146
1. 提案機関	沖縄県	2. 支援先	管内全市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事関係	6. 業務項目	監督・検査・成績評価
7. 業務細目		8. 支援期間	
9. 業務名称	工事監督・検査業務のスキルアップ		
10. 提案概要	県発注事業の技術検査・竣工検査への市町村職員の立会いを受け入れて、研修を行う。		
11. 提案内容	県発注工事における技術検査・竣工検査を実施する際に市町村職員の立ち会いを受け入れて、具体的な検査手法・技術の習得を行う。		
12. 支援効果	検査に係る技術的な知見の習得が期待できる。		
13. 課題			

新たな事業手法		0. 事例番号	147
1. 提案機関	大阪府	2. 支援先	管内全市町村・要請のある市町村
3. 支援区分	直接的支援・間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	新たな事業手法	6. 業務項目	支援業務
7. 業務細目	例：工事請負業者選定基準	8. 支援期間	定期的に1回・随時
9. 業務名称	ESCO関連事業への各市町村への支援		
10. 提案概要	各市町村へのESCO事業に関するパンフレットの提供。対象としては、府下全市町村の行なう事業。		
11. 提案内容	各市町村へのESCO事業に関するパンフレットの提供等を行なう予定である。また、ESCO事業に取り組んでいる市町村で要請のあった市町村については、審査員としての参加を行なう予定となっている。		
12. 支援効果	まだ多くの市町村ではESCO事業に馴染みがない部分が多いためか、具体的な取り組み行なっていないケースがあると想定される。事業を行ないたいが技術職員が不足している市町村も多いと思うが、具体的な取り組み方法が分からない市町村もある。本府が出来るかぎり、少しずつでも支援をしていくことで、事業が理解され身近なものに感じてもらえると思う。		
13. 課題			

総合的・全般的支援		0. 事例番号	148
1. 提案機関	北海道	2. 支援先	道内市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類	工事、積算関係	6. 業務項目	監督、積算業務
7. 業務細目	営繕工事監督要領、積算基準	8. 支援期間	(通年)
9. 業務名称	連絡会議、研修会の開催		
10. 提案概要	市町村を対象とした定期的な連絡会議、研修、現地視察の実施。		
11. 提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会議(講師選定、質疑回答及び参加取りまとめ、配布資料の作成、調整事務など) ・研修(研修テーマ・講師選定、参加取りまとめ、配布資料の作成、調整事務など) ・現地視察(視察先選定、参加取りまとめ、行程調整など) 		
12. 支援効果	工事監督、積算基準などのノウハウの提供。		
13. 課題	会議、研修会、現地視察に必要な費用負担。		

		0. 事例番号	149
1. 提案機関	栃木県	2. 支援先	管内全市町
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	
5. 業務分類	全般	6. 業務項目	
7. 業務細目		8. 支援期間	
9. 業務名称	営繕関係の協議会活動を通じての公益法人の活用		
10. 提案概要	<p>本県では、昭和61年の「栃木県営繕行政連絡会議」設立時から、県内全ての市町に対し、様々な基準類に関する情報提供を実施するとともに、近年では、(財)栃木県建設総合技術センター、栃木県住宅供給公社等の関係団体を会員に加えて、公益法人を通じた直接的な市町村への支援に努めており、広く市町の意見を取り上げるため、県内を3ブロックに分けた地区会議も併設して、定期的な意見交換を行なうなど、可能な限り決め細やかな対応を図る工夫をしています。</p> <p>公共工物品確法の施行を受け、従来からあるこの組織を十分に生かした活動をさらに充実させて参りたいと考えています。</p> <p>しかし、本県では、年々建築技術職の削減が行なわれ、県自ら直接的な支援を展開していくことは、今後とも困難な状況であるため、県としては、公益法人の有効な活用が図れるよう、その環境作り・公益法人ができる支援内容の提案等を積極的に行なっていきたいと考えています。</p>		
11. 提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市町に対する、積極的な公益法人活用の提案(業務内容の啓蒙・活用効果の説明) ・市町からの意見聴取による、公益法人のできる支援業務の掘り起こし ・公益法人の活動に対する指導助言 		
12. 支援効果	<p>県内の市町が利用する基準類を統一することにより、県が市町村に対して指導・助言するに際して、非常にスムーズな対応が図れる。</p> <p>また、会計検査等、市町村の施行する事業に対し県が責任をもってバックアップすることが可能となる。</p>		
13. 課題	<p>県が直接的な支援を行なうことは、物理的に困難であり、無理をしてこれを実施すれば、県そのものの業務の質に影響する懸念がある。</p> <p>このような問題を解決する方法として、公益法人の活用を提案しているわけだが、公益法人ゆえ、一定の経済的負担を伴うこととなり、小規模な市町にとって、これを受け入れるだけの財政的な裏づけが困難になることが予想される。</p> <p>公益法人が、支援メニューを用意しても、活用されなければ公益法人自体の存在価値も問われることとなるため、市町に、その活用価値を理解させるための、県の活動は、非常に重要なものと考えられる。</p>		

		0. 事例番号	150
1. 提案機関	東京都	2. 支援先	管内区・市代表
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	全般
5. 業務分類	全般	6. 業務項目	全般
7. 業務細目	全般	8. 支援期間	定期、月一回
9. 業務名称	発注者支援コールセンター		
10. 提案概要	都下の自治体を対象に、発注に際しての困りごと相談窓口を開設する。		
11. 提案内容	専門のコールセンターを設置し、区市町村担当者が発注事務の際に生じた「困りごと」の相談を電話で受け付ける。 相談の内容に応じて、アドバイスや資料提供などを行うとともに、場合によっては現地での指導助言等の業務をおこなうことにより、発注者支援業務とする。		
12. 支援効果			
13. 課題	人員減が進む中、どれだけの人手が「コールセンター」として割けるか。		

		0. 事例番号	151
1. 提案機関	東京都	2. 支援先	管内区・市代表
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	全般
5. 業務分類	全般	6. 業務項目	全般
7. 業務細目	全般	8. 支援期間	定期、月一回
9. 業務名称	営繕情報提供システム		
10. 提案概要	メール、WEB等を活用して、即時適切な営繕行政に関する情報を提供するとともに、掲示板機能を活用し、自治体間の情報の共有化を図る。		
11. 提案内容	現在都で実施している、建築協議会の情報のほか、随時のニュース、トピックなどを、ITを活用し即座に発信する。 また掲示板等を活用することにより、都を含めた各自治体相互の情報の共有化と、問題点洗い出し、潜在的な発注者支援の要望などをくみ上げることが出来る。		
12. 支援効果	時宜に応じた適切な発注者支援の実現		
13. 課題	実質はWEB、メーリングリスト、掲示板等の保守が大変か？ また都側の窓口となるセクションの負担が多くなるか。 (前述のコールセンターよりは現実的ではないか)		

		0. 事例番号	152
1. 提案機関	新潟県	2. 支援先	県内全市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務以外
5. 業務分類	営繕全般	6. 業務項目	支援基準
7. 業務細目	営繕技術基準、研修会	8. 支援期間	年度毎
9. 業務名称	営繕技術基準の情報提供、研修会の開催(支援業務)		
10. 提案概要	<p>国、県等で作成されている営繕技術基準(計画、設計、積算、施工)について、加除式のハンドブックに工程順にまとめて、技術基準をストックすると共に、市町村の要望に答えて情報提供出来るようにする。</p> <p>また、建築分野別(計画、設計(意匠、構造)、積算、施工)の講習会を開催し、営繕技術水準を維持・向上すると共に、新人職員等に教育の場を提供する。</p>		
11. 提案内容	同上		
12. 支援効果	<p>市町村において、営繕業務全体の把握や技術基準の収集、そして業務の効率化に繋がる。</p> <p>また、営繕技術水準の維持・向上や新人教育に役立てる。</p>		
13. 課題			

		0. 事例番号	153
1. 提案機関	静岡県公共建築推進協議会	2. 支援先	会参加市町
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	全般
5. 業務分類	営繕全般	6. 業務項目	全般
7. 業務細目	営繕全般	8. 支援期間	年度ごと
9. 業務名称	連絡会議、・研修会の開催		
10. 提案概要	<p>個々の具体的な業務の支援は、第三者機関で行うことを原則とし、全般的な事項を静岡県公共推進協議会で支援及び協議することで、既存の組織を有効に活用し、業務の合理化を図る。</p>		
11. 提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会議(各市町課題協議、国・地方自治体等の動向説明) ・研修(技術研修会開催、視察研修会実施) 		
12. 支援効果	各自自治体個々では開催が困難な研修が可能になり職員の資質向上に役立つ。		
13. 課題	特に支援が必要と思われる技術職員のいない市町に未加入があるので、参加を呼びかけていく。		

		0. 事例番号	154
1. 提案機関	沖縄県	2. 支援先	管内全市町村
3. 支援区分	間接的支援	4. 業務区分	発注関係事務
5. 業務分類		6. 業務項目	
7. 業務細目		8. 支援期間	
9. 業務名称	説明会・講習会の開催		
10. 提案概要	発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するために、県が開催する説明会・講習会に、市町村職員の参加を呼びかける。		
11. 提案内容	市町村においては営繕事業に携わる機会が少なく、国の施策や最新の情報は、県からの通知に頼っているのが現状であり、理解を深めるのに充分とはいえない。年1～2回程度、説明会・講習会を行うようにする。		
12. 支援効果	発注関係業務に関して適切な事業の執行が期待できる。		
13. 課題	「さまざまな技術レベルの担当者に対し、どのように説明が適切か」実施上の課題である。		

4. 発注者支援メニュー表

(社)公共建築協会

発注者支援メニュー(直接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	設計者選定手続	プロポーザルを含む種々の方式による設計者選定	○
		プロポーザル方式の運営	公示内容の整理から契約の締結に至る手続・運営・実施等	○
		設計成果物の審査	建築設備関係工事等を含む設計成果物の審査	○
		設計VEの実施	設計VEチームの体制検討、委員選定、VEの運営、実施等	×
		設計業務成績評定	設備関係工事等を含む基本・実施設計業務成績評定	○
		コスト管理	設計各段階での概算の審査、指導並びにVEの運営、実施等	×
	b.積算関係	工事予定価格の作成	予定価格算出に必要な単価等の作成及び積算内訳書の精査の補助	×
		特殊工法等歩掛作成	特殊仕様の資機材・工法等に関する積算価格(単価)等の作成	×
		積算業務委託の実施	積算業務を外注するための委託仕様書作成	×
	c.工事入札・契約関係	工事請負業者選定手続	公示文・入札説明書等・選定手続の実施・整理	○
		総合評価落札方式の運営	評価等の実施・整理	○
		有識者委員会の運営	委員選定及び運営の実施	○
	d.工事関係	監督業務	工事監理支援(建築設備関係工事等を含む)	○
		検査業務	完成検査・中間検査支援(建築設備関係工事等を含む)	○
		契約後VEの実施		×
		工事成績評定	(建築設備関係工事等を含む)	○
発注関係事務以外	e.企画関係	中長期施設整備計画作成	特定地域の施設整備計画、所管施設の中長期施設設計画、官民連携による施設整備計画の作成 施設長寿命化計画、中長期保全計画作成支援	○
		基本構想作成	先進例等の調査を踏まえて当該建物の基本構想を作成	○
		基本計画作成	基本計画作成	○
	f.予算要求関係	営繕計画書作成	基本計画により予算要求資料作成	○
		維持管理費	維持管理費要求資料作成支援	×
	g.施設評価関係	事業評価の実施	新規事業採択時評価・再評価・事後評価を実施	○
		事業評価委員会の運営	委員選定・委員会運営等	○
		顧客満足度調査	施設整備に当たって顧客重視の立場から良質な官庁施設及びサービスを提供するための調査・検討	○
	h.保全関係	保全システムの構築	保全情報システム、個別保全システム	×
		保全マニュアルの作成	施設保全マニュアルの作成	×
		保全業務仕様書関係	保全業務仕様書作成支援	
		保全積算関係	保全業務積算支援	×
		定期点検関係	建築物点検マニュアルによる定期点検、特殊建築物等定期調査	×
		診断・改修計画関係	現況・劣化調査・診断、耐震診断・改修計画、耐震性能判定委員会による評定、グリーン診断・改修計画	×
		調査関係	歴史的建物保存活用調査	×
		施設運用関係	維持管理マネジメント	×
j.入札・契約制度運営	入札監視委員会の運営	運営業務支援	○	
k.新たな事業手法	PFI関係	実施に当たっての前提条件の作成 事業実施期間中のアドバイザー	○	
	設計施工一括方式関係	公告文作成・請負者選定・契約支援	○	
	ESCO関係	公募資料作成・事業者選定委員会運営	○	
l.アドバイザー業務	まちづくり計画等	シビックアドバイザーを派遣	○	

(社)公共建築協会

発注者支援メニュー(間接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	技術基準類の発行	建築設計基準、建築構造設計基準、公共建築設計業務委託共通仕様書等 改修設計基準関係図書の発行	○
		研修・講習の実施	基準類の説明会等	○
	b.積算関係	技術基準類の発行	公共建築工事積算基準、建築工事内訳書標準書式等	×
		研修・講習の実施	基準類の説明会等	×
		積算業務の合理化、効率化のためのツールの提供	RIBC(複合単価作成・内訳書作成システム)の提供、導入支援	
	c.工事入札・契約関係	技術基準類の発行		○
		研修・講習の実施	制度改正等の説明会	○
	d.工事関係	技術基準類の発行	公共建築工事標準仕様書、木造建築工事標準仕様書、建築工事監理指針等 改修工事標準仕様書、改修工事監理指針関係図書の発行	○
		研修・講習の実施	基準類の説明会等	○
発注関係事務以外	e.企画関係	技術基準類の発行	官庁施設の総合耐震計画基準等の発行	○
		研修・講習の実施	基準類の説明会等	○
	f.予算要求関係	技術基準類の発行	調査研究業務を通して技術基準類の編集・発行	○
		研修・講習の実施	予算要求単価等の説明会	○
	g.施設評価関係	技術基準類の発行	総合耐震診断・計画基準、グリーン診断・計画基準、LCC関係図書発行 調査研究業務を通して技術基準類の編集・発行	○
		研修・講習の実施	総合耐震診断・計画基準、グリーン診断・計画基準、LCC関係講習会の実施	○
	h.保全関係	技術基準類の発行	保全業務契約・仕様書・積算関係図書、保全の手引き、ガイドブック、点検マニュアル、総合耐震 診断・計画基準、グリーン診断・計画基準、LCC、保存・活用、NPM関係図書等の発行	×
		研修・講習の実施	「建築保全研修」、保全業務仕様書・積算基準、総合耐震診断・改修計画、 グリーン診断・改修計画、LCC関係等の講習会の実施	×
	j.入札・契約制度運営	技術基準類の発行		○
		研修・講習の実施	調査研究業務成果等、制度改正についての説明会	○
	k.新たな事業手法	技術基準類の発行		○
		研修・講習の実施	調査・研究業務成果等、制度改正についての説明会	○
l.全般	公共建築技術者CPD制度の実施	公共建築整備に携わる技術者の資質の水準維持	○	

(財)建築保全センター

発注者支援メニュー調査票(直接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	設計者選定手続		×
		プロポーザル方式の運営		×
		設計成果物の審査		×
		設計VEの実施		×
		設計業務成績評定		×
		コスト管理		×
	b.積算関係	工事予定価格の作成		×
		特殊工法等歩掛作成		×
		積算業務委託の実施		×
	c.工事入札・契約関係	工事請負業者選定手続		×
		総合評価落札方式の運営		×
		有識者委員会の運営		×
	d.工事関係	監督業務	改修工事監理支援(建築設備関係工事等を含む)	○
		検査業務		×
		契約後VEの実施		×
		工事成績評定		×
発注関係事務以外	e.企画関係	中長期施設整備計画作成	施設長寿命化計画、中長期保全計画作成支援	○
		基本構想作成		×
		基本計画作成		×
	f.予算要求関係	営繕計画書作成		×
		維持管理費	維持管理費要求資料作成支援	○
	g.施設評価関係	事業評価の実施		×
		事業評価委員会の運営		×
		顧客満足度調査		×
	h.保全関係	保全システムの構築	保全情報システム、個別保全システム	○
		保全マニュアルの作成	施設保全マニュアルの作成	○
		保全業務仕様書関係	保全業務仕様書作成支援	○
		保全積算関係	保全業務積算支援	○
		定期点検関係	建築物点検マニュアルによる定期点検、特殊建築物等定期調査	○
		診断・改修計画関係	現況・劣化調査・診断、耐震診断・改修計画、耐震性能判定委員会による評定、グリーン診断・改修計画	○
		調査関係	歴史的建物保存活用調査	○
施設運用関係		維持管理マネジメント	○	
j.入札・契約制度運営	入札監視委員会の運営		×	
k.新たな事業手法	PFI関係	実施に当たっての前提条件の作成 事業実施期間中のアドバイザー	(○) 維持管理関係	
	設計施工一括方式関係		×	
	ESCO関係		×	

(財)建築保全センター

発注者支援メニュー調査票(間接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否	
発注関係事務	a.設計関係	技術基準類の発行	改修設計基準関係図書の発行	○	
		研修・講習の実施		×	
	b.積算関係	技術基準類の発行			×
		研修・講習の実施			×
	c.工事入札・契約関係	技術基準類の発行			×
		研修・講習の実施			×
	d.工事関係	技術基準類の発行	改修工事標準仕様書、改修工事監理指針関係図書の発行		○
		研修・講習の実施	基準類の説明会等		○
発注関係事務以外	e.企画関係	技術基準類の発行		×	
		研修・講習の実施		×	
	f.予算要求関係	技術基準類の発行			×
		研修・講習の実施			×
	g.施設評価関係	技術基準類の発行	総合耐震診断・計画基準、グリーン診断・計画基準、LCC関係図書発行		○
		研修・講習の実施	総合耐震診断・計画基準、グリーン診断・計画基準、LCC関係講習会の実施		○
	h.保全関係	技術基準類の発行	保全業務契約・仕様書・積算関係図書、保全の手引き、ガイドブック、点検マニュアル、総合耐震診断・計画基準、グリーン診断・計画基準、LCC、保存・活用、NPM関係図書等の発行		○
		研修・講習の実施	「建築保全研修」、保全業務仕様書・積算基準、総合耐震診断・改修計画、グリーン診断・改修計画、LCC関係等の講習会の実施		○
	j.入札・契約制度運営	技術基準類の発行			×
		研修・講習の実施			×
k.新たな事業手法	技術基準類の発行			×	
	研修・講習の実施	調査・研究業務成果等、制度改正についての説明会		(○) 維持管理関係	

(財)建築コスト管理システム研究所

発注者支援メニュー(直接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	設計者選定手続	プロポーザルを含む種々の方式による設計者選定	×
		プロポーザル方式の運営	公示内容の整理から契約の締結に至る手続・運営・実施等	×
		設計成果物の審査	建築設備関係工事等を含む設計成果物の審査	×
		設計VEの実施	設計VEチームの体制検討、委員選定、VEの運営、実施等	○
		設計業務成績評定	設備関係工事等を含む基本・実施設計業務成績評定	×
		コスト管理	設計各段階での概算の審査、指導並びにVEの運営、実施等	○
	b.積算関係	工事予定価格の作成	予定価格算出に必要な単価等の作成及び積算内訳書の精査の補助	○
		特殊工法等歩掛調査	特殊仕様の資機材・工法等に関する歩掛作成支援	○
		積算業務委託の実施	積算業務を外注するための委託仕様書作成支援	○
	c.工事入札・契約関係	工事請負業者選定手続	公示文・入札説明書等・選定手続の実施・整理	×
		総合評価落札方式の運営	評価等の実施・整理	×
		有識者委員会の運営	委員選定及び運営の実施	×
	d.工事関係	監督業務	工事監理支援(建築設備関係工事等を含む)	×
		検査業務	完成検査・中間検査支援(建築設備関係工事等を含む)	×
		契約後VEの実施		×
		工事成績評定	(建築設備関係工事等を含む)	×
発注関係事務以外	e.企画関係	中長期施設整備計画作成	特定地域の施設整備計画、所管施設の中長期施設計画、官民連携による施設整備計画の作成 施設長寿命化計画、中長期保全計画作成支援	×
		基本構想作成	先進例等の調査を踏まえて当該建物の基本構想を作成	×
		基本計画作成	基本計画作成	×
	f.予算要求関係	営繕計画書作成	基本計画により予算要求資料作成	×
		維持管理費	維持管理費要求資料作成支援	×
	g.施設評価関係	事業評価の実施	新規事業採択時評価・再評価・事後評価を実施	×
		事業評価委員会の運営	委員選定・委員会運営等	×
		顧客満足度調査	施設整備に当たって顧客重視の立場から良質な官庁施設及びサービスを提供するための調査・検討	×
	h.保全関係	保全システムの構築	保全情報システム、個別保全システム	×
		保全マニュアルの作成	施設保全マニュアルの作成	×
		保全業務仕様書関係	保全業務仕様書作成支援	
		保全積算関係	保全業務積算支援	×
		定期点検関係	建築物点検マニュアルによる定期点検、特殊建築物等定期調査	×
		診断・改修計画関係	現況・劣化調査・診断、耐震診断・改修計画、耐震性能判定委員会による評定、グリーン診断・改修計画	×
		調査関係	歴史的建物保存活用調査	
		施設運用関係	維持管理マネジメント	×
j.入札・契約制度運営	入札監視委員会の運営	運営業務支援	×	
k.新たな事業手法	PFI関係	実施に当たっての前提条件の作成 事業実施期間中のアドバイザー	×	
	設計施工一括方式関係	公告文作成・請負者選定・契約支援	×	
	ESCO関係	公募資料作成・事業者選定委員会運営	×	

(財)山形県建設技術センター

発注者支援メニュー調査票(直接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	設計者選定手続		×
		プロポーザル方式の運営		×
		設計成果物の審査	建築設備関係工事等を含む設計成果物の審査	○
		設計VEの実施		×
		設計業務成績評定	建築設備関係工事等を含む基本・実施設計業務成績評定	○
		コスト管理		×
	b.積算関係	工事予定価格の作成	予定価格算出に必要な単価等の作成及び積算内訳書の精査の補助	○
		特殊工法等歩掛作成		×
		積算業務委託の実施		×
		積算資料(発注設計書)の作成		○
	c.工事入札・契約関係	工事請負業者選定手続		×
		総合評価落札方式の運営		×
		有識者委員会の運営		×
	d.工事関係	監督業務	工事監理支援(建築設備関係工事等を含む)	○
		検査業務	完成検査・中間検査支援(建築設備関係工事等を含む)	○
		契約後VEの実施		×
工事成績評定		建築設備関係工事等を含む	○	
発注関係事務以外	e.企画関係	中長期施設整備計画作成		×
		基本構想作成		×
		基本計画作成		×
	f.予算要求関係	営繕計画書作成		×
		維持管理費		×
	g.施設評価関係	事業評価の実施		×
		事業評価委員会の運営		×
		顧客満足度調査		×
	h.保全関係	保全システムの構築		×
		保全マニュアルの作成		×
		保全業務仕様書関係	保全業務仕様書作成支援	○
		保全積算関係	保全業務積算支援	○
		定期点検関係	特殊建築物等定期調査	○
		診断・改修計画関係		×
		調査関係		×
		施設運用関係		×
	j.入札・契約制度運営	入札監視委員会の運営		×
	k.新たな事業手法	PFI関係		×
		設計施工一括方式関係		×
		ESCO関係		×
まちづくり支援業務		まちなみの景観づくりに対する地元住民の方等とのワークショップ	○	

(財)宮城県建築住宅センター

発注者支援メニュー調査票(直接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	設計者選定手続	設計受託業における一部再委託に係る設計者選定	○
		プロポーザル方式の運営	公示内容の整理から契約締結に至る手続・運営の技術的助言	○
		設計成果物の審査	建築設備関係工事を含む設計成果物の審査及び検収	○
		設計VEの実施		×
		設計業務成績評定	設計成果物の出来型結果に基づき、次回以降の設計者選定に反映	○
		コスト管理	設計各段階においての概要の審査、技術指導等	○
	b.積算関係	工事予定価格の作成	予定価格算出に必要な単価等の作成及び積算内訳書の精査の補助	○
		特殊工法等歩掛作成		×
		積算業務委託の実施	積算事務所の選定に係る発注仕様書の作成	○
	c.工事入札・契約関係	工事請負業者選定手続	受託業務に係る一部再委託のための指名委員会の組織	○
		総合評価落札方式の運営		×
		有識者委員会の運営		×
	d.工事関係	監督業務	受託業務に係る工事監理支援(建築設備工事を含む)	○
		検査業務	受託業務に係る竣工検査、中間検査(建築設備工事を含む)	○
		契約後VEの実施		×
		工事成績評定	受託業務における工事成績評定に係る助言	○
発注関係事務以外	e.企画関係	中長期施設整備計画作成		×
		基本構想作成	住宅のストック活用計画の策定やシルバーハウジング基本計画書の作成	○
		基本計画作成	公営住宅設計業務に係る基本計画の作成や予算書の作成	○
	f.予算要求関係	営繕計画書作成	基本計画に基づく予算要求資料作成や耐震診断等の年次計画費用の算出	○
		維持管理費	公営住宅の維持管理費要求資料の算出	○
	g.施設評価関係	事業評価の実施		×
		事業評価委員会の運営		×
		顧客満足度調査		×
	h.保全関係	保全システムの構築		×
		保全マニュアルの作成		×
		保全業務仕様書関係		×
		保全積算関係		×
		定期点検関係		×
		診断・改修計画関係	耐震診断評価委員会の組織と委員会における評定の受け入れ	○
		調査関係		×
		施設運用関係		×
	j.入札・契約制度運営	入札監視委員会の運営		×
	k.新たな事業手法	PFI関係		×
		設計施工一括方式関係		×
		ESCO関係		×

(財)宮城県建築住宅センター

発注者支援メニュー調査票(間接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		×
	b.積算関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		×
	c.工事入札・契約関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		×
	d.工事関係	技術基準類の発行	公共工事関係書類作成要領の配布	○
		研修・講習の実施		×
発注関係事務以外	e.企画関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		×
	f.予算要求関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		×
	g.施設評価関係	技術基準類の発行	耐震診断評価委員会の組織と手引書の作成	○
		研修・講習の実施		×
	h.保全関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		×
	j.入札・契約制度運営	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		×
	k.新たな事業手法	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		×

(財)福島県建設技術センター

発注者支援メニュー調査票(直接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	設計者選定手続	プロポーザルを含む種々の方式による設計者選定	×
		プロポーザル方式の運営	公示内容の整理から契約の締結に至る手続・運営・実施等	×
		設計成果物の審査	建築設備関係工事等を含む設計成果物の審査	○
		設計VEの実施	設計VEチームの体制検討、委員選定、VEの運営、実施等	×
		設計業務成績評定	設備関係工事等を含む基本・実施設計業務成績評定	×
		コスト管理	設計各段階での概算の審査、指導並びにVEの運営、実施等	×
	b.積算関係	工事予定価格の作成	予定価格算出に必要な単価等の作成及び積算内訳書の精査の補助	○
		特殊工法等歩掛作成	特殊仕様の資機材・工法等に関する積算価格(単価)等の作成	○
		積算業務委託の実施	積算業務を外注するための委託仕様書作成	○
	c.工事入札・契約関係	工事請負業者選定手続	公示文・入札説明書等・選定手続の実施・整理	×
		総合評価落札方式の運営	評価等の実施・整理	×
		有識者委員会の運営	委員選定及び運営の実施	×
	d.工事関係	監督業務	工事監理支援(建築設備関係工事等を含む)	○
		検査業務	完成検査・中間検査支援(建築設備関係工事等を含む)	○
		契約後VEの実施		○
		工事成績評定	(建築設備関係工事等を含む)	○
発注関係事務以外	e.企画関係	中長期施設整備計画作成	特定地域の施設整備計画、所管施設の中長期施設計画、官民連携による施設整備計画の作成 施設長寿命化計画、中長期保全計画作成支援	×
		基本構想作成	先進例等の調査を踏まえて当該建物の基本構想を作成	×
		基本計画作成	基本計画作成	○
	f.予算要求関係	営繕計画書作成	基本計画により予算要求資料作成	○
		維持管理費	維持管理費要求資料作成支援	○
	g.施設評価関係	事業評価の実施	新規事業採択時評価・再評価・事後評価を実施	×
		事業評価委員会の運営	委員選定・委員会運営等	×
		顧客満足度調査	施設整備に当たって顧客重視の立場から良質な官庁施設及びサービスを提供するための調査・検討	×
	h.保全関係	保全システムの構築	保全情報システム、個別保全システム	×
		保全マニュアルの作成	施設保全マニュアルの作成	○
		保全業務仕様書関係	保全業務仕様書作成支援	○
		保全積算関係	保全業務積算支援	○
		定期点検関係	建築物点検マニュアルによる定期点検、特殊建築物等定期調査	○
		診断・改修計画関係	現況・劣化調査・診断、耐震診断・改修計画、耐震性能判定委員会による評定、グリーン診断・改修計画	○
		調査関係	歴史的建物保存活用調査	×
		施設運用関係	維持管理マネジメント	○
j.入札・契約制度運営	入札監視委員会の運営	運営業務支援	×	
k.新たな事業手法	PFI関係	実施に当たっての前提条件の作成 事業実施期間中のアドバイザー	×	
	設計施工一括方式関係	公告文作成・請負者選定・契約支援	×	
	ESCO関係	公募資料作成・事業者選定委員会運営	×	

(財)福島県建設技術センター

発注者支援メニュー調査票(間接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	技術基準類の発行	建築設計基準、建築構造設計基準、公共建築設計業務委託共通仕様書等 改修設計基準関係図書の発行	×
		研修・講習の実施	基準類の説明会等	○
	b.積算関係	技術基準類の発行	公共建築工事積算基準、建築工事内訳書標準書式等	×
		研修・講習の実施	基準類の説明会等	○
	c.工事入札・契約関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施	制度改正等の説明会	×
	d.工事関係	技術基準類の発行	公共建築工事標準仕様書、木造建築工事標準仕様書、建築工事監理指針等 改修工事標準仕様書、改修工事監理指針関係図書の発行	×
		研修・講習の実施	基準類の説明会等	○
発注関係事務以外	e.企画関係	技術基準類の発行	官庁施設の総合耐震計画基準等の発行	×
		研修・講習の実施	基準類の説明会等	○
	f.予算要求関係	技術基準類の発行	調査研究業務を通して技術基準類の編集・発行	×
		研修・講習の実施	予算要求単価等の説明会	○
	g.施設評価関係	技術基準類の発行	総合耐震診断・計画基準、グリーン診断・計画基準、LCC関係図書発行 調査研究業務を通して技術基準類の編集・発行	×
		研修・講習の実施	総合耐震診断・計画基準、グリーン診断・計画基準、LCC関係講習会の実施	○
	h.保全関係	技術基準類の発行	保全業務契約・仕様書・積算関係図書、保全の手引き、ガイドブック、点検マニュアル、総合耐震 診断・計画基準、グリーン診断・計画基準、LCC、保存・活用、NPM関係図書等の発行	×
		研修・講習の実施	「建築保全研修」、保全業務仕様書・積算基準、総合耐震診断・改修計画、 グリーン診断・改修計画、LCC関係等の講習会の実施	○
	j.入札・契約制度運営	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施	調査研究業務成果等、制度改正についての説明会	×
	k.新たな事業手法	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施	調査・研究業務成果等、制度改正についての説明会	×

茨城県建設技術公社

発注者支援メニュー調査票(直接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	設計者選定手続		×
		プロポーザル方式の運営		×
		設計成果物の審査	設計図書の設計成果物の審査	○
		設計VEの実施		×
		設計業務成績評定		×
		コスト管理		×
	b.積算関係	工事予定価格の作成	積算内訳書の作成	○
		特殊工法等歩掛作成		×
		積算業務委託の実施		×
	c.工事入札・契約関係	工事請負業者選定手続		×
		総合評価落札方式の運営		×
		有識者委員会の運営		×
	d.工事関係	監督業務	工事監理支援(設備工事関係含む)	○
		検査業務	完成・中間検査支援(建築工事のみ)	○
		契約後VEの実施		×
		工事成績評定		×
発注関係事務以外	e.企画関係	中長期施設整備計画作成		×
		基本構想作成		×
		基本計画作成		×
	f.予算要求関係	営繕計画書作成		×
		維持管理費		×
	g.施設評価関係	事業評価の実施		×
		事業評価委員会の運営		×
		顧客満足度調査		×
	h.保全関係	保全システムの構築		×
		保全マニュアルの作成		×
		保全業務仕様書関係		×
		保全積算関係		×
		定期点検関係	特殊建築物等定期調査	○
		診断・改修計画関係	現況・劣化調査	○
		調査関係		×
		施設運用関係		×
	j.入札・契約制度運営	入札監視委員会の運営		×
	k.新たな事業手法	PFI関係		×
		設計施工一括方式関係		×
		ESCO関係		×

栃木県建設総合技術支援センター

発注者支援メニュー調査票(直接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	設計者選定手続	入札参加業者選定書を発行	○
		プロポーザル方式の運営	プロポーザル委員参加	○
		設計成果物の審査	設計監理業務・成果品検査	○
		設計VEの実施	設計監理業務・VE委員参加	○
		設計業務成績評定	検査	○
		コスト管理	設計監理業務・単価入れ	○
	b.積算関係	工事予定価格の作成	最低落札価格の提示	○
		特殊工法等歩掛作成		×
		積算業務委託の実施		○
	c.工事入札・契約関係	工事請負業者選定手続	入札参加業者選定書を発行	
		総合評価落札方式の運営		×
		有識者委員会の運営		○
	d.工事関係	監督業務	工事監督業務・工事監理業務	○
		検査業務		○
		契約後VEの実施	工事監督業務・工事監理業務	○
		工事成績評定	工事検査業務	○
発注関係事務以外	e.企画関係	中長期施設整備計画作成		×
		基本構想作成	基本構想図作成	○
		基本計画作成	基本計画図作成	○
	f.予算要求関係	営繕計画書作成	概算見積書作成	○
		維持管理費	概算見積書作成	○
	g.施設評価関係	事業評価の実施		×
		事業評価委員会の運営		×
		顧客満足度調査		×
	h.保全関係	保全システムの構築		×
		保全マニュアルの作成		×
		保全業務仕様書関係		×
		保全積算関係		○
		定期点検関係		×
		診断・改修計画関係		×
		調査関係		×
		施設運用関係		×
	j.入札・契約制度運営	入札監視委員会の運営	価格調査委員参加	○
	k.新たな事業手法	PFI関係		×
		設計施工一括方式関係		×
		ESCO関係		×

栃木県建設総合技術支援センター

発注者支援メニュー調査票(間接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		○
		標準仕様書の配布		○
	b.積算関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		○
		単価表の配布		○
	c.工事入札・契約関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		○
	d.工事関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		○
発注関係事務以外	e.企画関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		○
	f.予算要求関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		○
	g.施設評価関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		○
	h.保全関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		○
	j.入札・契約制度運営	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		○
	k.新たな事業手法	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		○

(財)群馬県建設技術センター

発注者支援メニュー調査票(直接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	設計者選定手続		×
		プロポーザル方式の運営		×
		設計成果物の審査	建築設備関係工事等を含む設計成果物の審査	○
		設計VEの実施		×
		設計業務成績評定		×
		コスト管理		×
	b.積算関係	工事予定価格の作成	予定価格算出に必要な単価等の作成及び積算内訳書の精査の補助	○
		特殊工法等歩掛作成		×
		積算業務委託の実施		×
	c.工事入札・契約関係	工事請負業者選定手続		×
		総合評価落札方式の運営		×
		有識者委員会の運営		×
	d.工事関係	監督業務	工事監理支援(建築設備関係工事等を含む)	○
		検査業務	完成検査・中間検査支援(建築設備関係工事等を含む)	○
		契約後VEの実施		×
		工事成績評定		×
発注関係事務以外	e.企画関係	中長期施設整備計画作成		×
		基本構想作成		×
		基本計画作成		×
	f.予算要求関係	営繕計画書作成		×
		維持管理費		×
	g.施設評価関係	事業評価の実施		×
		事業評価委員会の運営		×
		顧客満足度調査		×
	h.保全関係	保全システムの構築		×
		保全マニュアルの作成		×
		保全業務仕様書関係		×
		保全積算関係		×
		定期点検関係		×
		診断・改修計画関係		×
		調査関係		×
		施設運用関係		×
	j.入札・契約制度運営	入札監視委員会の運営		×
	k.新たな事業手法	PFI関係		×
		設計施工一括方式関係		×
		ESCO関係		×

群馬県住宅供給公社

発注者支援メニュー調査票(直接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	設計者選定手続	設計者選定要領作成等、プロポーザルを含む種々の方式による設計者選定支援	○
		プロポーザル方式の運営	委員会設置要綱作成、公示内容の整理・運営・実施等	○
		設計成果物の審査	建築設備関係工事等を含む設計成果物の審査	○
		設計VEの実施		×
		設計業務成績評定		×
		コスト管理	設計各段階での概算の審査、指導	○
	b.積算関係	工事予定価格の作成	予定価格算出に必要な単価等の作成及び積算内訳書の精査の補助	○
		特殊工法等歩掛作成		×
		積算業務委託の実施		×
	c.工事入札・契約関係	工事請負業者選定手続		×
		総合評価落札方式の運営		×
		有識者委員会の運営		×
	d.工事関係	監督業務	工事監理支援(建築設備関係工事等を含む)	○
		検査業務		×
		契約後VEの実施		×
		工事成績評定		×
発注関係事務以外	e.企画関係	中長期施設整備計画作成		×
		基本構想作成		×
		基本計画作成		×
	f.予算要求関係	営繕計画書作成		×
		維持管理費		×
	g.施設評価関係	事業評価の実施		×
		事業評価委員会の運営		×
		顧客満足度調査		×
	h.保全関係	保全システムの構築		×
		保全マニュアルの作成		×
		保全業務仕様書関係		×
		保全積算関係		×
		定期点検関係		×
		診断・改修計画関係		×
		調査関係		×
		施設運用関係		×
	j.入札・契約制度運営	入札監視委員会の運営		×
	k.新たな事業手法	PFI関係		×
		設計施工一括方式関係		×
		ESCO関係		×

埼玉県住宅供給公社

発注者支援メニュー調査票(直接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	設計者選定手続		○
		プロポーザル方式の運営		○
		設計成果物の審査		○
		設計VEの実施		○
		設計業務成績評定		○
		コスト管理		○
	b.積算関係	工事予定価格の作成		○
		特殊工法等歩掛作成		×
		積算業務委託の実施		○
	c.工事入札・契約関係	工事請負業者選定手続		○
		総合評価落札方式の運営		×
		有識者委員会の運営		×
	d.工事関係	監督業務		○
		検査業務		○
		契約後VEの実施		○
		工事成績評定		○
発注関係事務以外	e.企画関係	中長期施設整備計画作成		○
		基本構想作成		○
		基本計画作成		○
	f.予算要求関係	営繕計画書作成		○
		維持管理費		○
	g.施設評価関係	事業評価の実施		○
		事業評価委員会の運営		○
		顧客満足度調査		○
	h.保全関係	保全システムの構築		○
		保全マニュアルの作成		○
		保全業務仕様書関係		○
		保全積算関係		○
		定期点検関係		○
		診断・改修計画関係		○
		調査関係		○
		施設運用関係		○
	j.入札・契約制度運営	入札監視委員会の運営		×
	k.新たな事業手法	PFI関係		○
		設計施工一括方式関係		○
		ESCO関係		×

長野県住宅供給公社

発注者支援メニュー調査票(直接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	設計者選定手続	プロポーザルを含む種々の方式による設計者選定	○
		プロポーザル方式の運営	公示内容の整理から契約の締結に至る手続・運営・実施等	○
		設計成果物の審査	建築設備関係工事等を含む設計成果物の審査	○
		設計VEの実施		×
		設計業務成績評定		×
		コスト管理		×
	b.積算関係	工事予定価格の作成	予定価格算出に必要な単価等の作成及び積算内訳書の精査の補助	○
		特殊工法等歩掛作成		×
		積算業務委託の実施		×
	c.工事入札・契約関係	工事請負業者選定手続		×
		総合評価落札方式の運営		×
		有識者委員会の運営		×
	d.工事関係	監督業務	工事監理支援(建築設備関係工事等を含む)	○
		検査業務	完成検査・中間検査支援(建築設備関係工事等を含む)	○
		契約後VEの実施		×
		工事成績評定		×
発注関係事務以外	e.企画関係	中長期施設整備計画作成	特定地域の施設整備計画、所管施設の中長期施設計画、官民連携による施設整備計画の作成 施設長寿命化計画、中長期保全計画作成支援	○
		基本構想作成		×
		基本計画作成	基本計画作成	○
	f.予算要求関係	営繕計画書作成	基本計画により予算要求資料作成	○
		維持管理費		×
	g.施設評価関係	事業評価の実施		×
		事業評価委員会の運営		×
		顧客満足度調査		×
	h.保全関係	保全システムの構築	保全情報システム、個別保全システム	×
		保全マニュアルの作成	施設保全マニュアルの作成	×
		保全業務仕様書関係	保全業務仕様書作成支援	
		保全積算関係	保全業務積算支援	×
		定期点検関係	建築物点検マニュアルによる定期点検、特殊建築物等定期調査	×
		診断・改修計画関係	現況・劣化調査・診断、耐震診断・改修計画、耐震性能判定委員会による評定、グリーン診断・改修計画	×
		調査関係		
		施設運用関係	維持管理マネジメント	×
j.入札・契約制度運営	入札監視委員会の運営			
k.新たな事業手法	PFI関係	実施に当たっての前提条件の作成 事業実施期間中のアドバイザー	×	
	設計施工一括方式関係	公告文作成・請負者選定・契約支援	×	
	ESCO関係		×	

(財)岐阜県建設研究センター

発注者支援メニュー調査票(直接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	設計者選定手続	プロポーザルを含む種々の方式による設計者選定	○
		プロポーザル方式の運営	公示内容の整理から契約の締結に至る手続・運営・実施等	○
		設計成果物の審査	建築設備関係工事等を含む設計成果物の審査	○
		設計VEの実施	設計VEチームの体制検討、委員選定、VEの運営、実施等	×
		設計業務成績評定	設備関係工事等を含む基本・実施設計業務成績評定	×
		コスト管理	設計各段階での概算の審査、指導並びにVEの運営、実施等	×
	b.積算関係	工事予定価格の作成	予定価格算出に必要な単価等の作成及び積算内訳書の精査の補助	×
		特殊工法等歩掛作成	特殊仕様の資機材・工法等に関する積算価格(単価)等の作成	×
		積算業務委託の実施	積算業務を外注するための委託仕様書作成	×
	c.工事入札・契約関係	工事請負業者選定手続	公示文・入札説明書等・選定手続の実施・整理	×
		総合評価落札方式の運営	評価等の実施・整理	○
		有識者委員会の運営	委員選定及び運営の実施	○
	d.工事関係	監督業務	工事監理支援(建築設備関係工事等を含む)	○
		検査業務	完成検査・中間検査支援(建築設備関係工事等を含む)	○
		契約後VEの実施		×
		工事成績評定	(建築設備関係工事等を含む)	○
発注関係事務以外	e.企画関係	中長期施設整備計画作成	特定地域の施設整備計画、所管施設の中長期施設計画、官民連携による施設整備計画の作成 施設長寿命化計画、中長期保全計画作成支援	×
		基本構想作成	先進例等の調査を踏まえて当該建物の基本構想を作成	○
		基本計画作成	基本計画作成	○
	f.予算要求関係	営繕計画書作成	基本計画により予算要求資料作成	○
		維持管理費	維持管理費要求資料作成支援	×
	g.施設評価関係	事業評価の実施	新規事業採択時評価・再評価・事後評価を実施	×
		事業評価委員会の運営	委員選定・委員会運営等	×
		顧客満足度調査	施設整備に当たって顧客重視の立場から良質な官庁施設及びサービスを提供するための調査・検討	×
	h.保全関係	保全システムの構築	保全情報システム、個別保全システム	×
		保全マニュアルの作成	施設保全マニュアルの作成	×
		保全業務仕様書関係	保全業務仕様書作成支援	×
		保全積算関係	保全業務積算支援	×
		定期点検関係	建築物点検マニュアルによる定期点検、特殊建築物等定期調査	×
		診断・改修計画関係	現況・劣化調査・診断、耐震診断・改修計画、耐震性能判定委員会による評定、グリーン診断・改修計画	×
		調査関係	歴史的建物保存活用調査	×
		施設運用関係	維持管理マネジメント	×
j.入札・契約制度運営	入札監視委員会の運営	運営業務支援	×	
k.新たな事業手法	PFI関係	実施に当たっての前提条件の作成 事業実施期間中のアドバイザー	×	
	設計施工一括方式関係	公告文作成・請負者選定・契約支援	○	
	ESCO関係	公募資料作成・事業者選定委員会運営	×	

愛知県住宅供給公社

発注者支援メニュー調査票(直接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	設計者選定手続	種々の発注方式についての検証(情報提供)、選定、条件整理等の支援	○
		プロポーザル方式の運営		×
		設計成果物の審査	設備工事を含む各種規準との照合、成果物作成の支援	○
		設計VEの実施		×
		設計業務成績評定		×
		コスト管理		×
	b.積算関係	工事予定価格の作成	単価等を含め積算内訳書の精査の支援	○
		特殊工法等歩掛作成		×
		積算業務委託の実施		×
	c.工事入札・契約関係	工事請負業者選定手続	公示文、、選定手続きの要領等作成の支援	○
		総合評価落札方式の運営		×
		有識者委員会の運営		×
	d.工事関係	監督業務	工事監理の支援(建築設備関係工事を含む)	○
		検査業務	完了検査、出来形検査の支援(建築設備関係工事を含む)	○
		契約後VEの実施		×
		工事成績評定		×
発注関係事務以外	e.企画関係	中長期施設整備計画作成	住宅ストック総合活用に関する計画書の作成	○
		基本構想作成		×
		基本計画作成	基本計画、実施設計の作成	○
	f.予算要求関係	営繕計画書作成		×
		維持管理費		×
	g.施設評価関係	事業評価の実施		×
		事業評価委員会の運営		×
		顧客満足度調査		×
	h.保全関係	保全システムの構築		×
		保全マニュアルの作成		×
		保全業務仕様書関係		×
		保全積算関係		×
		定期点検関係		×
		診断・改修計画関係	住宅等の耐震診断、耐震改修	○
		調査関係		×
		施設運用関係		×
	j.入札・契約制度運営	入札監視委員会の運営		×
	k.新たな事業手法	PFI関係		×
		設計施工一括方式関係	公示文の作成、請負業者選定・契約	○
		ESCO関係		×

(財)福井県建設技術公社

発注者支援メニュー調査票(直接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	設計者選定手続	プロポーザルを含む数々の方式による設計者の選定	○
		プロポーザル方式の運営	公示内容の整理から契約締結に至る手続き・運営・実施等	○
		設計成果物の審査	建築設備関係工事等を含む設計成果物の審査	○
		設計VEの実施	設計VEチームの体制検討、委員選定、VEの運営、実施等	×
		設計業務成績評価	設備関係工事等を含む基本・実施設計業務成績評価	×
		コスト管理	設計各段階での概算の審査、指導並びにVEの運営、実施等	○
	b.積算関係	工事予定価格の作成	予定価格算出に必要な単価等の作成及び積算内訳書の精査の補助	○
		特殊工法等歩掛作成	特殊仕様の資機材・工法等に関する積算価格(単価)等の作成	○
		積算業務委託の実施	積算業務を外注するための委託仕様書作成	×
	c.工事入札・契約関係	工事請負業者選定手続	公示文・入札説明書等・選定手続の実施・整理	×
		総合評価落札方式の運営	評価等の実施・整理	×
		有識者委員会の運営	委員選定及び運営の実施	×
	d.工事関係	監督業務	工事監理支援(建築設備関係工事等を含む)	○
		検査業務	完成検査・中間検査支援(建築設備関係工事等を含む)	○
		契約後VEの実施		×
		工事成績評価	(建築設備関係工事等を含む)	×
発注関係事務以外	e.企画関係	中長期施設整備計画作成		×
		基本構想作成		×
		基本計画作成		×
	f.予算要求関係	営繕計画書作成		×
		維持管理費		×
	g.施設評価関係	事業評価の実施		×
		事業評価委員会の運営		×
		顧客満足度調査		×
	h.保全関係	保全システムの構築		×
		保全マニュアルの作成		×
		保全業務仕様書関係		×
		保全積算関係		×
		定期点検関係		×
		診断・改修計画関係		×
		調査関係		×
	施設運用関係		×	
	j.入札・契約制度運営	入札監視委員会の運営		×
k.新たな事業手法	PFI関係		×	
	設計施工一括方式関係		×	
	ESCO関係		×	

(財)三重県建設技術センター

発注者支援メニュー調査票(直接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	設計者選定手続	プロポーザルを含む種々の方式による設計者選定	○
		プロポーザル方式の運営	公示内容の整理から契約の締結に至る手続・運営・実施等	○
		設計成果物の審査	建築設備関係工事等を含む設計成果物の審査	○
		設計VEの実施		×
		設計業務成績評定	設備関係工事等を含む基本・実施設計業務成績評定	○
		コスト管理	設計各段階での概算の審査、指導並びにVEの運営、実施等	○
	b.積算関係	工事予定価格の作成	予定価格算出に必要な単価等の作成及び積算内訳書の精査の補助	○
		特殊工法等歩掛作成		×
		積算業務委託の実施	積算業務を外注するための委託仕様書作成	○
	c.工事入札・契約関係	工事請負業者選定手続	公示文・入札説明書等・選定手続の実施・整理	○
		総合評価落札方式の運営	評価等の実施・整理	○
		有識者委員会の運営	委員選定及び運営の実施	○
	d.工事関係	監督業務	工事監理支援(建築設備関係工事等を含む)	○
		検査業務	完成検査・中間検査支援(建築設備関係工事等を含む)	○
		契約後VEの実施		×
		工事成績評定	(建築設備関係工事等を含む)	○
発注関係事務以外	e.企画関係	中長期施設整備計画作成		×
		基本構想作成		×
		基本計画作成		×
	f.予算要求関係	営繕計画書作成	基本計画により予算要求資料作成	○
		維持管理費		×
	g.施設評価関係	事業評価の実施		×
		事業評価委員会の運営		○
		顧客満足度調査	施設整備に当たって顧客重視の立場から良質な官庁施設及びサービスを提供するための調査・検討	○
	h.保全関係	保全システムの構築		×
		保全マニュアルの作成		×
		保全業務仕様書関係		×
		保全積算関係		×
		定期点検関係	建築物点検マニュアルによる定期点検、特殊建築物等定期調査	○
		診断・改修計画関係	現況・劣化調査・診断、耐震診断・改修計画、耐震性能判定委員会による評定、グリーン診断・改修計画	○
		調査関係		×
		施設運用関係		×
	j.入札・契約制度運営	入札監視委員会の運営		×
k.新たな事業手法	PFI関係		×	
	設計施工一括方式関係	公告文作成・請負者選定・契約支援	○	
	ESCO関係		×	

(財)三重県建設技術センター

発注者支援メニュー調査票(間接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施	建築構造計算研修	○
	b.積算関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		×
	c.工事入札・契約関係	技術基準類の発行	三重県建設工事実務必携等の発行	○
		研修・講習の実施	建設業法の概要に係る研修、総合評価落札方式・プロポーザル方式に係る研修	○
	d.工事関係	技術基準類の発行	三重県公共工事共通仕様書・三重県業務委託共通仕様書・三重県建設工事実務必携等の発行	○
		研修・講習の実施	監督と工事検査研修、生コンクリート強度試験と施工管理研修	○
発注関係事務以外	e.企画関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施	都市計画とまちづくり研修	○
	f.予算要求関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施	—	×
	g.施設評価関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		×
	h.保全関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		×
	j.入札・契約制度運営	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施	入札・契約制度に係る研修会、建設業法の概要に係る研修会等	○
	k.新たな事業手法	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施	品確法の概要と取り組みに係る研修会等	○

(財)岡山県建設技術センター

発注者支援メニュー調査票(直接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	設計者選定手続	プロポーザルを含む種々の方式による設計者選定	○
		プロポーザル方式の運営	公示内容の整理から契約の締結に至る手続き・運営・実施等	○
		設計成果物の審査	建築設備関係工事を含む設計成果物の審査	○
		設計VEの実施	設計VEチームの体制検討、委員選定、VEの運営、実施等	○
		設計業務成績評定	設備関係工事を含む基本・実施設計業務成績評定	○
		コスト管理	設計段階での概算の審査、指導並びにVEの運営、実施等	○
	b.積算関係	工事予定価格の作成	予定価格算出に必要な単価等の作成及び積算内訳書の精査の補助	○
		特殊工法等歩掛作成	特殊仕様の資機材・工法などに関する積算価格(単価)等の作成	○
		積算業務委託の実施	積算業務を外注するための委託仕様書の作成	○
	c.工事入札・契約関係	工事請負業者選定手続	公示文・入札説明書等・選定手続きの実施・整理	○
		総合評価落札方式の運営	評価などの実施・整理	○
		有識者委員会の運営	委員選定及び運営の実施	○
	d.工事関係	監督業務	工事監理支援(建築設備関係工事を含む)	○
		検査業務	完成検査・中間検査支援(建築設備関係工事を含む)	○
		契約後VEの実施	支援	○
		工事成績評定	(建築設備関係工事を含む)	○
発注関係事務以外	e.企画関係	中長期施設整備計画作成		×
		基本構想作成		×
		基本計画作成		×
	f.予算要求関係	営繕計画書作成		×
		維持管理費		×
	g.施設評価関係	事業評価の実施		×
		事業評価委員会の運営		×
		顧客満足度調査		×
	h.保全関係	保全システムの構築		×
		保全マニュアルの作成		×
		保全業務仕様書関係		×
		保全積算関係		×
		定期点検関係		×
		診断・改修計画関係		×
		調査関係		×
施設運用関係		×		
j.入札・契約制度運営	入札監視委員会の運営		×	
k.新たな事業手法	PFI関係		×	
	設計施工一括方式関係		×	
	ESCO関係		×	

(社)岡山県設備設計事務所協会

発注者支援メニュー調査票(直接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	設計者選定手続		×
		プロポーザル方式の運営		×
		設計成果物の審査	設備関係工事等を含む設計成果物の審査	○
		設計VEの実施		×
		設計業務成績評定		×
		コスト管理	設備設計各段階での概算の審査、指導運営、実施等	○
	b.積算関係	工事予定価格の作成		×
		特殊工法等歩掛作成	設備の特殊仕様の資機材・工法等に関する積算価格(単価)等の作成	○
		積算業務委託の実施	設備積算業務を外注するための委託仕様書作成	○
	c.工事入札・契約関係	工事請負業者選定手続		×
		総合評価落札方式の運営		×
		有識者委員会の運営		×
	d.工事関係	監督業務	工事監理支援(設備関係工事等を含む)	○
		検査業務	完成検査・中間検査支援(設備関係工事等を含む)	○
		契約後VEの実施		×
		工事成績評定	(設備関係工事等を含む)	○
発注関係事務以外	e.企画関係	中長期施設整備計画作成		×
		基本構想作成		×
		基本計画作成	設備の基本計画作成	○
	f.予算要求関係	営繕計画書作成	設備の基本計画により予算要求資料作成	○
		維持管理費	設備の維持管理費要求資料作成支援	○
	g.施設評価関係	事業評価の実施		×
		事業評価委員会の運営		×
		顧客満足度調査		×
	h.保全関係	保全システムの構築		×
		保全マニュアルの作成		×
		保全業務仕様書関係		×
		保全積算関係		×
		定期点検関係		×
		診断・改修計画関係		×
		調査関係		×
		施設運用関係		×
	j.入札・契約制度運営	入札監視委員会の運営		×
	k.新たな事業手法	PFI関係		×
		設計施工一括方式関係		×
ESCO関係			×	

広島県住宅供給公社

発注者支援メニュー(直接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	設計者選定手続	プロポーザルを含む種々の方式による設計者選定	○
		プロポーザル方式の運営	公示内容の整理から契約の締結に至る手続・運営・実施等	○
		設計成果物の審査	建築設備関係工事等を含む設計成果物の審査	○
		設計VEの実施	設計VEチームの体制検討、委員選定、VEの運営、実施等	×
		設計業務成績評定	設備関係工事等を含む基本・実施設計業務成績評定	○
		コスト管理	設計各段階での概算の審査、指導並びにVEの運営、実施等	×
	b.積算関係	工事予定価格の作成	予定価格算出に必要な単価等の作成及び積算内訳書の精査の補助	○
		特殊工法等歩掛作成	特殊仕様の資機材・工法等に関する積算価格(単価)等の作成	×
		積算業務委託の実施	積算業務を外注するための委託仕様書作成	○
	c.工事入札・契約関係	工事請負業者選定手続	公示文・入札説明書等・選定手続の実施・整理	○
		総合評価落札方式の運営	評価等の実施・整理	×
		有識者委員会の運営	委員選定及び運営の実施	×
	d.工事関係	監督業務	工事監理支援(建築設備関係工事等を含む)	○
		検査業務	完成検査・中間検査支援(建築設備関係工事等を含む)	○
		契約後VEの実施		×
		工事成績評定	(建築設備関係工事等を含む)	○
発注関係事務以外	e.企画関係	中長期施設整備計画作成	特定地域の施設整備計画、所管施設の中長期施設計画、官民連携による施設整備計画の作成 施設長寿命化計画、中長期保全計画作成支援	×
		基本構想作成	先進例等の調査を踏まえて当該建物の基本構想を作成	×
		基本計画作成	基本計画作成	×
	f.予算要求関係	営繕計画書作成	基本計画により予算要求資料作成	○
		維持管理費	維持管理費要求資料作成支援	○
	g.施設評価関係	事業評価の実施	新規事業採択時評価・再評価・事後評価を実施	×
		事業評価委員会の運営	委員選定・委員会運営等	×
		顧客満足度調査	施設整備に当たって顧客重視の立場から良質な官庁施設及びサービスを提供するための調査・検討	×
	h.保全関係	保全システムの構築	保全情報システム、個別保全システム	×
		保全マニュアルの作成	施設保全マニュアルの作成	○
		保全業務仕様書関係	保全業務仕様書作成支援	○
		保全積算関係	保全業務積算支援	○
		定期点検関係	建築物点検マニュアルによる定期点検、特殊建築物等定期調査	○
		診断・改修計画関係	現況・劣化調査・診断、耐震診断・改修計画、耐震性能判定委員会による評定、グリーン診断・改修計画	○
		調査関係	歴史的建物保存活用調査	×
		施設運用関係	維持管理マネジメント	×
j.入札・契約制度運営	入札監視委員会の運営	運営業務支援	×	
k.新たな事業手法	PFI関係	実施に当たっての前提条件の作成 事業実施期間中のアドバイザー	×	
	設計施工一括方式関係	公告文作成・請負者選定・契約支援	×	
	ESCO関係	公募資料作成・事業者選定委員会運営	×	

(財)福岡県建設技術情報センター

発注者支援メニュー調査票(直接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否	
発注関係事務	a.設計関係	設計者選定手続	プロポーザルを含む設計者の選定	○	
		プロポーザル方式の運営	公示内容の整理から設計者の選定に至るまでの手続・運営・実施等	○	
		設計業務	建築設備を含む基本設計、実施設計業務	○	
		設計管理業務	建築設備を含む設計の総合的な管理(各段階における審査・管理及び成果物の審査等)	○	
		設計成果物の審査	建築設備を含む成果物の審査等	○	
		設計VEの実施		×	
		設計業務成績評定		×	
	b.積算関係	工事予定価格の作成	単価の作成及び積算内訳書の作成	○	
		特殊工法等歩掛作成		×	
		積算業務委託の実施		×	
	c.工事入札・契約関係	工事請負業者選定手続		×	
		総合評価落札方式の運営	評価等の実施・整理	○	
		有識者委員会の運営		×	
	d.工事関係	監督業務	工事監理の総合的な管理(建築設備を含む)	○	
		検査業務	完成検査、中間検査の支援(建築設備を含む)	○	
		工事監理業務	工事監理業務	○	
		契約後VEの実施		×	
		工事成績評定		×	
	発注関係事務以外	e.企画関係	中長期施設整備計画作成		×
			基本構想作成	基本構想作成	○
基本計画作成			基本計画作成	○	
f.予算要求関係		営繕計画書作成	予算要求資料作成	○	
		維持管理費	予算要求資料作成	○	
g.施設評価関係		事業評価の実施		×	
		事業評価委員会の運営		×	
		顧客満足度調査		×	
h.保全関係		保全システムの構築		×	
		保全マニュアルの作成		×	
		保全業務仕様書関係		×	
		保全積算関係		×	
		定期点検関係		×	
		診断・改修計画関係	耐震診断・改修計画、耐震評価委員会による評価	○	
		調査関係		×	
		施設運用関係		×	
j.入札・契約制度運営		入札監視委員会の運営		×	
k.新たな事業手法		PFI関係		×	
		設計施工一括方式関係		×	
		ESCO関係		×	

(財)福岡県建設技術情報センター

発注者支援メニュー調査票(間接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		×
	b.積算関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		×
	c.工事入札・契約関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		×
	d.工事関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		×
発注関係事務以外	e.企画関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		×
	f.予算要求関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		×
	g.施設評価関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		×
	h.保全関係	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施	耐震診断・改修計画関連、防水改修工法等	○
	j.入札・契約制度運営	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		×
	k.新たな事業手法	技術基準類の発行		×
		研修・講習の実施		×

(財)宮崎県建設技術推進機構

発注者支援メニュー調査票(直接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	設計者選定手続		×
		プロポーザル方式の運営		×
		設計成果物の審査	建築設備関係工事を含む設計成果物の検収、照査業務	○
		設計VEの実施		×
		設計業務成績評定		×
		コスト管理		×
	b.積算関係	工事予定価格の作成	予定価格算出に必要な単価及び積算内訳書の精査補助	○
		特殊工法等歩掛作成		×
		積算業務委託の実施		×
	c.工事入札・契約関係	工事請負業者選定手続		×
		総合評価落札方式の運営		×
		有識者委員会の運営		×
	d.工事関係	監督業務	工事管理支援	○
		検査業務	完成検査、中間検査支援	○
		契約後VEの実施		×
		工事成績評定		×
発注関係事務以外	e.企画関係	中長期施設整備計画作成		×
		基本構想作成		×
		基本計画作成		×
	f.予算要求関係	営繕計画書作成		×
		維持管理費		×
	g.施設評価関係	事業評価の実施		×
		事業評価委員会の運営		×
		顧客満足度調査		×
	h.保全関係	保全システムの構築		×
		保全マニュアルの作成		×
		保全業務仕様書関係		×
		保全積算関係		×
		定期点検関係		×
		診断・改修計画関係		×
		調査関係		×
		施設運用関係		×
	j.入札・契約制度運営	入札監視委員会の運営		×
	k.新たな事業手法	PFI関係		×
		設計施工一括方式関係		×
		ESCO関係		×

(財)宮崎県建設技術推進機構

発注者支援メニュー調査票(間接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否	
発注関係事務	a.設計関係	技術基準類の発行		×	
		研修・講習の実施		×	
	b.積算関係	技術基準類の発行			×
		研修・講習の実施			×
	c.工事入札・契約関係	技術基準類の発行			×
		研修・講習の実施	電子入札・電子納品に係わる研修		○
	d.工事関係	技術基準類の発行			×
		研修・講習の実施			×
発注関係事務以外	e.企画関係	技術基準類の発行		×	
		研修・講習の実施		×	
	f.予算要求関係	技術基準類の発行			×
		研修・講習の実施			×
	g.施設評価関係	技術基準類の発行			×
		研修・講習の実施			×
	h.保全関係	技術基準類の発行			×
		研修・講習の実施			×
	j.入札・契約制度運営	技術基準類の発行			×
		研修・講習の実施			×
	k.新たな事業手法	技術基準類の発行	新技術・新工法等各種情報の提供		○
		研修・講習の実施			×

沖縄県住宅供給公社

発注者支援メニュー調査票(直接的支援)

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	設計者選定手続	プロポーザルを含む種々の方式による設計者選定	○
		プロポーザル方式の運営	公示内容の整理から契約の締結に至る手続・運営・実施等	○
		設計成果物の審査	建築設備関係工事等を含む設計成果物の審査	○
		設計業務成績評定	設備関係工事等を含む基本・実施設計業務成績評定	○
	b.積算関係	工事予定価格の作成	予定価格算出に必要な単価等の作成及び積算内訳書の精査の補助	○
		特殊工法等歩掛作成	特殊仕様の資機材・工法等に関する積算価格(単価)等の作成	○
		積算業務委託の実施	積算業務を外注するための委託仕様書作成	○
	c.工事入札・契約関係	工事請負業者選定手続	公示文・入札説明書等・選定手続の実施・整理	○
		総合評価落札方式の運営	評価等の実施・整理	○
		工事入札	(建築設備関係工事等を含む)	○
		請負契約	(建築設備関係工事等を含む)	○
		請負業者への支払業務	完成検査・中間検査合格後の支払業務 (建築設備関係工事等を含む)	○
	d.工事関係	監督業務	工事監理支援(建築設備関係工事等を含む)	○
		検査業務	完成検査・中間検査支援(建築設備関係工事等を含む)	○
		工事成績評定	(建築設備関係工事等を含む)	○
	発注関係事務以外	e.企画関係	中長期施設整備計画作成	特定地域の施設整備計画、所管施設の中長期施設計画、官民連携による施設整備計画の作成 施設長寿命化計画、中長期保全計画作成支援
基本構想作成			先進例等の調査を踏まえて当該建物の基本構想を作成	×
基本計画作成			基本計画作成	×
f.予算要求関係		営繕計画書作成	基本計画により予算要求資料作成	×
		維持管理費	維持管理費要求資料作成支援	×
g.施設評価関係		事業評価の実施	新規事業採択時評価・再評価・事後評価を実施	×
		事業評価委員会の運営	委員選定・委員会運営等	×
		顧客満足度調査	施設整備に当たって顧客重視の立場から良質な官庁施設及びサービスを提供するための調査・検討	×
h.保全関係		保全システムの構築	保全情報システム、個別保全システム	×
		保全マニュアルの作成	施設保全マニュアルの作成	×
		保全業務仕様書関係	保全業務仕様書作成支援	
		保全積算関係	保全業務積算支援	×
		定期点検関係	建築物点検マニュアルによる定期点検、特殊建築物等定期調査	×
		診断・改修計画関係	現況・劣化調査・診断、耐震診断・改修計画、耐震性能判定委員会による評定、グリーン診断・改修計画	×
		調査関係	歴史的建物保存活用調査	
		施設運用関係	維持管理マネジメント	×
j.入札・契約制度運営		入札監視委員会の運営	運営業務支援	×
k.新たな事業手法		PFI関係	実施に当たっての前提条件の作成 事業実施期間中のアドバイザー	×
		設計施工一括方式関係	公告文作成・請負者選定・契約支援	○
		ESCO関係	公募資料作成・事業者選定委員会運営	×

5. 発注者支援制度の紹介

(1) 中部地方整備局

(2) 関東地方整備局

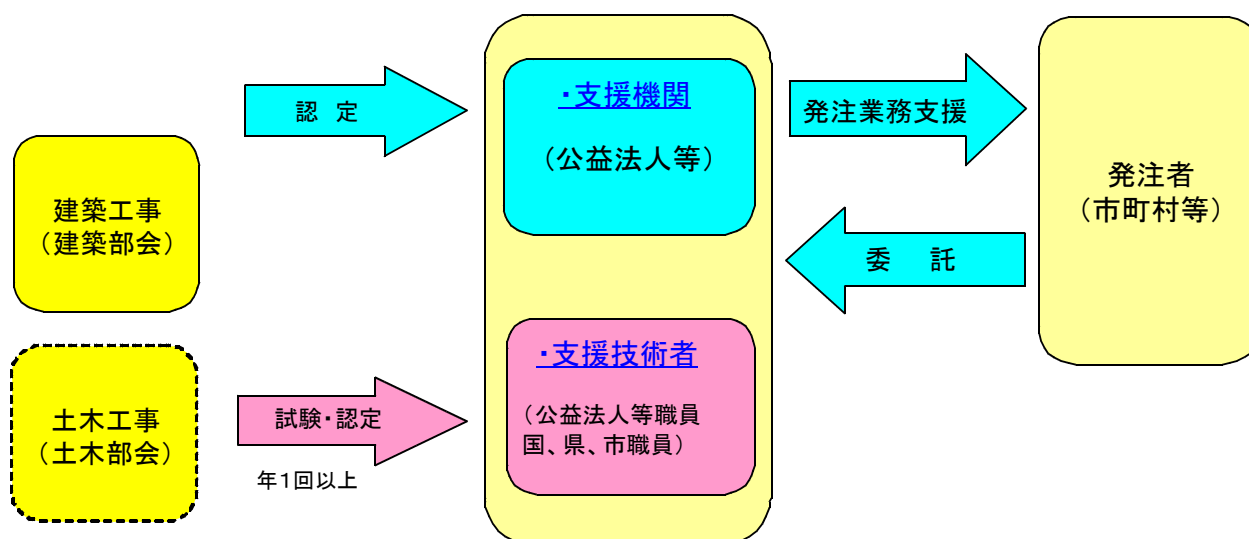
(1) 中部地方整備局管内における発注者支援制度

公共工事発注者支援機関及び技術者認定制度(建築工事)

1. 制度概要

中部地方整備局では、管内の市町村等発注者が「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨に基づいた発注関係業務が行えるよう支援するため管内の県（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）、政令市（名古屋市、静岡市）と共同で『施工体制の確保に関する推進協議会』を設置しました。

『施工体制の確保に関する推進協議会』では、各機関からの情報提供、発注方法に関する意見交換のほか、発注者支援機関及び発注業務支援技術者の認定を行っています。



発注業務支援のフロー

2. 推進協議会（建築部会）

（1）目的

工事現場での適切な施工体制の確保、不良・不的確業者の排除への取り組み等を通じて、公共工事の品質確保や円滑な工事の執行に寄与することを目的としています。

（2）業務内容

- ① 技術者の専任制に関する事項
- ② 施工体制の確保に関する事項
- ③ 工事の安全性の確保に関する事項
- ④ 公共工事発注者に対する技術的支援に関する事項

（3）構成

推進協議会には『委員会』、『幹事会』、『専門部会』があります。

- ① 委員会は、国土交通省部長、県・市の局長及び部長等により構成されています。
- ② 幹事会は、国土交通省管理官、県・市の管理監等により構成されています。
- ③ 専門部会（土木部会、建築部会）は、課長、室長等により構成され、技術的内容等専門的な分野について検討を行っています。

（4）事務局

協議会事務局及び土木部会事務局は、国土交通省中部地方整備局企画部技術管理課が担当しています。

建築部会事務局は、同 営繕部技術・評価課が担当しています。

3. 公共工事発注者支援機関認定制度（建築工事）

（1）支援機関とは

「公共工事の品質確保に関する法律」第15条第1項において、発注事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注事務を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならないとされており、その場合、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するよう求められています。

『施工体制の確保に関する推進協議会』では、発注関係事務を適切に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていることなどを条件に、発注関係事務を公正に行うことができる機関（支援機関）を認定する制度を設けています。

『施工体制の確保に関する推進協議会』では、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた機関を認定することとしています。

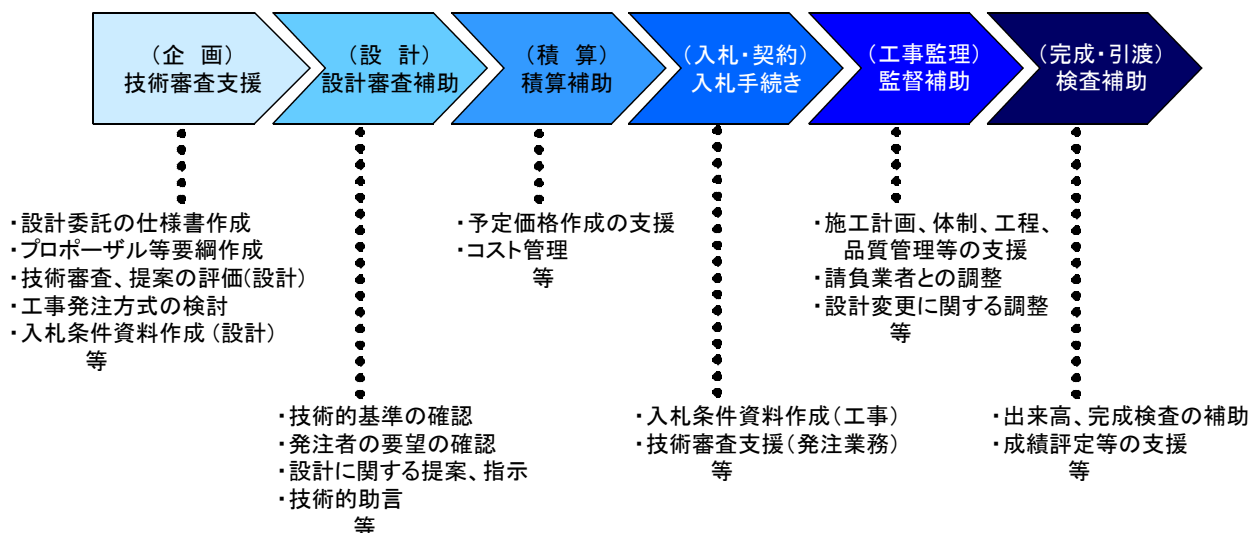
（2）支援機関になるためには

公共工事の発注者支援を行うに相応しい機関の中から、「施工体制の確保に関する推進協議会」の各構成機関から推薦し、当該機関からの認定申請に基づき、発注者支援業務の実施機関として推進協議会委員長が認定することにより付与されます。

認定要件は、以下のとおりです。

- ① 公平性、中立性が担保されること
- ② 建築工事に関する各種基準等に精通していること（専門性の担保）
- ③ 法令の遵守及び高度な守秘義務が担保されること
- ④ 業務の遂行に必要な技術者が確保できること

（3）支援する業務の内容



4. 公共工事発注者支援業務技術者認定制度（建築工事）

（１）公共工事発注者支援業務技術者とは

「公共工事の品質確保の促進に関する法律第15条第1項」の定めに基づき、発注関係業務を適切に支援することができる技術者を「施工体制の確保に関する推進協議会」において推進協議会委員長が認定することにより付与されるものとしています。

（２）支援技術者の認定要件→支援技術者の状況

① 資格の種類

支援技術者の資格は、当面の間次の1資格とする。

資格	適用業務
支援技術者Ⅰ種	発注関係業務全般

② 資格要件

支援技術者Ⅰ種の資格要件は、次のイ～ハの全てに該当する者とする。

イ. 推進協議会が認定した発注者支援機関と恒常的な雇用関係にある者または県・市からの出向職員

ロ. 推進協議会が実施する「発注者支援業務技術者認定試験（Ⅰ種）」に合格した者

ハ. 推進協議会が実施する「発注者支援業務技術者講習会」を受講した者

③ 認定試験受験資格

資格	指導・監督的な実務経験	公共工事の発注者の立場における技術的実務経験
一級建築士	2年以上	5年以上（うち2年以上の技術審査、検査、成績評定等業務の経験）
建築設備士	2年以上	5年以上（うち2年以上の技術審査、検査、成績評定等業務の経験）
電気主任技術者	左記資格取得後2年以上	5年以上（うち2年以上の技術審査、検査、成績評定等業務の経験）
技術士	2年以上	5年以上（うち2年以上の技術審査または検査業務の経験）
1級施工管理技士 （建築、電気工事、管工事）	左記資格取得後2年以上	5年以上（うち2年以上の技術審査または検査業務の経験）
実務経験 20年以上	2年以上	5年以上（うち2年以上の技術審査、検査、成績評定等業務の経験）

※ 「技術士」とは、電気工事業、管工事業の欄に示されてる技術士の部門または選択科目に相当する技術士

※ 「実務経験 20 年以上」とは、公共工事（建築工事）の発注、建築指導その他これに類する業務に係る実務経験が 20 年以上で、そのうち指導・監督的な実務経験が 2 年以上

(3) 業務の内容

業務区分	業務内容
設計審査・積算補助	・仕様書、設計図書の審査 ・予定価格の作成（積算） 等
技術審査補助	・入札・契約方式の選定 ・契約の相手方決定に係わる評定業務 等
監督補助	・工事の監督 ・工事中の施工状況体制の評価 等
検査補助	・中間技術、既済部分、完成時の検査 ・施工企業、担当技術者の評価 等

5. 発注者支援機関一覧（平成 19 年 1 月現在）

認定機関名	所在地	電話番号 FAX 番号	担当部署	支援地域
(財)岐阜県 建設研究センター	〒 500-8384 岐阜市藪田南 5 丁目 14 番 53 号 (県民ふれあい会館 8 階)	電話 058-277-1058 FAX 058-275-5304	調査部調査課	岐阜県下全域
岐阜県住宅供給公社	〒 500-8384 岐阜市藪田南 5 丁目 14 番 53 号 (県民ふれあい会館 7 階)	電話 058-277-1053 FAX 058-278-0688	住宅部住宅課	岐阜県下全域
(財)静岡県建築住宅 まちづくりセンター	〒 422-8067 静岡市駿河区南町 14 番 1 号 水の森ビル 4 階	電話 054-202-5572 FAX 054-202-5281	検査部公共工 事支援課	静岡県全域
愛知県住宅供給公社	〒 460-8856 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 19 番 30 号	電話 052-954-1354 FAX 052-961-1109	事業部住宅整 備課	愛知県下全域
(財)三重県 建設技術センター	〒 514-0002 三重県津市島崎町 56 番地	電話 059-229-5623 FAX 059-229-5619	企画・支援室	三重県下全域
(社)中部建設協会	〒 460-8575 名古屋市中区丸の内三丁目 5 番 10 号住友商事丸の内ビル 8 階	電話 052-962-2227 FAX 052-962-9083	企画部	中部地方整備 局管轄地域
(社)公共建築協会 中部地区事務局	〒 460-0008 名古屋市中区栄 4 丁目 2 番 10 号 小浅ビル 9 階	電話 052-243-0789 FAX 052-241-6152	事務局	東海 5 県(愛 知、岐阜、三重、 静岡、長野の 一部)

6. 発注者支援業務技術者の状況（平成19年1月現在）

支援機関名	職種	認定者数	在籍者数
(財)岐阜県建設研究センター	I種	6	6
岐阜県住宅供給公社	I種	—	—
(財)静岡県建築住宅まちづくりセンター	I種	8	8
愛知県住宅供給公社	I種	28	8
(財)三重県建設技術センター	I種	8	7
(社)中部建設協会	I種	3	3
(社)公共建築協会中部地区事務所	I種	4	4
合 計		57	56

※ 表中の値は、平成17年度・平成18年度の認定者数の合計

※ 「在籍者数」は、人事異動等による変更後の人数

※ 岐阜県住宅供給公社は平成18年12月に支援機関になったため認定者なし

7. 工事における発注者支援業務の具体例

(1) 技術審査支援業務

項目及び支援内容	具体的な支援内容	関連する外部委託※
設計・積算等業務の業者選定支援	委託仕様書の作成（与条件設定を含む）、入札条件資料作成（プロポーザル・コンペ等要綱等を含む）、技術審査基準・評価指標作成、技術提案の評価等	基本構想業務、設計業務、積算業務
工事請負業者の選定支援	発注方式の検討、入札条件資料作成、総合評価項目の設定、技術審査基準・評価指標の作成、技術提案の評価等	工事請負契約
PFI事業関係	アドバイザー業務（テクニカル・ファイナンシャル）の業者選定、実施方針・要求水準・リスク分担表等作成支援、予定価格作成、入札条件資料・契約書等作成、総合評価項目設定、技術審査基準・評価指標作成、技術提案の評価、経営審査、事業者選定、業績監視等	PFI事業契約、アドバイザー業務（テクニカル・ファイナンシャル）
ESCO関係	施設管理者との調整、入札条件資料・契約書等作成、技術提案の評価、予定価格作成、技術審査基準・評価指標の作成、技術提案の評価、事業者選定等	ESCO事業契約

(2) 設計審査補助業務

項目及び支援内容	具体的な支援内容	関連する外部委託※
設計所要等調整支援	利用者の要望等のとりまとめ、設計内容に関する複数案の提示指示及び検討、住民説明等に関する技術的助言、設計VE実施支援等	設計業務
設計図審査支援	国等の技術的基準を充足しているか否かの確認（防災・環境・ユニバーサルデザイン・安全・ライフサイクルコスト等）、発注者の所要を満たしているか否かの確認（動線計画・空調・照明制御・維持管理業務との整合等）、成績評定等	設計業務、設計VE業務

(3) 積算補助業務

項目及び支援内容	具体的な支援内容	関連する外部委託※
コスト管理業務支援	設計の各段階における工事費概算の確認、複数の設計（材料採用）案に対する費用対効果検証等	積算業務
予定価格作成支援	積算内訳書の精査、特殊工法、材料等についての単価等作成支援等	

(4) 監督補助業務

項目及び支援内容	具体的な支援内容	関連する外部委託※
監督業務の支援	品質管理状況確認、施工計画等確認、施工体制の確認、出来高確認、週間工程・月間工程確認、法令遵守の確認、監理業務実施状況の確認、成績評定等	工事監理業務、工事請負契約
請負者等との調整支援	利用者・設計者・請負者等間の調整、発注者の追加要望のとりまとめ、請負者への指示事項の検討、維持管理・運営部門との調整、設計変更に関する調整等	
施工中の技術審査支援	契約後V Eの審査支援、請負者提案による新工法・新材料等採用の承諾支援等	

(5) 検査補助業務

項目及び支援内容	具体的な支援内容	関連する外部委託※
検査業務の支援	書面検査補助（施工計画書、工事写真、出荷・品質証明等）、実地検査補助（外観、品質、性能等）、成績評定等	—

※ 関連する外部委託：発注者支援機関は自ら実施せず、発注者が別途業者との契約により実施することを標準とする業務（発注者が「関連する外部委託」も含め発注者支援機関に委託する場合は、業務毎に発注者と発注者支援機関の間で調整の上、業務範囲を設定）

施工体制の確保に関する推進協議会

「公共工事発注者支援機関認定制度」試行実施要綱(建築工事版)

1. 目的

この要綱は、公共工事の品質確保及び更なる向上を目的として、中部4県(愛知県、岐阜県、三重県、静岡県)の公共工事の発注者(以下「発注者」という。)が「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下、「品質確保法」と言う。)」第15条第1項の定めに基づき、発注関係事務を適正に実施することができる者(以下「支援機関」と言う。)を活用しようとする場合における、その選定に資する(選定の一指標とする)ための建築工事(設備工事を含む。以下同じ)公共工事発注者支援機関認定制度を試行するため、必要となる事項について定めるものである。

2. 適用業務

発注者が支援機関へ委託する発注関係事務(以下「発注者支援業務」という。)を対象として、業務内容によって下表のとおり区分する。

業務区分	業務内容
設計審査・積算補助	・仕様書、設計書の審査 ・予定価格の作成(積算) 等
技術審査補助	・入札・契約方法の選定 ・契約の相手方決定に係わる評定業務 等
監督補助	・工事の監督 ・工事中の施工状況体制の評価 等
検査補助	・中間技術、既済部分、完成時の検査 ・施工企業、担当技術者の評価 等

3. 支援機関の資格

支援機関の資格は、公共工事の発注者の支援を行うに相応しい機関の中から、施工体制の確保に関する推進協議会(以下「推進協議会」という)の各構成機関から推薦し、当該機関からの認定申請に基づき、発注者支援業務の実施機関として推進協議会委員長が認定することにより付与されるものとする。

4. 認定要件

支援機関の認定要件は、次の(ア)から(エ)の全てに該当する機関とする。

- (ア) 公平性、中立性が担保されること
- (イ) 建築工事に関する各種基準等に精通していること(専門性の担保)
- (ウ) 法令の遵守及び高度な守秘義務が担保されること
- (エ) 業務の遂行に必要な技術者が確保できること

5. 認定対象機関

支援機関の認定対象機関は当面の間、従来より発注者支援業務を実施してきている次のイからへの機関等を対象に試行的に運用することとする。

- イ. (財)岐阜県建設研究センター
- ロ. 愛知県住宅供給公社
- ハ. (財)三重県建設技術センター
- ニ. (社)中部建設協会
- ホ. (社)公共建築協会中部地区事務局
- ヘ. (財)静岡県建築住宅まちづくりセンター
- ト. 岐阜県住宅供給公社

6. 発注者支援機関と設計業務受注者等との業務区分

設計審査、積算補助及び監督業務において、発注者が支援機関とは異なる者と契約(例: 工事監理業務契約等)し、その者に適用業務の一部を行わせる場合、支援機関は、発注者がその者と支援機関との業務区分の設定について協力するものとする。

附則

(施行期日)

本要綱は、平成17年9月20日より適用する。

本要綱は、平成18年5月22日より適用する。

本要綱は、平成18年12月19日より適用する。

(制度の見直し)

今後、法令等に同様な制度が位置づけられた場合等は、別途、見直し再検討を行うものとする。

施工体制の確保に関する推進協議会

「公共工事発注者支援業務技術者認定制度」試行実施要綱 (建築工事版)

1. 目的

この要綱は、公共工事の品質確保及び更なる向上を目的として、中部4県(愛知県、岐阜県、三重県、静岡県)の公共工事の発注者(以下「発注者」という。)が公共工事の品質確保の促進に関する法律第15条第1項の定めに基づき、発注関係事務を適切に行うことが出来る者(以下「支援機関」という。)を活用する場合の建築工事(設備工事を含む。以下同じ)における公共工事発注者支援業務技術者(以下「支援技術者」という。)認定制度を試行するため、必要となる事項について定めるものである。

2. 適用業務

発注者が支援機関へ委託する発注関係事務(以下「発注者支援業務」という。)を対象として、業務内容によって下表のとおり区分する。

業務区分	業務内容
設計審査・積算補助	・仕様書、設計書の審査 ・予定価格の作成(積算) 等
技術審査補助	・入札・契約方法の選定 ・契約の相手方決定に係わる評定業務 等
監督補助	・工事の監督 ・工事中の施工状況体制の評価 等
検査補助	・中間技術、既済部分、完成時の検査 ・施工企業、担当技術者の評価 等

3. 支援技術者の資格

支援技術者の資格は、公共工事の発注支援を行うに相応しい知識と経験とを有する者の中から、別に定める「公共工事発注者支援業務技術者認定要領(建築工事版)」に基づいて、施工体制の確保に関する推進協議会(以下「推進協議会」という。)において適任と認められた者を、発注者支援業務の管理技術者となり得る支援技術者として推進協議会委員長が認定することにより付与されるものとする。

4. 資格要件

(1) 資格の種類

支援技術者の資格は、当面次の1資格とする。

資格	適用業務区分
支援技術者 I 種	発注関係事務の全ての業務区分

(2) 資格要件

支援技術者 I 種の資格要件は、次のイからハの全てに該当する者とする。

- イ. 推進協議会が認定した発注者支援機関と恒常的な雇用関係にある者
または県・市からの出向職員の者
- ロ. 推進協議会が実施する「発注業務技術者試験（I 種）」に合格した者
- ハ. 推進協議会が実施する「発注者支援業務技術者認定講習会」を受講した者

(3) 認定試験受験資格

発注業務技術者試験（I 種）の受験資格は次のイからへの何れかに該当する者とする。

- イ. 一級建築士の資格を有し、指導・監督的な立場で 2 年以上の実務経験を有するとともに、公共工事の発注者の立場（土地収用法第 3 条に規定する事業の発注者及びその発注関係事務を支援する機関も含む。以下同じ）における 5 年以上の技術的実務経験（技術審査・設計・積算・監督・検査業務等の技術を要する業務）を有し、技術的実務経験のうち 2 年以上の技術審査、検査または成績評定業務の経験を有している者
- ロ. 建築設備士の資格を有し、指導・監督的な立場で 2 年以上の実務経験を有するとともに、公共工事の発注者の立場における 5 年以上の技術的実務経験を有し、技術的実務経験のうち 2 年以上の技術審査、検査または成績評定業務の経験を有している者
- ハ. 電気主任技術者の資格を取得後、指導・監督的な立場で 2 年以上の実務経験を有するとともに、公共工事の発注者の立場における 5 年以上の技術的実務経験を有し、技術的実務経験のうち 2 年以上の技術審査、検査または成績評定業務の経験を有している者
- ニ. 技術士（※ 1）の資格を有し、指導・監督的な立場で 2 年以上の実務経験を有するとともに、公共工事の発注者の立場における 5 年以上の技術的実務経験を有し、技術的実務経験のうち 2 年以上の技術審査、検査または成績評定業務の経験を有している者
- ホ. 1 級建築施工管理技士、1 級電気工事施工管理技士または 1 級管工事施工管理技士の資格を取得後、指導・監督的な立場で 2 年以上の実務経験を有するとともに、公共工事の発注者の立場における 5 年以上の技術的実務経験を有し、技術的実務経験のうち 2 年以上の技術審査、検査または成績評定業務の経験を有している者
- ヘ. 公共工事（建築工事）の発注、建築指導その他これに類する業務に係る実務経験が 20 年以上（ただし公共工事（建築工事）の発注者としての実務経験が 10 年を超える場合に限る）で、そのうち指導・監督的な立場で 2 年以上の実務経験を有するとともに、5 年以上の技術的実務経験を有し、技術的実務経験のうち 2 年以上の技術審査、検査または成績評定業務の経験を有している者

※ 1：建設業法第 15 条第 2 号イ国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件（平成 16

年4月1日 国土交通省告示第407号)において、電気工事業及び管工事業の欄に示されている技術士の部門または選択科目に相当する技術士の資格

附 則

(施行期日)

本要綱は、平成17年9月20日より適用する。

本要綱は、平成18年5月22日より適用する。

(制度の見直し)

今後、法令等に同様な制度が位置づけられた場合等は、別途、見直し再検討を行うものとする。

施工体制の確保に関する推進協議会 公共工事発注者支援業務技術者認定要領(建築工事版)

(目的)

第1条 この要領は、施工体制の確保に関する推進協議会(以下「推進協議会」という。)が別に定める「公共工事発注者支援業務技術者制度」試行実施要綱(建築工事版)(以下「実施要綱」という。)に基づき、支援技術者の資格認定の手続き(試験、講習会の実施及び認定証の交付等をいう。以下「認定業務」という。)に関する要領を定め、もって業務の円滑な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「公共工事発注者支援業務技術者(以下、「支援技術者」という)」とは、支援機関(実施要綱に定める支援機関を言う。以下同じ)が地方公共団体等(愛知県、岐阜県、三重県及び静岡県における公共工事の発注者)との契約により業務を受託する際に管理技術者等として配置するに相応しい知識と経験を有する者として推進協議会から認定を受け、第3条に定める発注者支援業務技術者認定証(以下、「認定証」という)の交付を受けた者をいう。

(認定の執行及び認定書の交付)

第3条 支援技術者の認定は、第6条に定める認定審査委員会が実施する「発注者支援業務技術者試験」(以下、「技術者試験」という)に合格した後、「発注者支援業務技術者認定講習会」(以下、「講習会」という。)を受講した者の中から、推進協議会が適任と判断した者に対して行い、推進協議会委員長より認定証を交付するものとする。

(認定証の有効期限)

第4条 認定証の有効期間は3年とする。なお、改めて講習会を受講することにより認定証の再交付を受けられることとする。

(認定の取り消し)

第5条 推進協議会は支援技術者を認定した後、当該技術者が支援技術者として相応しくないと判断したときは、認定を取り消すものとする。認定を取り消す場合は、本人及び所属する発注者支援機関に認定取消理由書により通知するものとする。

(認定審査委員会の設置及び業務)

第6条 技術者試験や講習会を通じて、支援技術者として、発注者支援業務を行うに相応した知識と経験を有するものを適正かつ公正に認定審査するため「発注者支援業務技術者認定審査委員会」(以下「認定審査委員会」)を設ける。

- 1) 認定審査委員会は、15名以上の委員で構成し、委員長1名、試験官(面接官)14名以上及び講習会講師若干名を置く。
- 2) 委員長は学識経験者から推進協議会において選任する。
- 3) 試験官及び講習会講師は、認定要領の趣旨を理解し発注関係事務に関する知識と経験を有するものを推進協議会の各構成機関より候補者として推薦し、推進協議会において選任する。
- 4) 認定審査委員会は、技術者試験及び講習会を実施し、その結果を推進協議会に報告するものとする。

(認定業務の実施に関する運用)

第7条 推進協議会は認定業務の詳細に関する「公共工事発注者支援業務技術者認定業務の実施に関する運用(建築工事版)」を定めるものとする。

(秘密保持義務等)

第8条 認定業務に携わった者は、認定事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則

(施行期日)

本要領は、平成17年9月20日より適用する。

本要領は、平成18年5月22日より適用する。

施工体制の確保に関する推進協議会 公共工事発注者支援業務技術者認定業務の実施に関する運用 (建築工事版)

施工体制の確保に関する推進協議会(以下、「推進協議会」という。)は、「公共工事発注者支援業務技術者認定要領(建築工事版)」(以下、「認定要領」という。)に基づき、公共工事発注者支援業務技術者(以下、「支援技術者」という)の認定に関する業務について次のとおり運用を定める。

(目的)

第1条 この運用は、公共工事発注者支援業務技術者の認定に関する業務(以下「認定業務」という。)について、発注者支援業務技術者認定審査委員会(「公共工事発注者支援業務技術者認定要領(建築工事版)」第6条に定める審査委員会をいう。以下「認定審査委員会」という。)の業務内容を定め、もって認定要領の円滑な運用を図ることを目的とする。

(技術者試験及び講習会等の実施)

第2条 「発注業務技術者試験」(以下「技術者試験」という。)及び「発注者支援業務技術者認定講習会(以下「講習会」という。)等は、認定審査委員会が実施する。

- 2 認定審査委員会は、推進協議会が定めた認定審査委員長と推進協議会の各構成機関から2名程度選出した認定審査委員により構成し、認定業務を実施する。
- 3 認定試験は年1回以上、主任試験官及びそれを補佐する試験官が実施するものとし、主任試験官は認定審査委員長をもって充て、他の試験官は認定審査委員をもって充てる。
- 4 講習会は、年1回以上、認定審査委員会が実施し、講習会講師は、認定審査委員会が選任し、推進協議会委員長の承認を得る。
- 5 認定審査委員会の事務局を中部地方整備局営繕部技術・評価課に置く。

(実施計画書の承認)

第3条 認定審査委員会は、認定業務の実施にあたり、技術者試験及び講習会の実施内容等に関する実施計画書を作成し、推進協議会委員長の承認を得る。

(変更実施計画書の承認)

第4条 認定審査委員会は、実施計画の承認後、大幅な変更が生じた場合は、変更実施計画書を作成し、推進協議会委員長の承認を得る。

(実施結果報告書)

第5条 認定審査委員会は、実施計画書及び変更実施計画書に基づき、技術者試験及び講習会等を実施した場合は、実施結果報告書を作成し、推進協議会に報告する。

(資格の認定)

第6条 前条により報告を受けた推進協議会は、認定要領第3条に定める支援技術者として適切であると判断した者に対し資格の認定を行う。

(資格認定証の送付)

第7条 認定要領第4条に定める認定証の交付は、推進協議会委員長が行う発注者支援業務技術者認定証(以下、「認定証」という)の送付をもって交付とする。

(資格認定証の有効期限)

第8条 認定要領第4条に定める認定証の有効期限を過ぎた者または、有効期限が1年未満となった者に対して、改めて前3条に定める資格認定に関する講習会の実施及び認定証の交付の手続きを行うものとする。

(資格の取り消し)

第9条 認定要領第6条に定める資格の取り消しは、推進協議会が認定取消理由書を送付することをもって資格の取り消しとする。

(認定業務にかかる手数料の徴収)

第10条 認定試験及び講習会の実施にかかる手数料は、当面の間は徴収しない。

(秘密の保持)

第11条 認定審査委員会は、技術者試験及び講習会で知り得た支援技術者に関する個人情報及び個別の試験結果等を外部に漏らしてはならない。

(疑義)

第12条 本運用に疑義が生じた場合または、本運用に定めのない事項についてはその都度推進協議会の決議をもって定める。ただし、軽微なもの場合は推進協議会委員長が定めることとする。

附則

(施行期日)

本要領は、平成17年9月20日より適用する。

本要領は、平成18年5月22日より適用する。

(2) 関東地方整備局における発注者支援制度

公共工事品質確保技術者制度(営繕工事)

1. 制度の概要

平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価落札方式の適用を掲げています。

関東地方整備局では総合評価落札方式の一層の活用促進および円滑な実施のために、平成18年4月に「公共工事品質確保技術者制度(営繕工事)」を創設しました。

本制度は、総合評価落札方式に関わる技術提案の審議を行うことができる者を「公共工事品質確保技術者」(以下、「品確技術者」という。)として関東地方整備局長が委嘱し、活用する制度です。

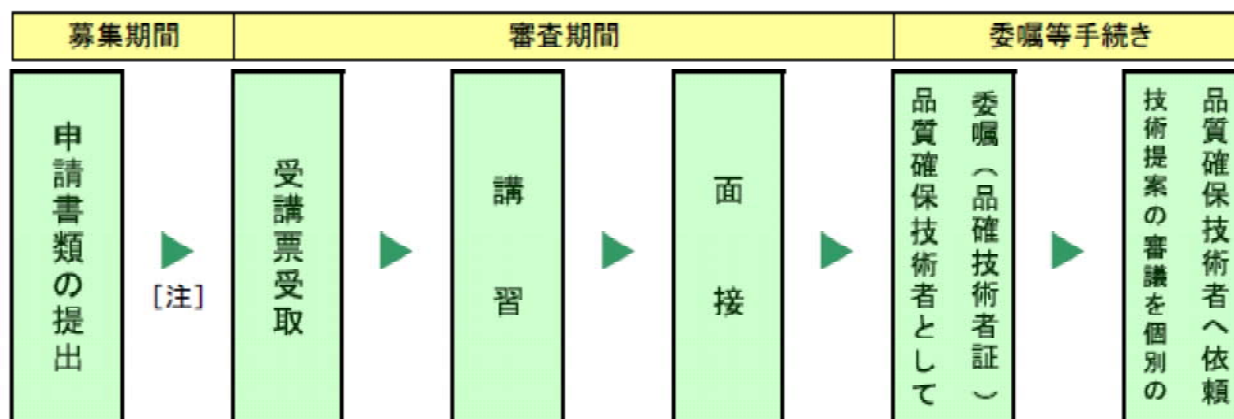
なお、本制度は関東地方整備局による活用はもとより、関東地方整備局管内の自治体による品質確保技術者の活用も含め、有意義な制度となることを目指しています。

<品確技術者のポイント>

- 公共工事の監督検査の経験等、一定の要件を満たす者の中から講習会・面接により選定し関東地方整備局長が委嘱
- 関東地方整備局直轄工事の本局及び事務所の総合評価に係わる技術提案等の審議に参加
- 関東地方整備局直轄工事の総合評価技術審査の支援を実施
- 将来的には、関東地方整備局管内地方公共団体の品確法実施支援などの発注者支援にも活用

2. 手続の流れ

(1) 申請から委嘱まで



[注] 提出書類の審査を行い、下記の公共工物品質確保技術者要件（営繕工事）の（1）を満たした方に受講票を送付します。

(2) 平成18年度の実績

- ① 4月 1日 公共工物品質確保技術者制度（営繕工事）創設
- ② 5月23日 募集開始
- ③ 6月13日 募集締切り
 応募人数 40人
 （内訳：建築30人、電気6人、機械4人）
 〔出身別：国26人、地方公共団体7人〕
 公団・公社2人、民間5人〕
- ④ 6月30日 講習会
- ⑤ 7月 5日 面接
- ⑥ 8月 1日 公共工物品質確保技術者証交付（営繕工事） 34人

3. 公共工物品質確保技術者要件（営繕工事）

品確技術者は次の（1）、（2）、（3）、の全てに該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者。ただし、現在建設業法における建設業に従事している者、及び公共工事発注機関に所属している者を除く。
- ① 一級建築士、建築設備士、電気主任技術者、技術士（※）、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、または一級管工事施工管理技士の資格を有し、かつ、公共工事の発注者としての実務経験または公共工事の監督・検査業務に関わる経験が3年以上である者。
 - ② 一級建築士、建築設備士、電気主任技術者、技術士（※）、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、または一級管工事施工管理技士の資格を有し、かつ、公共工事の主任技術者・監理技術者または現場代理人の経験が7年以上である者。
 - ③ 公共工事の発注者としての経験を25年以上有し、かつ、設計審査・監督・検査業務ま

たは入札契約業務において、直接指示する立場の経験が3年以上である者。

④ その他、公共工事発注に係わり、局長が特にその資質を認めた者。

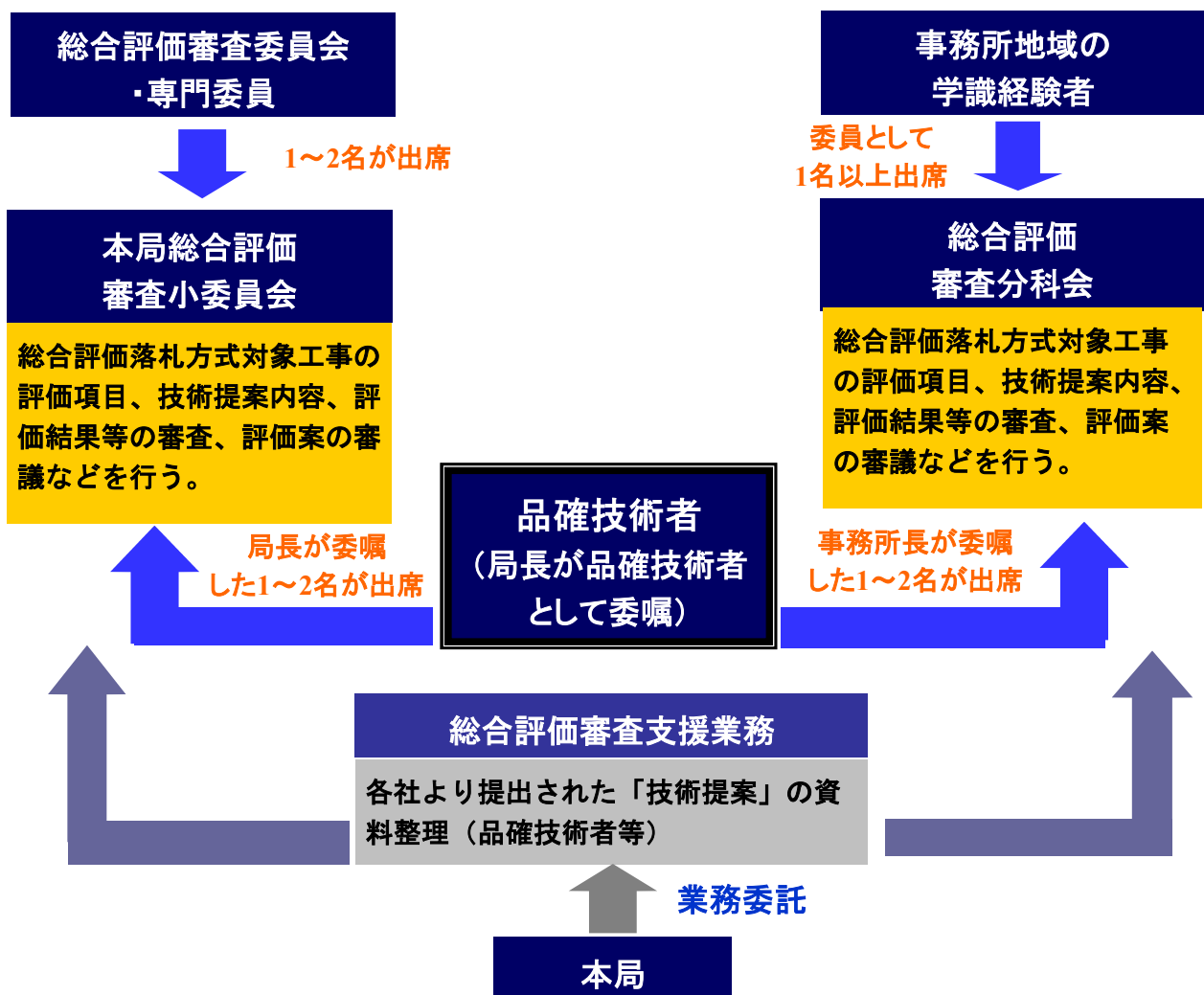
(※) 建設業法第15条第2号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件（平成16年4月1日国土交通省告示第407号）において、電気工事業及び管工事業の欄に示されている技術士の部門又は選択科目に相当する技術士の資格。

(2) 「公共工事品質確保技術者講習」（営繕工事）を受講した者。

(3) 「公共工事品質確保技術者申請書審査及び面接」に合格した者。

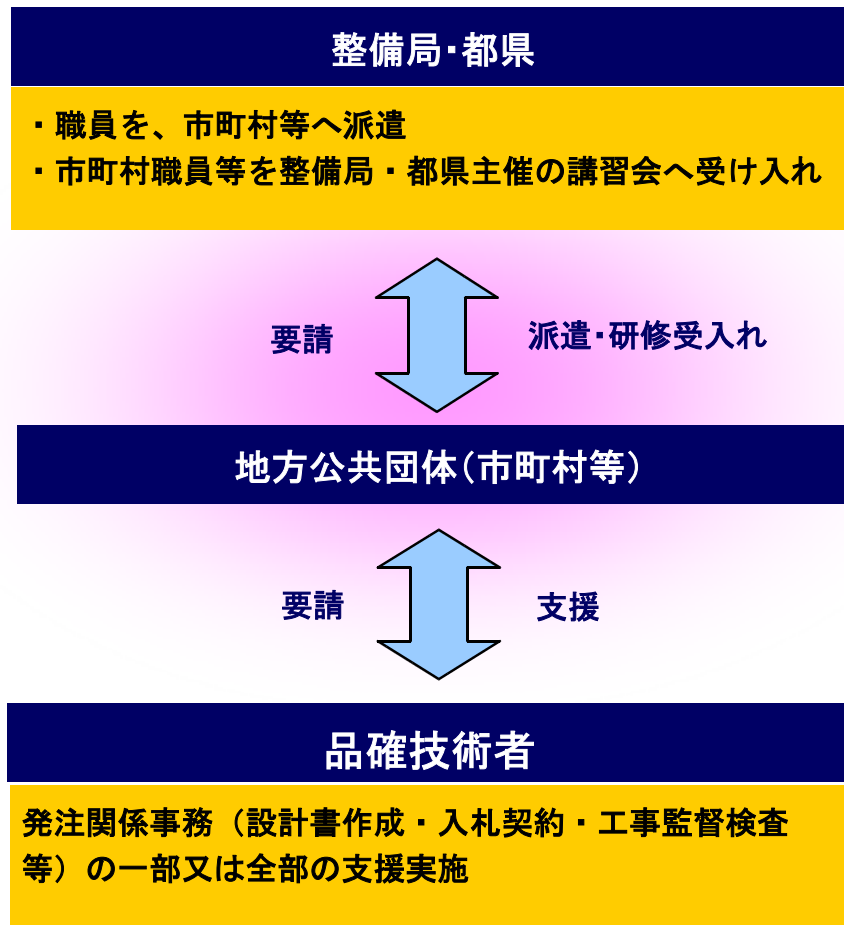
4. 関東地方整備局における制度運用

総合評価方式対象工事における活用



5. 地方公共団体への支援

(1) 支援イメージ



(2) 整備局が実施中の支援策

- ① 営繕主管課長会議の構成員傘下の市町村へ周知するための品確法説明会を実施
- ② 整備局が行う研修への地方公共団体職員の受け入れ
- ③ 神奈川県、埼玉県の総合評価審査委員会などの委員として支援

公共工物品質確保技術者制度実施要綱（営繕工事）

第一 目的

この要綱は、関東地方整備局が「公共工物品質確保の促進に関する法律」（以下、「公共工物品確法」という。）に基づいて、公共工物品質確保の促進を図るための「公共工物品質確保技術者制度」（以下、「品確技術者制度」という。）に関する運用を定めるものである。

第二 適用事務

公共工物品質確保技術者（以下、「品確技術者」という。）は、関東地方整備局が発注する公共工事（営繕部所管工事に限る）において、総合評価落札方式に関する技術提案の審議を行うことができる。

第三 要件

局長は、「第二 適用事務」を適切に実施することができる者として、次の要件を満たす者を品確技術者として委嘱することができる。

品確技術者要件

品確技術者は次の 1, 2, 3 の全てに該当する者とする。

1 次のいずれかに該当する者。ただし、建設業法における建設業に従事している者、及び、公共工事発注機関に所属している者を除く。

イ) 一級建築士、建築設備士、電気主任技術者、技術士（※）、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、または一級管工事施工管理技士の資格を有し、かつ、公共工事の発注者としての実務経験または公共工事の監督・検査業務に関わる経験が3年以上である者。

ロ) 一級建築士、建築設備士、電気主任技術者、技術士（※）、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、または一級管工事施工管理技士の資格を有し、かつ、公共工事の主任技術者・監理技術者または現場代理人の経験が7年以上である者。

ハ) 公共工事の発注者としての経験を25年以上有し、かつ、設計審査・監督・検査業務または入札契約業務において、直接指示する立場の経験が3年以上である者。

ニ) その他、公共工事発注に係わり、局長が特にその資質を認めた者。

（※）建設業法第15条第2号イ国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件（平成16年4月1日国土交通省告示第407号）において、電気工事業及び管工事業の欄に示されている技術士の部門又は選択科目に相当する技術士の資格。

2 「公共工物品質確保技術者講習（以下、「品確技術者講習」という。）」を受講した者。

3 「公共工物品質確保技術者申請書審査及び面接に合格した者。

第四 手続等

1 公共工物品質確保技術者証の交付

「第三 要件」を満足し、局長より委嘱された者には「公共工物品質確保技術者証」（以下、「品確技術者証」という。）を交付する。

2 品確技術者証の更新

品確技術者証の更新は5年間ごとに行うものとする。

3 委嘱の取り消し

イ) 局長は、品確技術者としてふさわしくないと判断した場合、委嘱を取り消すことができる。

なお、委嘱を取り消す場合、本人に理由を付し通知するものとする。

ロ) 交付された品確技術者証を、本要綱に定める目的以外に使用した場合は、委嘱を取り消すものとする。

ハ) 品確技術者として法令の遵守及び秘密の保持を確保できないと認められた場合は、委嘱を取り消すものとする。

4 品確技術者講習

品確技術者は「第二 適用事務」を実施する場合、品確技術者講習を過去一年以内に受講していなければならない。

5 その他

関東地方整備局は、地方公共団体から発注関係事務を適切に実施するための措置に関する要請があった場合、必要に応じて地方公共団体へ品確技術者に関する情報を提供することができるものとする。

なお、情報の提供にあたっては、品確技術者本人の了承を得るものとし、他の目的には使用しない。

附則

(施行期日)

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

(制度の見直し)

品確技術者制度は関東地方整備局が運用する制度であり、委嘱者の了解を得ずに、制度の見直しを行うことができる。